

行政機関便覧

—福岡県内分—

令和6年7月

総務省九州管区行政評価局

凡 例

1 収録機関

福岡県に所在する国の行政機関（九州内の上部機関及び福岡県を管轄している機関を含む。）

2 掲載順序

内閣、内閣府、省については国家行政組織法別表第1に掲げられた順に記載し、同一府省の機関については、地方支分部局、施設等機関及び府省内部部局の駐在機関の順とし、それぞれの区分の中では、各省庁設置法（関係政省令、訓令等を含む。）に掲げられた順とした。

3 収録事項

機関等名、郵便番号、所在地、電話番号、ファクシミリ番号（公表されているもののみ）、ホームページアドレス、設置根拠、所掌事務、管轄区域、組織、情報公開・個人情報保護開示請求窓口、相談・案内窓口

4 機関等の表示方法

(1) 機関等名

収録機関等のうち、下部機関を有するものについては、上位の機関の下に当該機関を表示した。

(2) 設置根拠

当該機関等（下部機関を含む。）の設置根拠法律、政令、省令等の名称及び条項を記載した。

(3) 組織

ア ――― は、当該機関等並びに当該機関の下部機関及び施設等機関等の内部組織であることを示す。

イ ----- は、下部機関であることを示す。

ウ ----- は、施設等機関であることを示す。

エ [] 囲み機関は、福岡県外に在りする機関を示す。

5 作成時点

原則として令和6年7月1日

目 次

内閣

〔人事院（事務総局）〕

人事院九州事務局	1
----------	---

内閣府

〔公正取引委員会事務総局〕

九州事務所	2
-------	---

〔国家公安委員会（警察庁）〕

九州管区警察局	4
---------	---

総務省

九州管区行政評価局	7
-----------	---

九州総合通信局	9
---------	---

法務省

福岡矯正管区	11
--------	----

九州地方更生保護委員会	12
-------------	----

福岡保護観察所	12
---------	----

福岡法務局	14
-------	----

支局・出張所	14
--------	----

法務総合研究所福岡支所	17
-------------	----

矯正研修所福岡支所	18
-----------	----

北九州医療刑務所	19
----------	----

福岡刑務所	19
-------	----

福岡拘置所	21
-------	----

少年院（福岡少年院、筑紫少女苑）	22
------------------	----

少年鑑別所（福岡、小倉支所）	23
----------------	----

〔検察庁〕

福岡高等検察庁	24
---------	----

福岡地方検察庁	25
---------	----

区検察庁	27
------	----

〔出入国在留管理庁〕

福岡出入国在留管理局	28
------------	----

〔公安調査庁〕

九州公安調査局	30
---------	----

財務省

福岡財務支局	31
--------	----

門司税関	33
------	----

長崎税関	36
------	----

財務総合政策研究所北九州研修支所	39
------------------	----

税関研修所門司支所	40
-----------	----

〔国税庁〕

福岡国税局	41
税務署	41
税務大学校福岡研修所	45
福岡国税不服審判所	46
国税庁福岡派遣監督評価官	47
福岡派遣国税庁監察官	47

厚生労働省

九州厚生局	48
福岡労働局	50
労働基準監督署	50
公共職業安定所	51
福岡検疫所	56
国立障害者リハビリテーションセンター自立支援局福岡視力障害センター	58

農林水産省

九州農政局	59
地方参事官（福岡県拠点）	59
北部九州土地改良調査管理事務所	59
門司植物防疫所	64
動物検疫所門司支所	65

〔林野庁〕

九州森林管理局	66
福岡森林管理署	66

〔水産庁〕

九州漁業調整事務所	68
-----------	----

経済産業省

九州経済産業局	69
九州産業保安監督部	71

国土交通省

九州地方整備局	72
河川事務所(筑後川、遠賀川)	72
国道事務所(福岡、北九州、有明海沿岸)	72
筑後川ダム統合管理事務所	73
九州技術事務所	73
九州道路メンテナンスセンター	73
国営海の中道海浜公園事務所	73
港湾・空港整備事務所(北九州、博多)	73
苅田港湾事務所	73
関門航路事務所	73

九州運輸局	81
福岡運輸支局	81
自動車検査登録事務所（北九州、久留米、筑豊）	81
若松海事事務所	81
空港事務所（福岡、北九州）	86
福岡航空交通管制部	88

〔国土地理院〕

九州地方測量部	89
---------	----

〔海難審判所〕

門司地方海難審判所	90
-----------	----

〔気象庁〕

福岡管区气象台	91
福岡航空地方气象台	91

〔運輸安全委員会〕

運輸安全委員会事務局門司事務所	93
-----------------	----

〔海上保安庁〕

第七管区海上保安本部	94
海上保安部等	94
海上保安学校門司分校	96

環境省

九州地方環境事務所	97
福岡事務所	97

防衛省

九州防衛局	100
陸上自衛隊（西部方面隊第4師団司令部等）	102
陸上自衛隊学校幹部候補生学校	106
航空自衛隊（航空総隊西部航空方面隊司令部等）	107
自衛隊福岡病院	110
自衛隊福岡地方協力本部	111

内 閣

〔人事院（事務総局）〕

人事院九州事務局

〒812-0013 福岡市博多区博多駅東 2-11-1 福岡合同庁舎本館 5 階

TEL 092-431-7731(総務課) FAX 092-475-0565

ホームページ <https://www.jinji.go.jp/kyusyu/>

(設置根拠)

国家公務員法第 13 条第 5 項、人事院規則 2-3 第 76 条

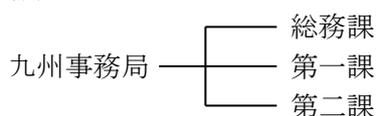
(所掌事務)

国家公務員法、一般職の職員の給与に関する法律その他の法律に基づいて、勤務条件の改善勧告、法令の制定改廃に関する意見の申出、人事行政改善の勧告、採用試験、任免、給与、研修、分限、懲戒、苦情の処理、職務に係る倫理保持等に関する事務

(管轄区域)

福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県

(組織)



(情報公開・個人情報保護開示請求窓口)

九州人事行政情報コーナー

TEL 092-431-7731

(相談・案内窓口)

総務課

TEL 092-431-7731

内閣府

〔公正取引委員会事務総局〕

九州事務所 〒812-0013 福岡市博多区博多駅東 2-10-7 福岡第二合同庁舎別館 2 階
TEL 092-431-5881
ホームページ https://www.jftc.go.jp/regional_office/kyusyu/

(設置根拠)

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第 35 条の 2
公正取引委員会事務総局組織令第 22 条

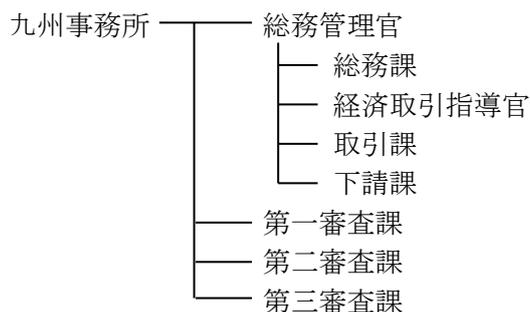
(所掌事務)

- 1 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（独占禁止法）の施行
 - (1) 経済法令及びこれに基づく行政措置の調査に関すること。
 - (2) 独占禁止政策に係る事業活動及び経済実態(独占の状態に係るものを含む。)の調査に関すること。
 - (3) 会社及びその子会社の事業に関する報告書、会社の設立に関する届出並びに会社の株式の取得、合併、共同新設分割、吸収分割、共同株式移転又は事業若しくは事業上の固定資産の譲受けに関する計画に係る届出の受理、会社の株式の取得、合併、共同新設分割、吸収分割、共同株式移転又は事業若しくは事業上の固定資産の譲受けをしてはならない期間の短縮並びに議決権の取得又は保有の認可並びにこれらの取消し及び変更に関すること。
 - (4) 不公正な取引方法の指定に関すること。
 - (5) 独占禁止法の規定に違反する被疑事実の探知、報告及び通知の受理並びに報告者に対する通知に関すること。
 - (6) 課徴金の徴収に関すること。
 - (7) 事件の審査に関すること。
 - (8) 排除措置命令の執行及び執行後の監査に関すること。
- 2 中小企業等協同組合の届出の受理に関すること。
- 3 生活衛生同業組合の適正化規程に関すること。
- 4 労働時間短縮実施計画に関すること。
- 5 再販売価格に関する届出の受理に関すること。
- 6 不当景品類及び不当表示防止法（景品表示法）に基づく政令の規定により公正取引委員会の権限に属させられた報告の徴収及び立入検査等に関する事務に関すること。
- 7 下請代金支払遅延等防止法（下請法）の施行に関する事務
- 8 消費税転嫁対策特別措置法の施行に関する事務
- 9 特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律（フリーランス法）の施行に関する事務

(管轄区域)

福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県

(組織)



(情報公開・個人情報保護開示請求窓口)

九州事務所総務課 TEL 092-431-5881

(相談・案内窓口)

○独占禁止法 総務課 TEL 092-431-5881

○景品表示法 取引課 TEL 092-431-6031

○下請法 下請課 TEL 092-431-6032

○フリーランス法 取引課 TEL 092-431-6031

〔国家公安委員会〕

〔警察庁〕

九州管区警察局

〒812-8573 福岡市博多区東公園 7-7
TEL 092-622-5000(代表) FAX 092-631-1343
ホームページ <https://www.kyushu.npa.go.jp/>

(下部機関)

福岡県情報通信部 〒812-8576 福岡市博多区東公園 7-7
TEL 092-641-4141

(参考)

佐賀県情報通信部 〒840-8540 佐賀市松原 1-1-16
TEL 0952-24-1111
長崎県情報通信部 〒850-8548 長崎市尾上町 3-3
TEL 095-820-0110
熊本県情報通信部 〒862-8610 熊本市中央区水前寺 6-18-1
TEL 096-381-0110
大分県情報通信部 〒870-8502 大分市大手町 3-1-1
TEL 097-536-2131
宮崎県情報通信部 〒880-8509 宮崎市旭 1-8-28
TEL 0985-31-0110
鹿児島県情報通信部 〒890-8566 鹿児島市鴨池新町 10-1
TEL 099-206-0110
沖縄県情報通信部 〒900-0021 那覇市泉崎 1-2-2
TEL 098-862-0110

(附属機関)

九州管区警察学校 〒812-0888 福岡市博多区板付 6-1-1
TEL 092-581-3531

(設置根拠)

管区警察局 警察法第 30 条第 1 項
府県情報通信部 警察法施行規則第 140 条第 1 項
管区警察学校 警察法第 32 条第 1 項

(所掌事務)

＜管区警察局＞

- (1) 警察に関する国の予算に関すること。
- (2) 次に掲げる事案で国の公安に係るものについての警察運営に関すること。
 - ア 民心に不安を生ずべき大規模な災害に係る事案
 - イ 地方の静穏を害するおそれのある騒乱に係る事案
 - ウ 国際関係に重大な影響を与え、その他国の重大な利益を著しく害するおそれのある航空機の強取、人質による強要、爆発物の所持その他これらに準ずる犯罪に係る事案
- (3) 大規模な災害又は騒乱その他の緊急事態に対処するための計画及びその実施に関すること。
- (4) 次のいずれかに該当する広域組織犯罪その他の事案に対処するための警察の態勢に関すること。
 - ア 全国の広範な区域において個人の生命、身体及び財産並びに公共安全と秩序を害し、又は害するおそれのある事案
 - イ 国外において日本国民の生命、身体及び財産並びに日本国の重大な利益を害し、又は害するおそれのある事案
 - ウ サイバーセキュリティが害されることその他情報技術を用いた不正な行為により生ずる個人の生命、身体及び財産並びに公共安全と秩序を害し、又は害するおそれのある事案

- (5) 全国的な幹線道路における交通の規制に関すること。
- (6) 犯罪による収益に関する情報の集約、整理及び分析並びに関係機関に対する提供に関すること。
- (7) 国際刑事警察機構、外国の警察行政機関その他国際的な警察に関する関係機関との連絡に関すること。
- (8) 国際捜査共助に関すること。
- (9) 国際緊急援助活動に関すること。
- (10) 所掌事務に係る国際協力に関すること。
- (11) 犯罪被害者等基本計画の作成及び推進に関すること。
- (12) 債権管理回収業に関する特別措置法の規定に基づく意見の陳述その他の活動に関すること。
- (13) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律の規定に基づく意見の陳述その他の活動に関すること。
- (14) 警察教養施設の維持管理その他警察教養に関すること。
- (15) 警察通信施設の維持管理その他警察通信に関すること。
- (16) 犯罪の取締りのための電子情報処理組織及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）の解析その他情報技術の解析に関すること。
- (17) 犯罪鑑識施設の維持管理その他犯罪鑑識に関すること。
- (18) 警察職員の任用、勤務及び活動の基準に関すること。
- (19) (18)に掲げるもののほか、警察行政に関する調整に関すること。
- (20) 所掌事務を遂行するために必要な監察に関すること。
- (21) そのほか、他の法律（これに基づく命令を含む。）の規定に基づき警察庁の権限に属させられた事務

<府県情報通信部>

管区警察局の通信に関する事務及び犯罪の取締りのための情報技術の解析に関する事務

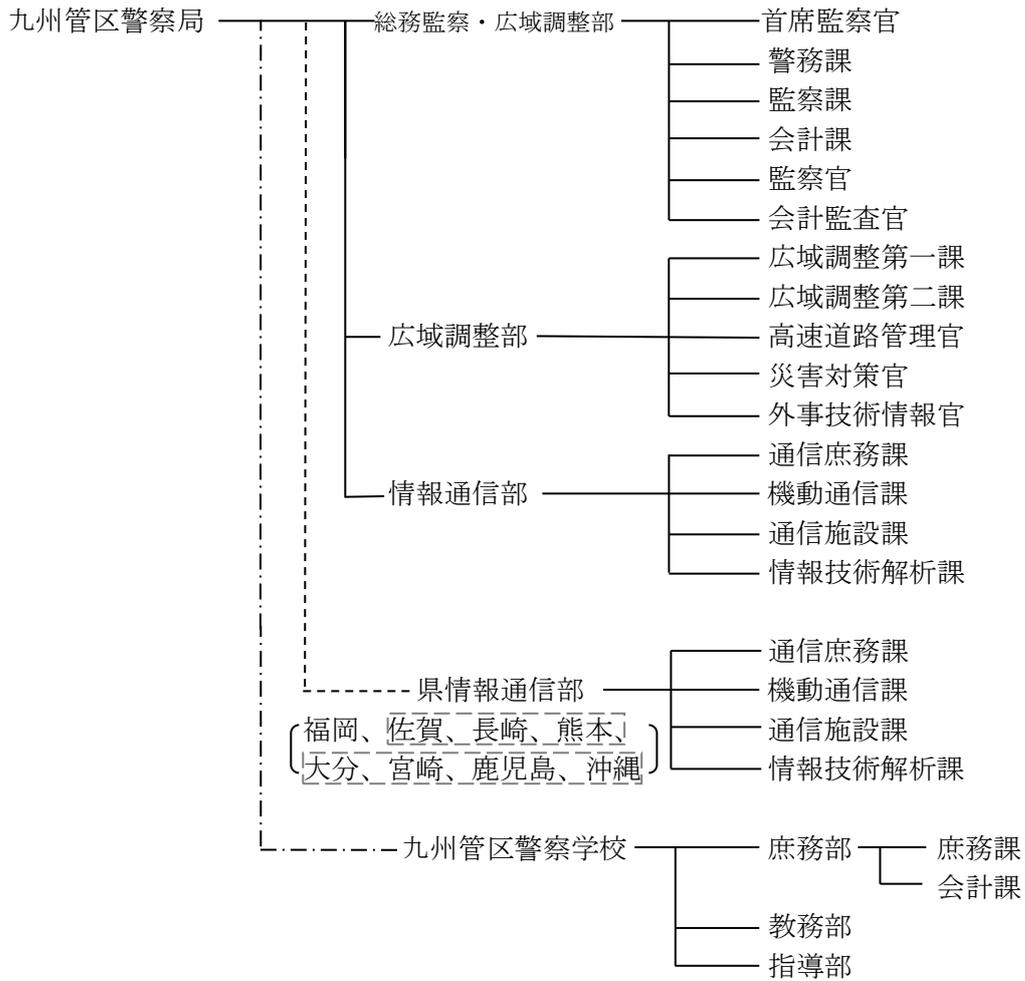
<管区警察学校>

警察職員に対し、幹部として必要な教育訓練その他所要の教育訓練を行うこと。

(管轄区域)

九州管区警察局	福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県
福岡県情報通信部	福岡県

(組織)



(情報公開・個人情報保護開示請求窓口)

九州管区警察局総務監察・広域調整部警務課 TEL 092-622-5000

(案内窓口)

九州管区警察局総務監察・広域調整部警務課 TEL 092-622-5000

(相談窓口)

警察相談専用電話 プッシュ回線電話・公衆電話・携帯電話からは局番なしの「#9110」

総務省

九州管区行政評価局

〒812-0013 福岡市博多区博多駅東 2-11-1 福岡合同庁舎本館 8 階

TEL 092-431-7081 FAX 092-431-7085

ホームページ <http://www.soumu.go.jp/kanku/kyusyu.html>

(設置根拠)

管区行政評価局

総務省設置法第 24 条、総務省組織令第 133 条

行政評価事務所

総務省設置法第 27 条、総務省組織令第 137 条

行政監視行政相談センター

総務省管区行政評価局等組織規程第 14 条

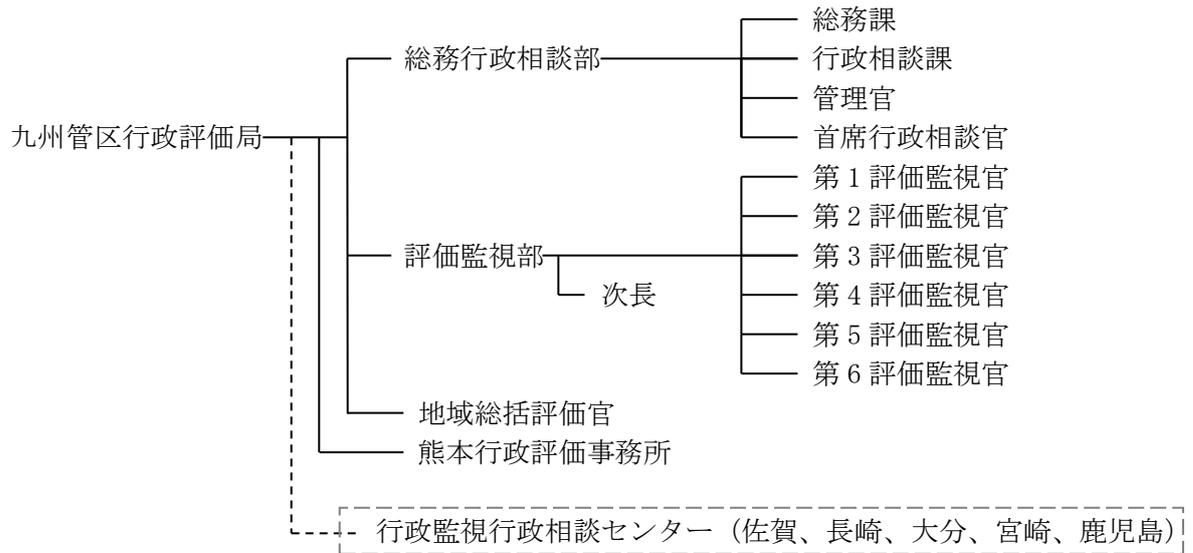
(所掌事務)

- (1) 政策評価に関する基本的事項の企画及び立案並びに政策評価に関する各府省及びデジタル庁の事務の総括に関すること。
- (2) 各府省及びデジタル庁の政策について、統一的若しくは総合的な評価を行い、又は政策評価の客観的かつ厳格な実施を担保するための評価を行うこと。
- (3) 各行政機関の業務の実施状況の評価（当該行政機関の政策についての評価を除く。）及び監視を行うこと。
- (4) (2)の規定による評価並びに(3)の規定による評価及び監視（(5)において「行政評価等」という。）に関連して、次に掲げる業務の実施状況に関し必要な調査を行うこと。
 - イ 独立行政法人の業務
 - ロ 法律により直接に設立される法人又は特別の法律により特別の設立行為をもって設立すべきものとされる法人（独立行政法人を除く。）の業務
 - ハ 特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人（その資本金の2分の1以上が国からの出資による法人であって、国の補助に係る業務を行うものに限る。）の業務
 - ニ 国の委任又は補助に係る業務
- (5) 行政評価等に関連して、(4)ニの規定による調査に該当するもののほか、地方自治法第 2 条第 9 項第 1 号に規定する第 1 号法定受託事務に該当する地方公共団体の業務（各行政機関の業務と一体として把握される必要があるものに限る。）の実施状況に関し調査を行うこと。
- (6) 各行政機関の業務、(4)に規定する業務及び(5)に規定する地方公共団体の業務に関する苦情の申出についての必要なあっせんに関すること。
- (7) 行政相談委員に関すること。
- (8) 行政機関の機構、定員等に関する調査並びに資料の収集及び整理に関する事務を行うこと。
- (9) 行政機関の保有する情報の公開に関する法律、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律、行政手続法及び行政不服審査法に係る案内を行う「情報公開・行政手続制度案内所」に関すること。

(管轄区域)

福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県

(組織)



(情報公開・個人情報保護開示請求窓口)

九州管区行政評価局総務課

TEL 092-431-7081

FAX 092-431-7085

(相談・案内窓口)

○行政相談受付専用電話 行政苦情 110 番

TEL 0570-090110 (全国共通番号)

総務省行政相談センターきくみみ福岡

TEL 092-473-1100

FAX 092-431-8317

○情報公開・行政手続制度案内所

TEL 092-431-7083

FAX 092-431-7084

○政策評価情報の所在案内窓口

TEL 092-431-7089

FAX 092-431-7084

(設置根拠)

九州総合通信局 総務省設置法第 24 条第 1 項、総務省組織令第 138 条

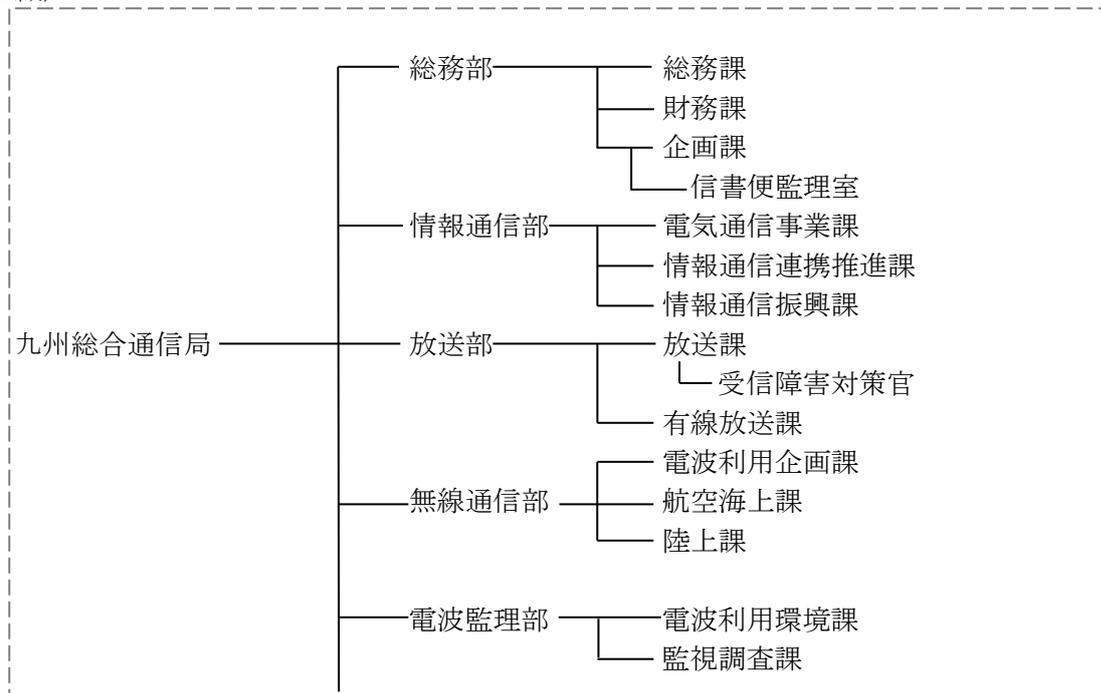
(所掌事務)

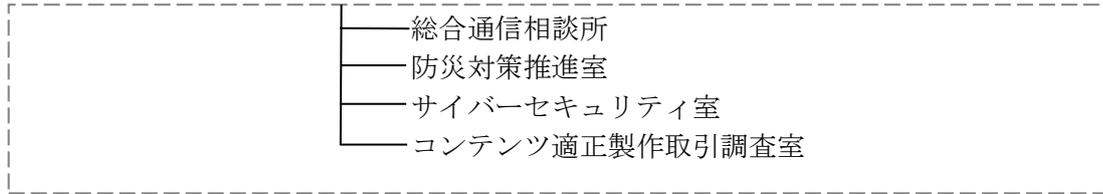
- (1) 符号、音響、影像その他の情報の電磁的方式による発信、伝送又は受信（以下「情報の電磁的流通」という。）のための有線又は無線の施設の設置及び使用の規律並びにこれらの施設の整備の促進に関すること。
- (2) 国際放送その他の本邦と外国との間の情報の電磁的流通の促進に関すること。
- (3) 前 2 号の規定に掲げるもののほか、情報の電磁的流通の規律及び振興に関すること。
- (4) 電気通信業及び放送業（有線放送業を含む。）の発達、改善及び調整に関すること。
- (5) 日本放送協会に関すること。
- (6) 非常事態における重要通信の確保に関すること。
- (7) 周波数の割当て及び電波の監督管理に関すること。
- (8) 電波の監視及び電波の質の是正並びに不法に開設された無線局及び不法に設置された高周波利用設備の探査に関すること。
- (9) 電波が無線設備その他のものに及ぼす影響による被害の防止又は軽減に関すること。
- (10) 電波の利用の促進に関すること。
- (11) 有線電気通信設備及び無線設備（高周波利用設備を含む。）に関する技術上の規格に関すること。
- (12) 情報の電磁的流通及び電波の利用に関する技術の研究及び開発に関すること。
- (13) 情報通信の高度化に関する事務のうち情報の電磁的流通に係るものに関すること。
- (14) 信書便事業の監督に関すること。
- (15) 所掌事務に係る一般消費者の利益の保護に関すること。
- (16) 前各号に掲げるもののほか、他の行政機関の所掌に属しない事務及び法律（法律に基づく命令を含む。）で総務省に属させられた事務

(管轄区域)

福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県

(組織)





(情報公開・個人情報保護開示請求窓口)

総務部総企画課

TEL 096-326-7328

FAX 096-356-3523

(相談・案内窓口)

○電波利用料	総務部財務課	TEL 096-326-7805	FAX 096-356-3523
○信書便事業	総務部企画課信書便監理室	TEL 096-326-7847	FAX 096-356-3523
○電気通信サービス	情報通信部電気通信事業課	TEL 096-326-7862	FAX 096-326-7829
○テレビ・ラジオの受信障害	放送部放送課受信障害対策官	TEL 096-326-7873	FAX 096-326-7867
○地上デジタルテレビ放送	放送部放送課	TEL 096-326-7882	FAX 096-326-7867
○防災、減災の対策	防災対策推進室	TEL 096-326-7334	FAX 096-356-3523
○電子機器、人体に対する電波の影響等	電波監理部電波利用環境課	TEL 096-312-8254	FAX 096-312-8259
○無線局への混信・障害	電波監理部監視調査課	TEL 096-312-8262	FAX 096-312-8259
○情報通信行政全般	総合通信相談所	TEL 096-326-7819	FAX 096-356-3523

法 務 省

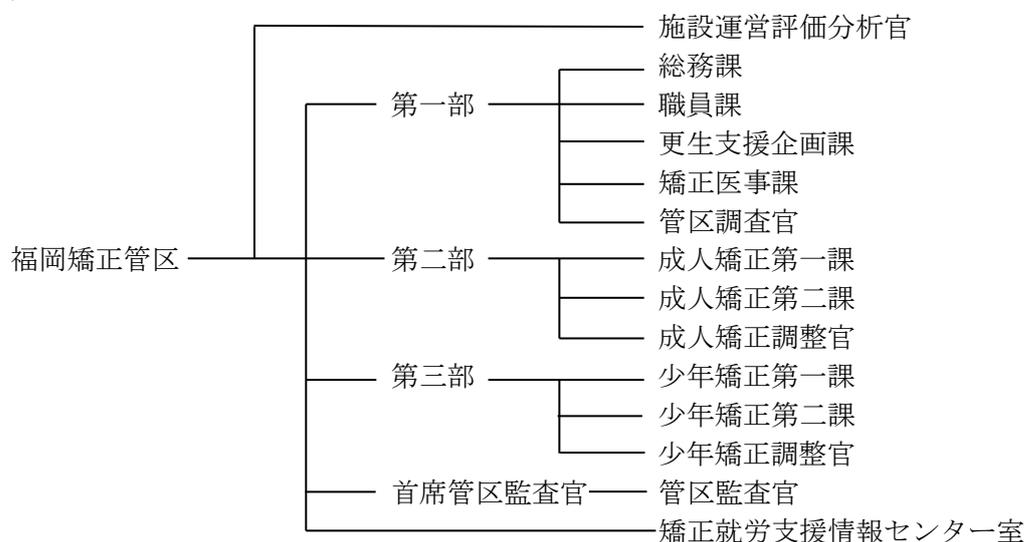
福岡矯正管区 〒813-0036 福岡市東区若宮 5-3-53
TEL 092-661-1137 FAX 092-663-1001
法務省矯正局ホームページ http://www.moj.go.jp/kyousei1/kyousei_index.html

(設置根拠)
法務省設置法第 15 条、第 16 条、法務省組織令第 61 条

(所掌事務)
刑務所、少年刑務所、拘置所、少年院及び少年鑑別所の運営の管理に関する事務を分掌

(管轄区域)
福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県

(組織)



(情報公開・個人情報保護開示請求窓口)
福岡矯正管区情報公開窓口・個人情報保護窓口 TEL 092-661-1137 FAX 092-663-1001

(相談・案内窓口)
福岡矯正管区総務課 TEL 092-661-1137 FAX 092-663-1001

九州地方更生保護委員会 〒810-0044 福岡市中央区六本松 4-2-3 福岡第2法務総合庁舎
TEL 092-761-7781 FAX 092-724-2321
ホームページ https://www.moj.go.jp/hogol/soumu/hogo_k_kyusyu_kyusyu.html

福岡保護観察所 〒810-0044 福岡市中央区六本松 4-2-3 福岡第2法務総合庁舎
TEL 092-761-6736 FAX 092-724-2322
ホームページ https://www.moj.go.jp/hogol/soumu/hogo_k_fukuoka_fukuoka.html

(下部機関)

北九州支部	〒803-0813	北九州市小倉北区内 5-1 小倉合同庁舎
	TEL 093-561-6340	FAX 093-562-0138
北九州自立更生促進センター	〒803-0801	北九州市小倉北区西港町 103-2
	TEL 093-562-3146	FAX 093-571-5685
飯塚駐在官事務所	〒820-0018	飯塚市芳雄町 13-6 飯塚合同庁舎
	TEL 0948-22-4775	FAX 0948-22-4775

(設置根拠)

地方更生保護委員会 法務省設置法第15条、第17条、法務省組織令第63条
保護観察所、支部 法務省設置法第15条、第24条、第25条、法務省組織令第68条、
保護観察所組織規則第7条、第10条

(所掌事務)

<地方更生保護委員会>

- (1) 保護司の委嘱、解嘱、監督等に関する事。
- (2) 刑法第28条の行政官庁として、仮釈放を許し、又はその処分を取り消す事。
- (3) 刑法第30条の行政官庁として、仮出場を許す事。
- (4) 少年院からの仮退院又は退院を許す事。
- (5) 少年院からの仮退院中の者について、少年院に戻して収容する旨の決定の申請をし又は仮退院を許す処分を取り消す事。
- (6) 少年法第52条第1項又は、同条第1項及び第2項の規定により言い渡された刑について、その執行を受け終わったものとする処分をすること。
- (7) 保護観察所の事務を監督すること。
- (8) 更生保護事業の助長及び監督等に関する事。
- (9) その他更生保護法等によりその権限に属させられた事項を処理すること。

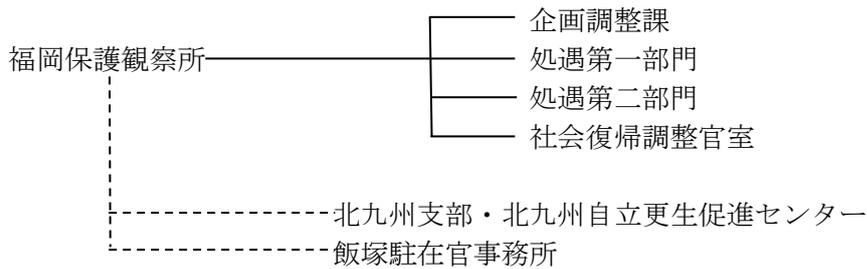
<保護観察所>

- (1) 保護司の選考等に関する事。
- (2) 保護観察を実施すること。
- (3) 刑法第25条の2第2項及び第27条の3第2項の行政官庁として、保護観察を仮に解除し、又はその処分を取り消す事。
- (4) 犯罪の予防を図るため、世論を啓発し、社会環境の改善に努め、及び地域住民の活動を促進すること。
- (5) 生活環境の調査、調整に関する事。
- (6) 精神保健観察の実施に関する事。
- (7) 更生保護に関する関係機関相互間の連携の確保に関する事。
- (8) その他更生保護法等により保護観察所の所掌に属せしめられた事務

(管轄区域)

地方更生保護委員会 福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県
保護観察所 福岡県
支部 保護観察所組織規則別表第一に定める区域内

(組織)



(情報公開・個人情報保護開示請求窓口)

○九州地方更生保護委員会事務局総務課 TEL 092-761-7781 FAX 092-724-2321
○福岡保護観察所企画調整課 TEL 092-761-6736 FAX 092-724-2322

(相談・案内窓口)

○九州地方更生保護委員会事務局総務課 TEL 092-761-7781 FAX 092-724-2321
○福岡保護観察所企画調整課 TEL 092-761-6736 FAX 092-724-2322

福岡法務局 〒810-8513 福岡市中央区舞鶴 3-5-25 福岡第1法務総合庁舎
TEL 092-721-4570 FAX 092-724-2255
登記事項証明書等発行窓口 TEL 092-722-4725
ホームページ <https://houmukyoku.mo.j.go.jp/fukuoka/index.html>

(下部機関)

西新出張所 〒814-8524 福岡市早良区祖原 14-15
TEL 092-831-4114 FAX 092-831-4115
登記事項証明書等発行窓口 TEL 092-846-8121

粕屋出張所 〒811-2317 糟屋郡粕屋町長者原東 6-15-1
TEL 092-938-2258 FAX 092-938-2271
登記事項証明書等発行窓口 TEL 092-939-1939

福岡出張所 〒811-3218 福津市手光南 2-3-28
TEL 0940-42-0304 FAX 0940-42-0559
登記事項証明書等発行窓口 TEL 0940-42-0324

筑紫支局 〒818-8567 筑紫野市二日市中央 5-14-7
TEL 092-922-2881 FAX 092-922-3342
登記事項証明書等発行窓口 TEL 092-924-0571

朝倉支局 〒838-0061 朝倉市菩提寺 480-6
TEL 0946-22-2455 FAX 0946-22-0676
登記事項証明書等発行窓口 TEL 0946-21-2029

飯塚支局 〒820-0018 飯塚市芳雄町 13-6 飯塚合同庁舎
TEL 0948-22-1580 FAX 0948-22-5663
登記事項証明書等発行窓口 TEL 0948-22-1582

直方支局 〒822-0015 直方市新町 2-1-24
TEL 0949-22-1144 FAX 0949-22-1145
登記事項証明書等発行窓口 TEL 0949-23-4948

久留米支局 〒830-0022 久留米市城南町 21-5
TEL 0942-39-2121 FAX 0942-36-1831
登記事項証明書等発行窓口 TEL 0942-37-3074

柳川支局 〒832-0042 柳川市一新町 1-9
TEL 0944-72-2640 FAX 0944-72-2642
登記事項証明書等発行窓口 TEL 0944-74-2156

八女支局 〒834-0047 八女市稲富 127
TEL 0943-23-2603 FAX 0943-23-2907
登記事項証明書等発行窓口 TEL 0943-23-4409

北九州支局 〒803-8513 北九州市小倉北区城内 5-1 小倉合同庁舎
TEL 093-561-3542 FAX 093-571-2365
登記事項証明書等発行窓口 TEL 093-582-4847

八幡出張所 〒806-0048 北九州市八幡西区樋口町 7-1
TEL 093-641-7307 FAX 093-641-7312
登記事項証明書等発行窓口 TEL 093-641-7309

行橋支局 〒824-0003 行橋市大橋 2-22-10
TEL 0930-22-0476 FAX 0930-22-3076
登記事項証明書等発行窓口 TEL 0930-25-2132

田川支局 〒825-0013 田川市中央町 4-20
TEL 0947-44-1426 FAX 0947-44-1420
登記事項証明書等発行窓口 TEL 0947-44-1431

(設置根拠)

法務局 法務省設置法第 15 条、法務省組織令第 64 条

支 局 法務省設置法第 19 条、法務局及び地方法務局の支局及び出張所設置規則第 1 条、第 3 条

出張所 法務省設置法第 20 条、法務局及び地方法務局の支局及び出張所設置規則第 1 条、第 3 条

(所掌事務)

<法務局>

- (1) 国籍、戸籍、登記、供託、遺言書保管、相続土地国庫帰属及び公証に関すること。
- (2) 司法書士及び土地家屋調査士に関すること。
- (3) 人権侵害事件に係る調査並びに被害の救済及び予防に関すること。
- (4) 人権啓発及び民間における人権擁護運動の助長に関すること。
- (5) 人権擁護委員に関すること。
- (6) 人権相談に関すること。
- (7) 総合法律支援に関すること。
- (8) 国の利害に関係のある争訟に関すること。
- (9) 法律（法律に基づく命令を含む。）に基づき法務省に属させられた事務

<支局>

- (1) 戸籍に関すること。
- (2) 供託に関すること。
- (3) 遺言書保管に関すること。
- (4) 登記に関すること（成年後見登記、動産譲渡登記及び債権譲渡登記に関する事務を除く。）。
- (5) 人権に関すること。
- (6) 国籍に関すること（北九州支局のみ。）。
- (7) その他局長が特に命じた事務

<出張所>

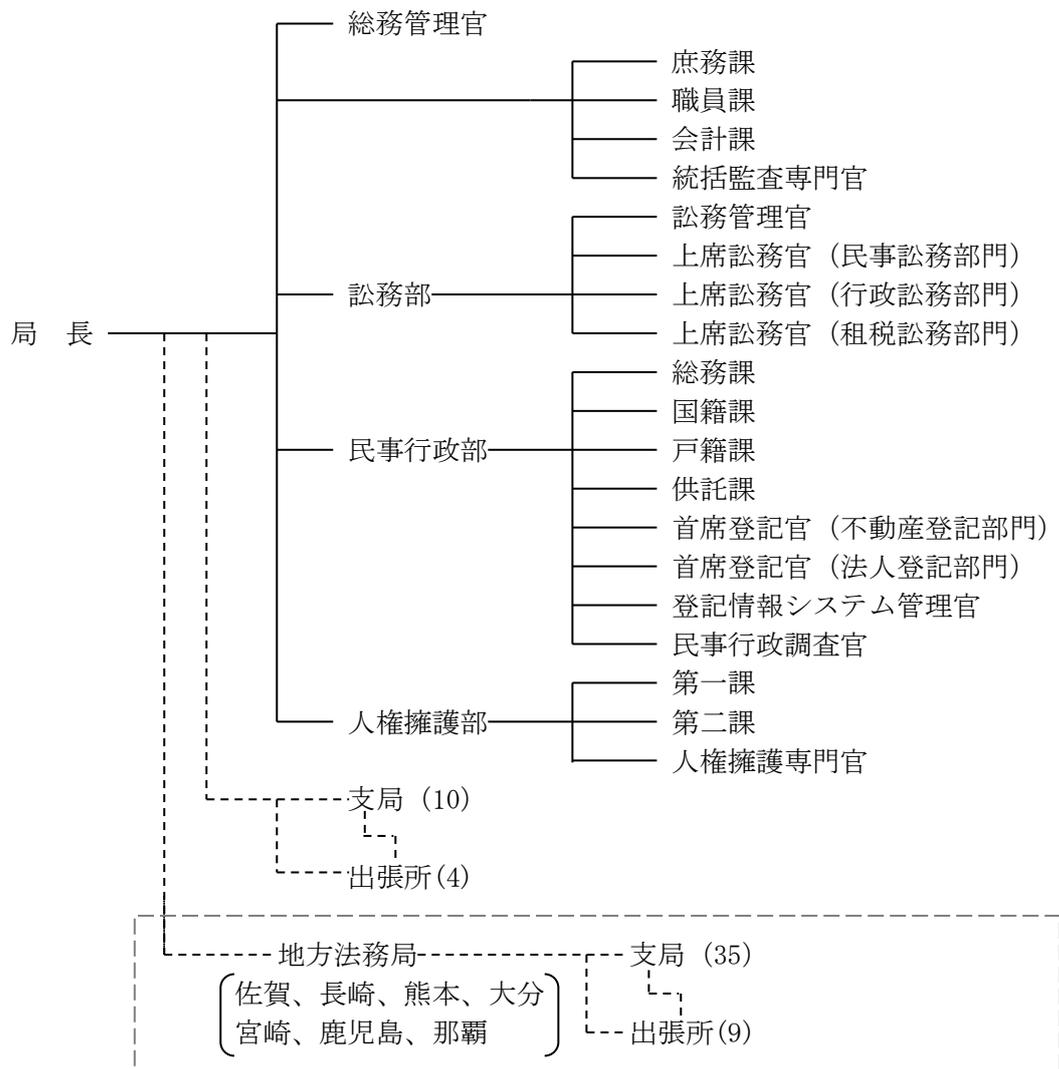
- (1) 登記に関すること（成年後見登記、動産譲渡登記及び債権譲渡登記に関する事務を除く。）。
- (2) その他局長が特に命じた事務

(管轄区域)

法務局 福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県

支局・出張所 法務局及び地方法務局の支局及び出張所設置規則別表に定める区域内

(組織)



(情報公開・個人情報保護開示請求窓口)

福岡法務局庶務課

TEL 092-721-4601

FAX 092-724-2255

(相談・案内窓口)

- 土地・建物、会社・法人の登記事項証明書等の請求 TEL 092-722-4725
- 地図・図面等の写し、会社の印鑑証明書等の請求
- 不動産登記 TEL 092-721-4575
- 法人登記 TEL 092-721-9306
- 戸籍事務及び成年後見登記 TEL 092-721-9334
- 国籍事務 TEL 092-721-9344
- 供託事務 TEL 092-721-9184
- 遺言書保管 TEL 092-721-9186
- 人権問題
 - ・一般相談 TEL 0570-003-110
 - ・女性の人権ホットライン TEL 0570-070-810
 - ・子どもの人権 110 番 TEL 0120-007-110
 - ・外国人のための人権相談 TEL 0570-090-911

矯正研修所福岡支所

〒813-0036 福岡市東区若宮 5-3-53

TEL 092-661-1179 FAX 092-663-1001

法務省矯正研修所ホームページ

http://www.moj.go.jp/kyouseil/kyousei_kyousei18.html

(設置根拠)

法務省組織令第 62 条、第 64 条第 3 項、矯正研修所組織規則第 8 条

(所掌事務)

矯正の事務に従事する職員に対して、職務上必要な研修を行うことをつかさどる。

(組織)

[(矯正研修所)] ----- 福岡支所 ----- 教頭 ----- 教官

(情報公開・個人情報保護開示請求窓口)

矯正研修所情報公開窓口・個人情報保護窓口 TEL 042-500-5261 FAX 042-500-5264

(相談・案内窓口)

矯正研修所福岡支所 TEL 092-661-1179 FAX 092-663-1001

刑務所

北九州医療刑務所

〒802-0837 北九州市小倉南区葉山町 1-1-1
TEL 093-963-8131 FAX 093-965-1277

福岡刑務所

〒811-2126 福岡県糟屋郡宇美町障子岳南 6-1-1
TEL 092-932-0395 FAX 092-931-1001

法務省ホームページ(施設一覧)

http://www.moj.go.jp/kyousei1/kyousei_kyousei16-03.html

法務省ホームページ(刑務作業案内)

<http://www.moj.go.jp/KYOUSEI/KEIMUSAGYO/sagyo/index.html>

(下部機関)

大牟田拘置支所

〒836-0052 大牟田市白金町 69
TEL 0944-53-0548 FAX 0944-57-4924

久留米拘置支所

〒830-0021 久留米市篠山町 31
TEL 0942-32-2493 FAX 0942-32-2501

飯塚拘置支所

〒820-0004 飯塚市新立岩 6-7
TEL 0948-29-1938 FAX 0948-29-1960

厳原拘置支所

〒817-0032 長崎県対馬市厳原町久田 587-2
TEL 0920-52-1108 FAX 0920-52-4553

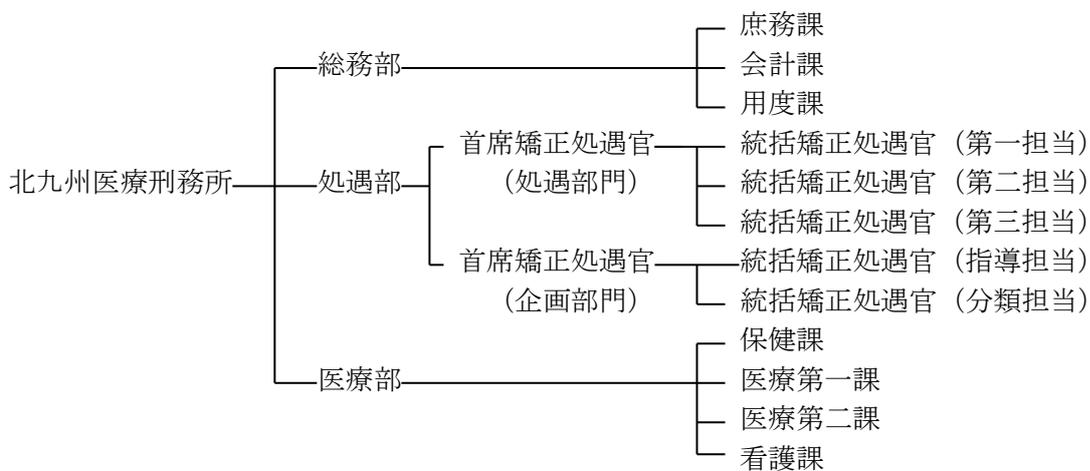
(設置根拠)

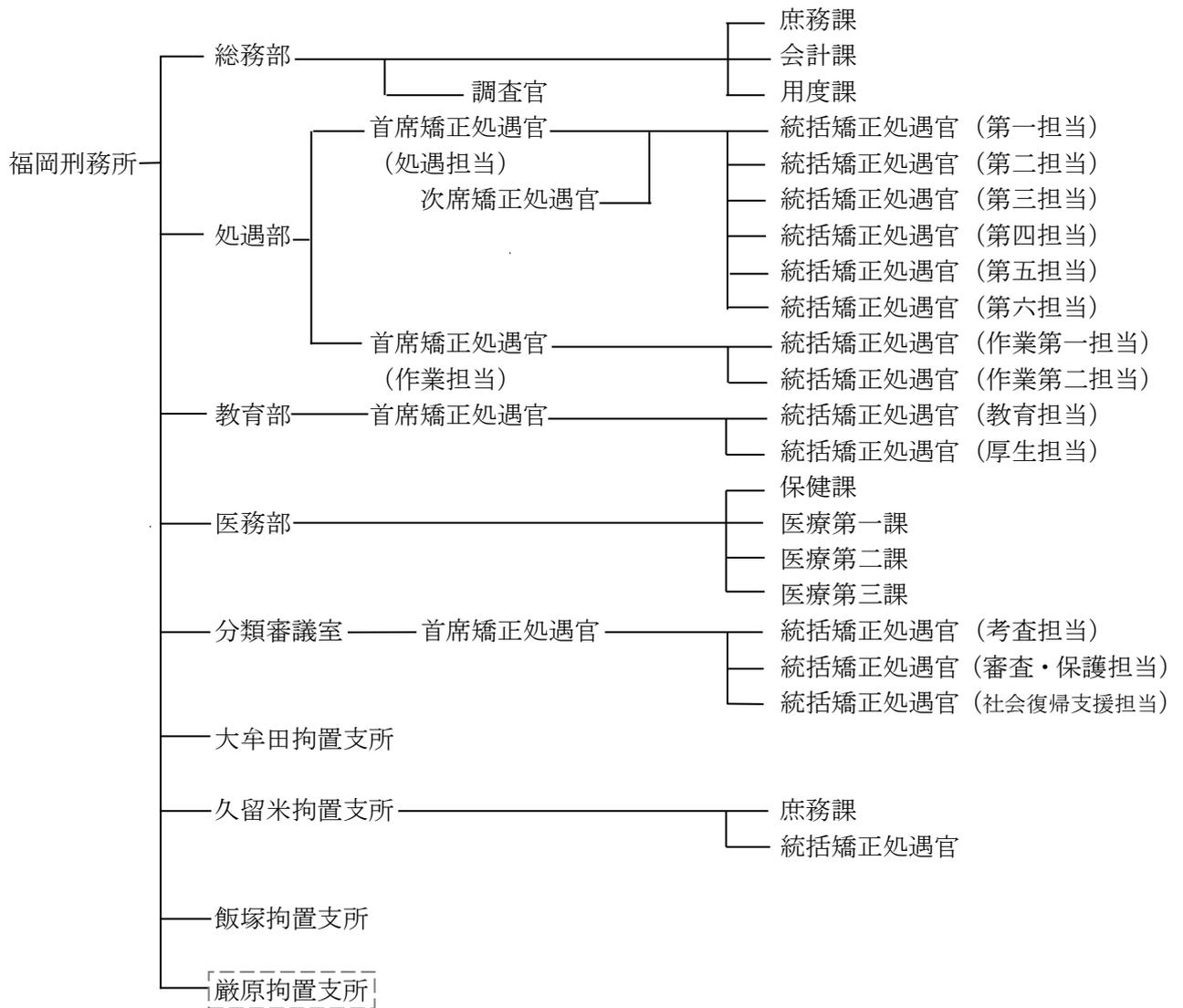
法務省設置法第 8 条、第 9 条、刑務所、少年刑務所及び拘置所組織規則第 1 条、第 26 条

(所掌事務)

- (1) 懲役、禁錮又は拘留の刑の執行のため拘置される者、刑事訴訟法の規定により勾留される者及び死刑の言渡しを受けて拘置される者を収容し、これらの者に対し必要な処遇を行うこと。
- (2) 前号に規定する者のほか、法令の規定により刑事施設その他これに附置する施設に収容すべきこととされる者及び収容することができることとされる者を収容すること。

(組織)





(情報公開・個人情報保護開示請求窓口)

福岡矯正管区情報公開窓口・個人情報保護窓口 TEL 092-661-1137 FAX 092-663-1001

(相談・案内窓口)

北九州医療刑務所庶務課 TEL 093-963-8131 FAX 093-965-1277

福岡刑務所庶務課 TEL 092-932-0395 FAX 092-931-1001

少年院

福岡少年院

〒811-1346 福岡市南区老司 4-20-1
TEL 092-565-3331 FAX 092-564-1017

筑紫少女苑

〒811-0204 福岡市東区大字奈多 1302-105
TEL 092-607-5695 FAX 092-605-1152

法務省ホームページ(施設一覧)

http://www.moj.go.jp/kyousei1/kyousei_kyousei16-04.html

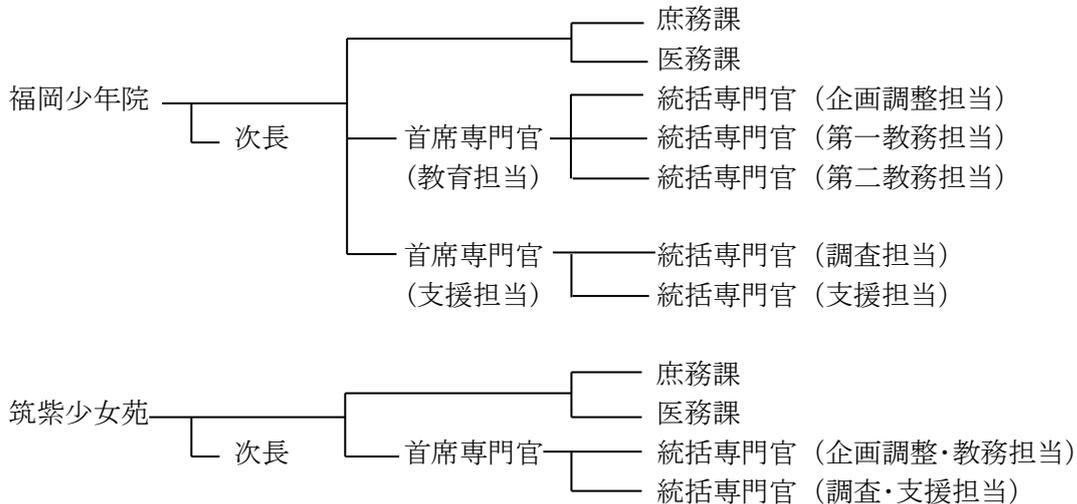
(設置根拠)

法務省設置法第 8 条、第 10 条、少年院及び少年鑑別所組織規則第 1 条

(所掌事務)

- (1) 家庭裁判所から保護処分として送致された者及び少年法第 56 条 3 項の規定により少年院において刑の執行を受ける者を収容し、これに矯正教育を授けること。
- (2) 前号に規定する者のほか、法令の規定により少年院に収容することができることとされる者を収容すること。

(組織)



(情報公開・個人情報保護開示請求窓口)

福岡矯正管区情報公開窓口・個人情報保護窓口 TEL 092-661-1137 FAX 092-663-1001

(相談・案内窓口)

○福岡少年院庶務課 TEL 092-565-3331 FAX 092-564-1017
○筑紫少女苑庶務課 TEL 092-607-5695 FAX 092-605-1152

少年鑑別所

福岡少年鑑別所

〒815-0042 福岡市南区若久 6-75-2

TEL 092-541-7934 FAX 092-554-1114

法務省ホームページ(施設一覧)

http://www.moj.go.jp/kyouseil/kyousei_kyousei16-05.html

(下部機関)

小倉少年鑑別支所

〒802-0837 北九州市小倉南区葉山町 1-1-7

TEL 093-965-1112 FAX 093-965-1118

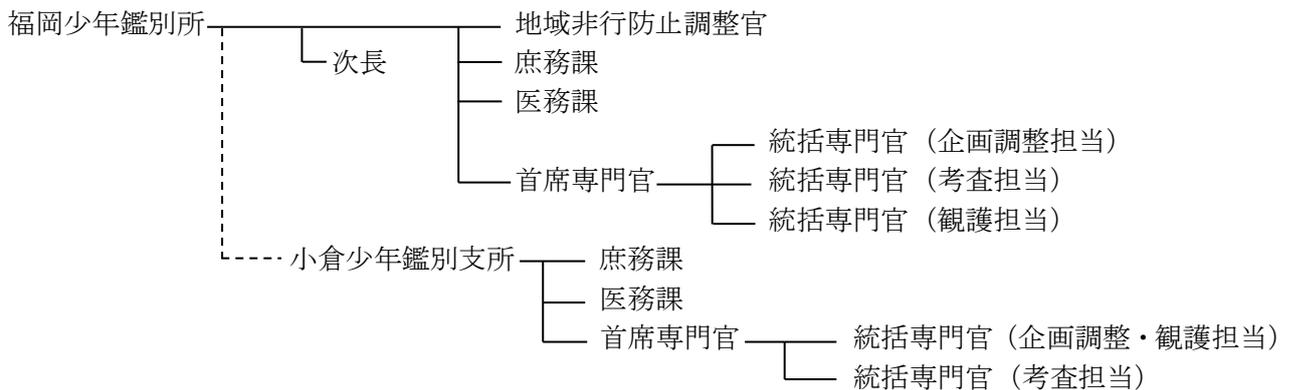
(設置根拠)

法務省設置法第 8 条、第 11 条、少年院及び少年鑑別所組織規則第 16 条

(所掌事務)

- (1) 少年鑑別所法第 17 条第 1 項又は第 18 条第 1 項の規定による鑑別の対象となる者の鑑別を行うこと。
- (2) 少年法第 17 条第 1 項第 2 号の観護の措置が執られて少年鑑別所に収容される者その他法令の規定により少年鑑別所に収容すべきこととされる者及び収容することができることとされる者を収容し、これらの者に対し必要な観護処遇を行うこと。
- (3) 少年鑑別所法の定めるところにより、非行及び犯罪の防止に関する援助を行うこと。

(組織)



(情報公開・個人情報保護開示請求窓口)

福岡矯正管区情報公開窓口・個人情報保護窓口 TEL 092-661-1137 FAX 092-663-1001

(相談・案内窓口)

○福岡少年鑑別所庶務課 TEL 092-541-7934 FAX 092-554-1114

○小倉少年鑑別支所庶務課 TEL 093-965-1112 FAX 093-965-1118

〔検察庁〕

福岡高等検察庁

〒810-0044 福岡市中央区六本松 4-2-3 福岡第2法務総合庁舎

TEL 092-734-9000 FAX 092-724-2319

ホームページ http://www.kensatsu.go.jp/kakuchou/h_fukuoka/index.html

(設置根拠)

法務省設置法第14条、検察庁法第2条

最高検察庁の位置並びに最高検察庁以外の検察庁の名称及び位置を定める政令第2条

(所掌事務)

- (1) 刑事事件の控訴、抗告事件の公判等の遂行に関する事項、令状執行、刑の執行指揮、罰金等の徴収金の執行など
- (2) 公益の代表者として法令に定められた事項に関する職務の執行

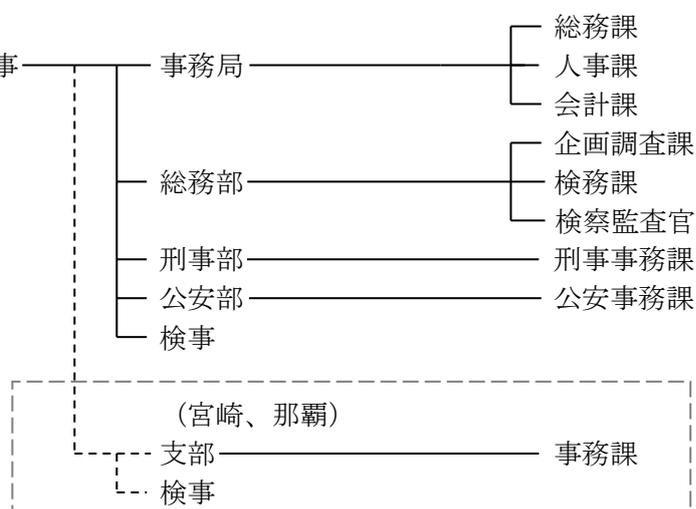
(管轄区域)

福岡県、佐賀県、長崎県、大分県、熊本県、鹿児島県、宮崎県、沖縄県

(組織)

福岡高等検察庁

検事長——次席検事



(情報公開・個人情報保護開示請求窓口)

福岡高等検察庁総務部企画調査課

TEL 092-734-9000

(相談・案内窓口)

○福岡高等検察庁事務局総務課

TEL 092-734-9000

○被害者ホットライン

TEL 092-734-9080

福岡地方検察庁

〒810-8651 福岡市中央区六本松 4-2-3 福岡第2 法務総合庁舎
TEL 092-734-9090(代表)

ホームページ <http://www.kensatsu.go.jp/kakuchou/fukuoka/fukuoka.shtml>

飯塚支部 〒820-0018 飯塚市芳雄町 13-6 飯塚合同庁舎
TEL 0948-22-0692

直方支部 同上 飯塚支部内

久留米支部 〒830-0021 久留米市篠山町 31
TEL 0942-35-4101

八女支部 同上 久留米支部内

柳川支部 〒832-0042 柳川市一新町 6
TEL 0944-72-2529

大牟田支部 〒836-0032 大牟田市新地町 500 番地
TEL 0944-52-2629

小倉支部 〒803-0814 北九州市小倉北区大手町 13-26 小倉第2 合同庁舎
TEL 093-592-9410

行橋支部 〒824-0001 行橋市行事 1-8-21
TEL 0930-22-0508

田川支部 〒826-0031 田川市千代町 5-1
TEL 0947-44-1161

(設置根拠)

地方検察庁 検察庁法第2条
支部 検察庁法第2条第4項

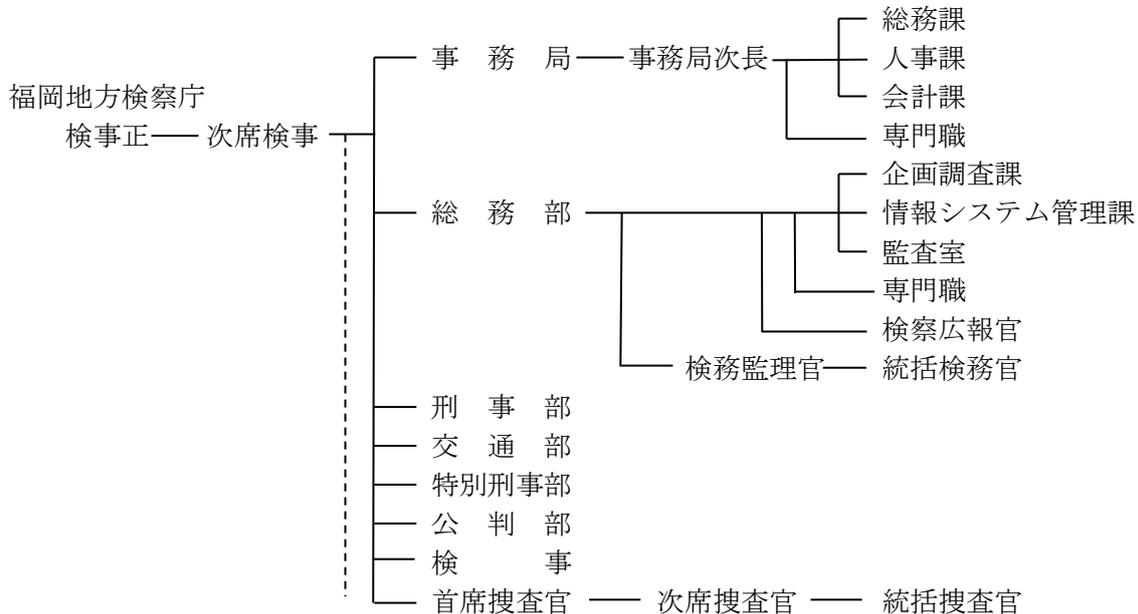
(所掌事務)

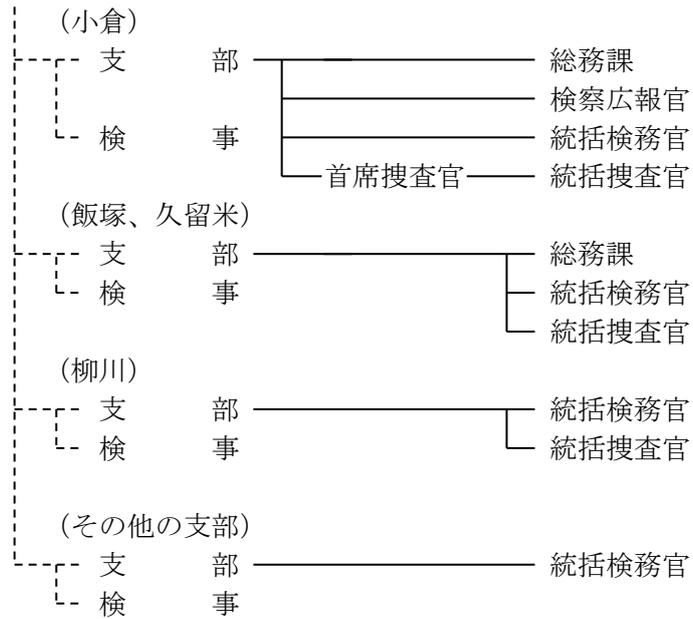
- (1) 地方裁判所の管轄に属する刑事事件の捜査、起訴・不起訴の決定及び公判の遂行に関する事項、少年の刑事事件を家庭裁判所に送致する事項、令状の執行、懲役・禁錮刑の執行指揮、罰金等の徴収金の執行に関する事項など
- (2) 公益の代表者として法令に定められた事項に関する職務の遂行

(管轄区域)

福岡県

(組織)





(情報公開・個人情報保護開示請求窓口)

福岡地方検察庁総務部企画調査課

TEL 092-734-9090

(相談・案内窓口)

- 犯罪被害の相談 (被害者ホットライン) (被害者支援室) TEL 092-734-9080
- 刑事事件記録の閲覧等 (記録担当) TEL 092-734-9196
- 証拠品の還付 (証拠品 (処分) 担当) TEL 092-734-9041
- 罰金などの納付 (徴収担当) TEL 092-734-9040
- 総合案内 (総務課) TEL 092-734-9090

福岡区検察庁	〒810-8651	福岡市中央区六本松 4-2-3 福岡第2法務総合庁舎（福岡地方検察庁） TEL 092-734-9090（代表）
宗像区検察庁	同上	福岡地方検察庁内
甘木区検察庁	同上	福岡地方検察庁内
飯塚区検察庁	〒820-0018	飯塚市芳雄町 13-6 飯塚合同庁舎（飯塚支部） TEL 0948-22-0692
直方区検察庁	同上	飯塚支部内
小倉区検察庁	〒803-0814	北九州市小倉北区大手町 13-26 小倉第2合同庁舎（小倉支部） TEL 093-592-9410
折尾区検察庁	同上	小倉支部内
久留米区検察庁	〒830-0021	久留米市篠山町 31（久留米支部） TEL 0942-35-4101
八女区検察庁	同上	久留米支部内
うきは区検察庁	同上	久留米支部内
柳川区検察庁	〒832-0042	柳川市一新町 6（柳川支部） TEL 0944-72-2529
大牟田区検察庁	〒836-0032	大牟田市新地町 500 番地（大牟田支部） TEL 0944-52-2629
行橋区検察庁	〒824-0001	行橋市行事 1-8-21（行橋支部） TEL 0930-22-0508
田川区検察庁	〒826-0031	田川市千代町 5-1（田川支部） TEL 0947-44-1161

（設置根拠）

検察庁法第2条

（所掌事務）

- （1）簡易裁判所の管轄に属する刑事事件の捜査、起訴・不起訴の決定及び公判の遂行に関する事項、懲役及び罰金等の徴収金の執行に関する事項など
- （2）公益の代表者として法令に定められた事項に関する職務の遂行

（組織）

上席検察官 ———— 統括検務官
 └── 副検事

（情報公開・個人情報保護開示請求窓口）

福岡地方検察庁総務部企画調査課 TEL 092-734-9090

（相談・案内窓口）

被害者ホットライン TEL 092-734-9080

〔出入国在留管理庁〕

福岡出入国在留管理局

〒810-0073 福岡市中央区舞鶴 3-5-25 福岡第 1 法務総合庁舎

総務課 TEL 092-717-5420

会計課 TEL 092-717-5421

審査管理部門 TEL 092-717-7595

審判部門 TEL 092-717-5423

警備部門 TEL 092-717-5424

西新分室

〒814-0005 福岡市早良区祖原 14 番 15 号 (4、5 階)

就労・永住審査部門 (就労・永住) TEL 092-831-4139

” (特定技能) TEL 092-831-4144

留学・研修審査部門 (留学) TEL 092-831-4108

” (技能実習) TEL 092-831-4109

出入国在留管理庁ホームページ

<https://www.moj.go.jp/isa/index.html>

(下部機関)

北九州出張所

〒803-0813 北九州市小倉北区城内 5-1 小倉合同庁舎

TEL 093-582-6915

博多港出張所

〒812-0031 福岡市博多区沖浜町 8-1 福岡港湾合同庁舎

TEL 092-262-2373

福岡空港出張所

〒812-0851 福岡市博多区大字青木 739 福岡空港国際線ターミナルビル

TEL 092-477-0121

(設置根拠)

地方出入国在留管理局 法務省設置法第 31 条、法務省組織令第 84 条

地方出入国在留管理局支局 法務省設置法第 32 条、法務省組織令第 86 条

出張所 法務省設置法第 33 条、地方出入国在留管理局組織規則第 20 条

(所掌事務)

<福岡出入国在留管理局>

出入国の管理に関する事務、外国人の在留に関する事務、外国人の退去強制に関する事務、難民の認定に関する事務

<出張所>

出入国の管理に関する事務、外国人の在留に関する事務

(管轄区域)

福岡出入国在留管理局 福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県

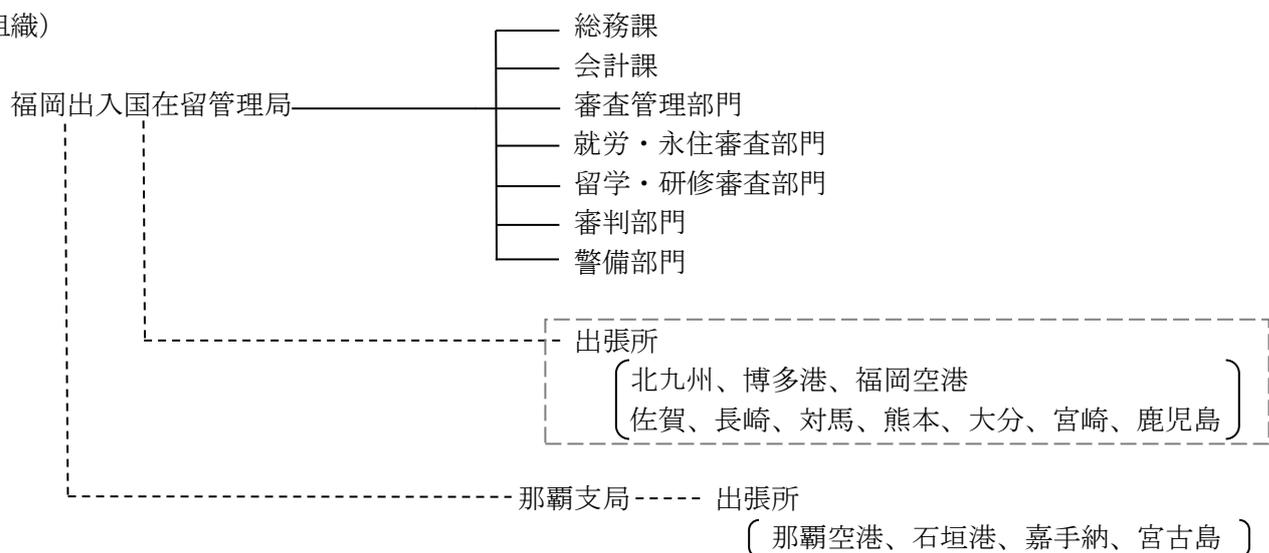
北九州出張所 出入国審査 福岡県北東部の海岸の一部、北九州空港

在留審査 福岡県、大分県

博多港出張所 出入国審査 博多港、福岡県北西部の海岸等の一部

福岡空港出張所 出入国審査 福岡空港

(組織)



(情報公開・個人情報保護開示請求窓口)

福岡出入国在留管理局総務課 TEL 092-717-5420

(相談・案内窓口)

○福岡出入国在留管理局総務課 TEL 092-717-5420

○北九州出張所 TEL 093-582-6915

○博多港出張所 TEL 092-262-2373

○福岡空港出張所 TEL 092-477-0121

○外国人在留総合インフォメーションセンター

TEL 0570-013904 (IP、PHS、海外からは03-5796-7112)

〔公安調査庁〕

九州公安調査局

〒810-0073 福岡市中央区舞鶴 3-5-25 福岡第1法務総合庁舎
TEL 092-721-1845

(設置根拠)

公安調査庁設置法第11条、法務省組織令第95条

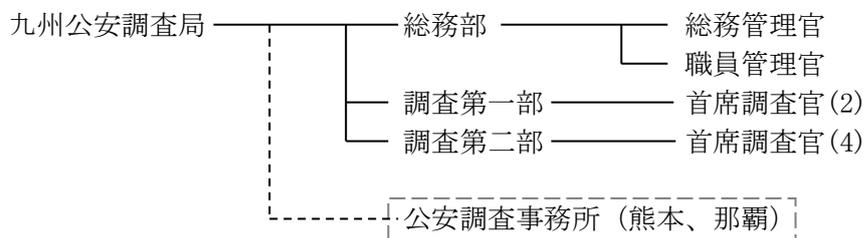
(所掌事務)

- (1) 破壊的団体の規制に関する調査に関する事務
- (2) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する調査及び規制措置に関する事務

(管轄区域)

福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県

(組織)



(情報公開・個人情報保護開示請求窓口)

九州公安調査局総務部 TEL 092-721-1845

(相談・案内窓口)

九州公安調査局総務部 TEL 092-721-1845

財 務 省

福岡財務支局 〒812-0013 福岡市博多区博多駅東 2-11-1 福岡合同庁舎本館 4 階
TEL 092-411-7604 FAX 092-477-2255
ホームページ <https://lfb.mof.go.jp/fukuoka/>

(下部機関)

小倉出張所 〒803-0813 北九州市小倉北区城内 5-1 小倉合同庁舎 4 階
TEL 093-561-0481 FAX 093-561-0483
ホームページ <https://lfb.mof.go.jp/fukuoka/html/kokura/index.html>

(設置根拠)

財務支局 財務省設置法第 14 条、財務省組織令第 82 条
出張所 財務省設置法第 15 条、財務省組織規則第 261 条

(所掌事務)

財務行政に係る広報、地域経済動向調査（財務省景気予測調査、法人企業統計調査等）、国の予算に係る調査、災害復旧事業費の査定立会、補助金等の実態調査、財政融資資金の貸付及び管理・回収、地方財政調査、外為法による経済制裁等の実効性確保のための立入検査及び対内直接投資等に関する調査、たばこ小売販売業者の許可等及びたばこ耕作組合等の監督、塩事業者の登録、国有財産全体の総合調整（合同庁舎の整備等）、普通財産の管理・処分、国家公務員宿舎の設置・管理、普通財産の管理・処分に係る債権の管理・徴収等

<金融庁長官から委任を受けて行う事務>

銀行、信用金庫、信用組合、労働金庫、信用保証協会、信託会社、電子決済等代行業者、第一種金融商品取引業者、第二種金融商品取引業者、保険会社、少額短期保険業者、貸金業者、前払式支払手段発行業者、投資助言・代理業者、投資運用業者、投資法人、金融商品仲介業者、登録金融機関、適格機関投資家等特例業務届出者、特定目的会社、資金移動業を営む者、暗号資産交換業を行う者、電子決済手段等取引業を行う者等の検査及び監督、金融商品取引所の業務の状況及び有価証券の売買取引の監督、有価証券報告書・届出書等の審査等、公認会計士試験実施等に関する事務

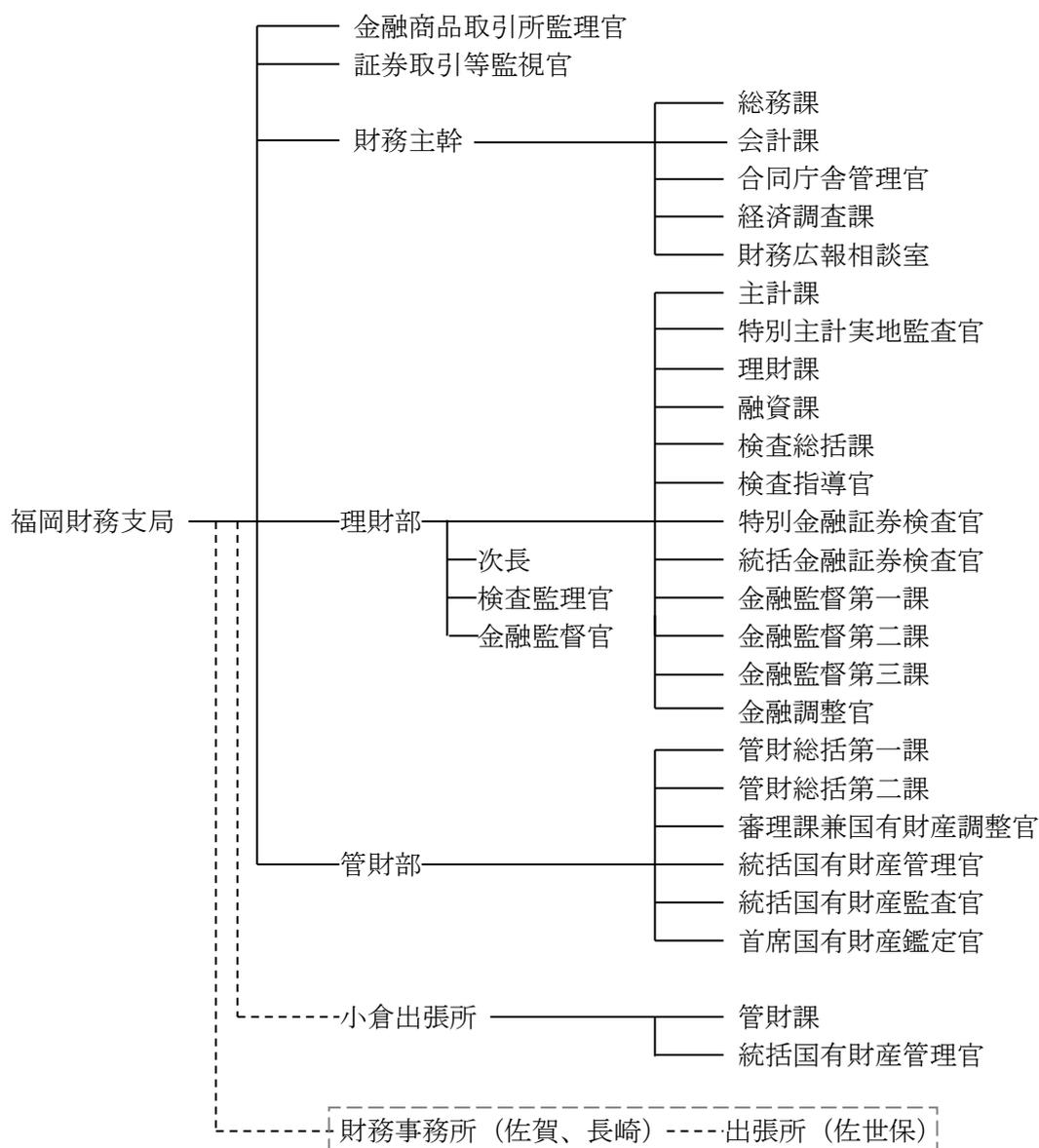
<証券取引等監視委員会から委任を受けて行う事務>

証券取引等の公正の確保に係る証券会社等の検査、金融商品取引法等に基づく犯則事件の調査

(管轄区域)

財務支局 福岡県、佐賀県、長崎県
出張所 北九州市、行橋市、豊前市、中間市、京都郡、築上郡、遠賀郡

(組織)



(情報公開・個人情報保護開示請求窓口)

- 福岡財務支局総務課 TEL 092-411-9047 FAX 092-477-2255
- 小倉出張所管財課 TEL 093-561-0481 FAX 093-561-0483

(相談・案内窓口)

- 多重債務者向け相談窓口 TEL 092-411-7291
- 金融ホットライン TEL 092-411-7297
- 外国投資家による投資等に関する相談窓口 TEL 092-409-7285
- 福岡財務支局財務広報相談室 TEL 092-411-5035 FAX 092-477-2255
- 小倉出張所管財課 TEL 093-561-0481 FAX 093-561-0483
- 地域密着型金融の推進に向けた金融機関の取組みに対する意見・要望窓口

ホームページアドレス <https://lfb.mof.go.jp/fukuoka/html/kinyu/madoguti/index-1.html>

門司税関 〒801-8511 北九州市門司区西海岸 1-3-10 門司港湾合同庁舎内
TEL 050-3530-8306 FAX 093-332-5336
ホームページ <http://www.customs.go.jp/moji/>

(下部機関)

田野浦出張所	〒801-0805	北九州市門司区太刀浦海岸 9 TEL 093-321-3996 FAX 093-321-0061
北九州空港出張所	〒800-0306	北九州市小倉南区空港北町 6 TEL 093-475-6300 FAX 093-475-6305
福岡外郵出張所	〒811-8799	福岡市東区蒲田 4-13-70 日本郵便(株)新福岡郵便局内 TEL 092-663-6260 FAX 092-663-6261
苅田出張所	〒800-0315	京都郡苅田町港町 27 苅田港湾合同庁舎内 TEL 093-436-1458 FAX 093-435-1610
戸畑税関支署	〒804-0071	北九州市戸畑区川代 2-1-3 TEL 093-871-7674 FAX 093-873-1951
若松出張所	〒808-0034	北九州市若松区本町 1-14-12 若松港湾合同庁舎内 TEL 093-761-4445 FAX 093-761-4446
博多税関支署	〒812-0031	福岡市博多区沖浜町 8-1 福岡港湾合同庁舎内 TEL 092-263-8331 FAX 092-263-8256
福岡空港税関支署 (総務課・監視部門)	〒812-0851	福岡市博多区大字青木 739 福岡空港国際線旅客ターミナルビル TEL 092-477-0100 FAX 092-477-7589
(通関部門)	〒812-0005	福岡市博多区大字上臼井 606 福岡空港合同庁舎内 TEL 092-477-0115 FAX 092-477-0114

(設置根拠)

税関	財務省設置法第 12 条、第 16 条第 4 項、財務省組織令第 84 条
税関支署	財務省設置法第 17 条、財務省組織規則第 343 条第 1 項
税関出張所及び税関支署出張所	財務省設置法第 17 条、財務省組織規則第 343 条第 2 項

(所掌事務)

<税関>

- (1) 関税、とん税及び特別とん税並びに税関行政に関する制度（外国との関税及び税関行政に関する協定を含む。）の企画及び立案に関すること。
- (2) 関税、とん税及び特別とん税並びに地方税法第 2 章第 3 節に規定する地方消費税の貨物割の賦課及び徴収に関すること。
- (3) 関税に関する法令の規定による輸出入貨物、船舶、航空機及び旅客の取締りに関すること。
- (4) 保税制度の運営に関すること。
- (5) 通関業の監督及び通関士に関すること。
- (6) 所掌事務に係る国際協力に関すること。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、法律（法律に基づく命令を含む。）に基づき、財務省に属させられた事務
- (8) 製造たばこの特定販売業、塩特定販売業及び特殊用塩特定販売業を営む者の監督に関すること。
- (9) 所掌事務に関する外国為替の取引の管理及び調整に関すること。
- (10) 金の輸出入の規制に関すること。
- (11) 法令の規定によりその権限に属させられた内国税を賦課及び徴収すること。
- (12) 外国為替及び外国貿易法により、貨物の輸出又は輸入の取締りを行うこと。
- (13) 輸出入取引法により、貨物の輸出の取締りを行うこと。

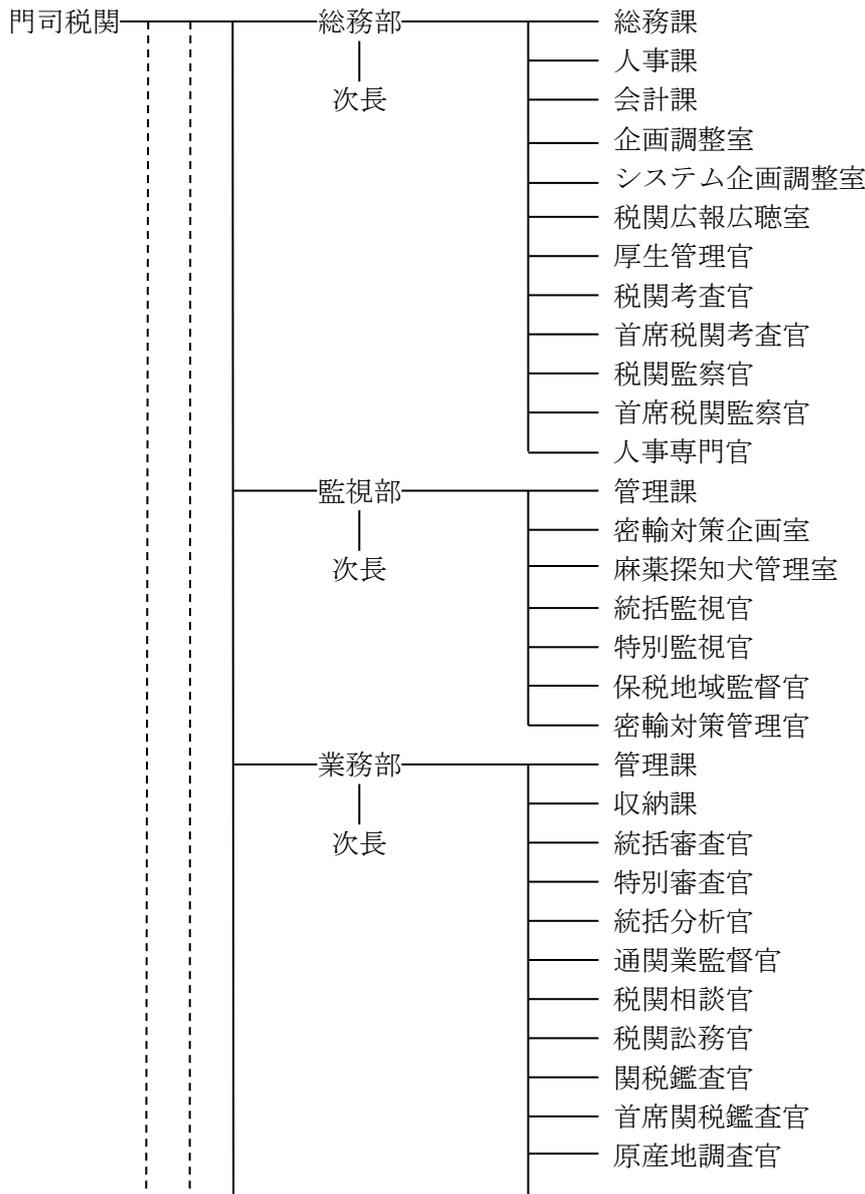
<税関支署及び税関出張所並びに税関支署出張所>

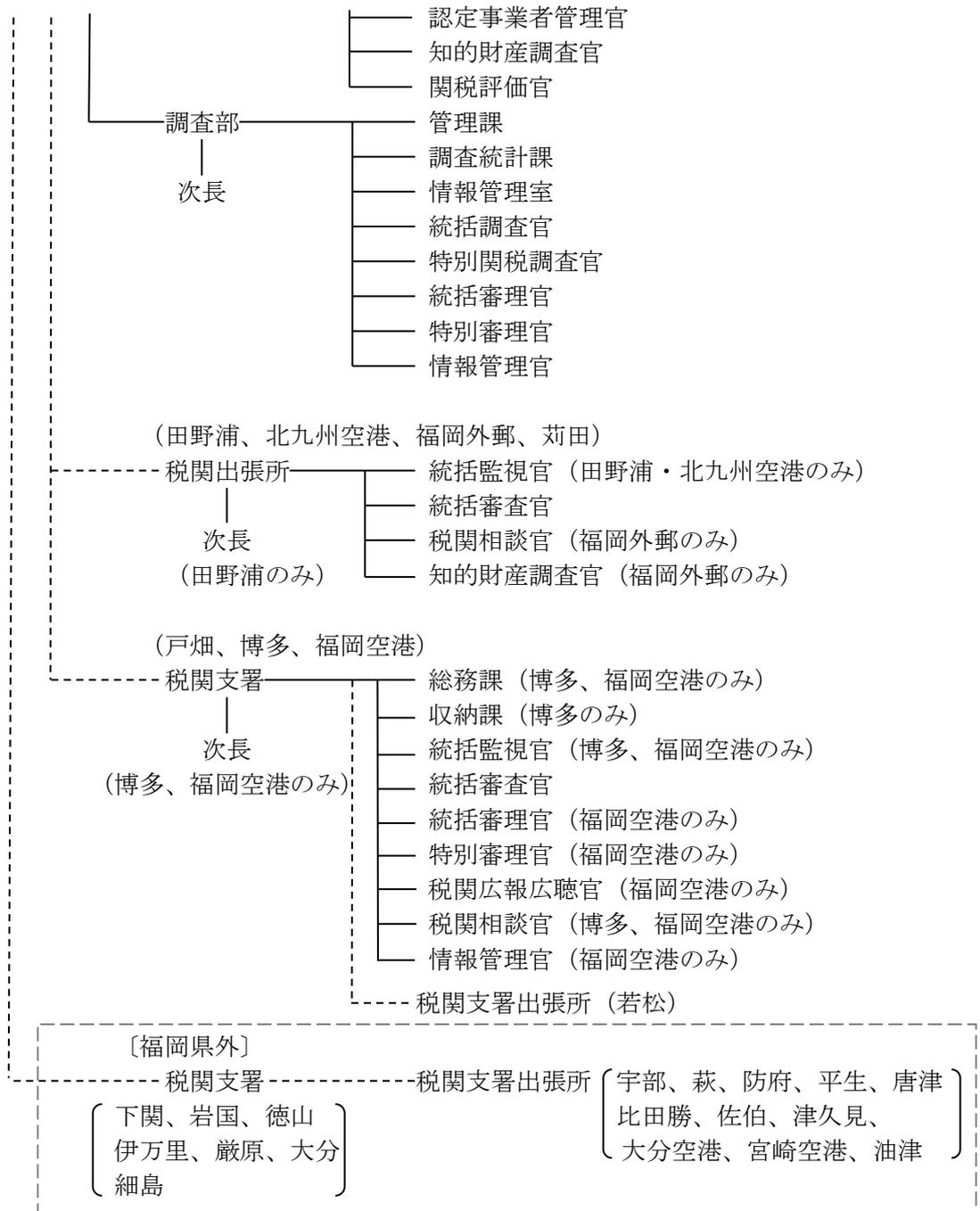
- (1) 関税、とん税及び特別とん税並びに貨物割の賦課及び徴収に関すること。
- (2) 関税に関する法令の規定による輸出入貨物、船舶、航空機及び旅客の取締りに関すること。
- (3) 保税制度の運営に関すること。
- (4) 通関業の監督に関すること。
- (5) 製造たばこの特定販売業、塩特定販売業及び特殊用塩特定販売業を営む者の監督に関すること。
- (6) 税関の所掌事務に関する外国為替の取引の管理及び調整に関すること。
- (7) 金の輸出入の規制に関すること。
- (8) 法令の規定によりその権限に属させられた内国税の賦課及び徴収に関すること。
- (9) 外国為替及び外国貿易法により、貨物の輸出又は輸入の取締りに関すること。
- (10) 輸出入取引法により、貨物の輸出の取締りに関すること。

(管轄区域)

税関	山口県、福岡県（長崎税関の管轄に属する地域を除く。）、佐賀県のうち唐津市、伊万里市、東松浦郡及び西松浦郡、長崎県のうち対馬市及び壱岐市、大分県、宮崎県
税関支署	財務省組織規則別表第3に定める区域
税関出張所及び税関支署出張所	財務省組織規則第343条第10項に基づき税関長が定める区域

(組織)





(情報公開・個人情報保護開示請求窓口)

門司税関総務部総務課

TEL 050-3530-8309

FAX 093-332-5336

(相談・案内窓口)

○密輸の情報について

密輸ダイヤル (24 時間受付)

TEL 0120-461-961

夜間・休日窓口 (監視部門受付)

TEL 050-3530-8349

○税関手続全般に関するお問い合わせ

門司税関 税関相談官

TEL 050-3530-8372

福岡外郵出張所税関相談官

TEL 092-663-6260

博多税関支署税関相談官

TEL 092-263-8235

福岡空港税関支署税関相談官

TEL 092-477-0101

○門司税関内の問い合わせ先が分からない場合

総務課

TEL 050-3530-8306

長崎税関 〒850-0862 長崎市出島 1-36
TEL 095-828-8611 FAX 095-825-7128
ホームページ <http://www.customs.go.jp/nagasaki/>

(下部機関)

三池税関支署 〒836-0061 大牟田市新港町 1 三池港湾合同庁舎
TEL 0944-52-2526 FAX 0944-52-2600
久留米出張所 〒830-0051 久留米市南町 2-14-52
TEL 0942-21-7966 FAX 0942-22-2511

(設置根拠)

税関	財務省設置法第 12 条、第 16 条第 4 項、財務省組織令第 84 条
税関支署	財務省設置法第 17 条、財務省組織規則第 343 条第 1 項
税関出張所及び税関支署出張所	財務省設置法第 17 条、財務省組織規則第 343 条第 2 項
税関監視署及び税関支署監視署	財務省設置法第 17 条、財務省組織規則第 343 条第 3 項

(所掌事務)

<税関>

- (1) 関税、とん税及び特別とん税並びに税関行政に関する制度（外国との関税及び税関行政に関する協定を含む。）の企画及び立案に関すること。
- (2) 関税、とん税及び特別とん税並びに地方税法第 2 章第 3 節に規定する地方消費税の貨物割の賦課及び徴収に関すること。
- (3) 関税に関する法令の規定による輸出入貨物、船舶、航空機及び旅客の取締りに関すること。
- (4) 保税制度の運営に関すること。
- (5) 通関業の監督及び通関士に関すること。
- (6) 所掌事務に係る国際協力に関すること。
- (7) 前号各号に掲げるもののほか、法律（法律に基づく命令を含む。）に基づき、財務省に属させられた事務
- (8) 製造たばこの特定販売業、塩特定販売業及び特殊用塩特定販売業を営む者の監督に関すること。
- (9) 所掌事務に関する外国為替の取引の管理及び調整に関すること。
- (10) 金の輸出入の規制に関すること。
- (11) 法令の規定によりその権限に属させられた内国税の賦課及び徴収を行うこと。
- (12) 外国為替及び外国貿易法により、貨物の輸出又は輸入の取締りを行うこと。
- (13) 輸出入取引法により、貨物の輸出の取締りを行うこと。

<税関支署、税関出張所及び税関支署出張所>

- (1) 関税、とん税及び特別とん税並びに貨物割の賦課及び徴収に関すること。
- (2) 関税に関する法令の規定による輸出入貨物、船舶、航空機及び旅客の取締りに関すること。
- (3) 保税制度の運営に関すること。
- (4) 通関業の監督に関すること。
- (5) 製造たばこの特定販売業、塩特定販売業及び特殊用塩特定販売業を営む者の監督に関すること。
- (6) 税関の所掌事務に関する外国為替の取引の管理及び調整に関すること。
- (7) 金の輸出入の規制に関すること。
- (8) 法令の規定によりその権限に属させられた内国税の賦課及び徴収を行うこと。
- (9) 外国為替及び外国貿易法により、貨物の輸出又は輸入の取締りに関すること。
- (10) 輸出入取引法により、貨物の輸出の取締りに関すること。

<税関監視署及び税関支署監視署>

関税に関する法令の規定による輸出入貨物、船舶、航空機及び旅客の取締りに関する事務を分掌する。

(管轄区域)

税 関

福岡県のうち大牟田市、久留米市、柳川市、八女市、筑後市、大川市、小郡市、うきは市、みやま市、三井郡、三潞郡及び八女郡、佐賀県（門司税関の管轄に属する地域を除く。）、長崎県（門司税関の管轄に属する地域を除く。）、熊本県、鹿児島県

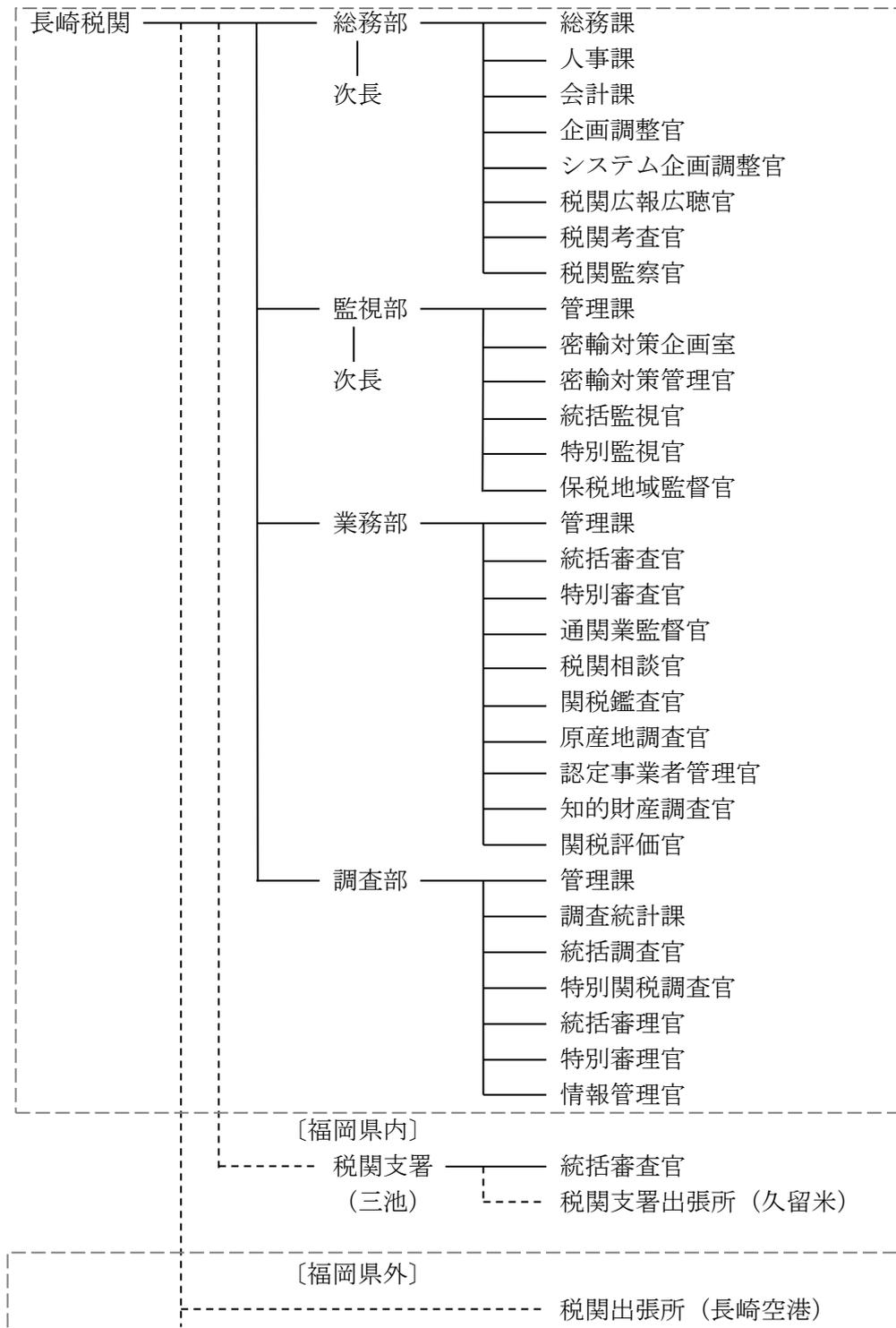
税関支署

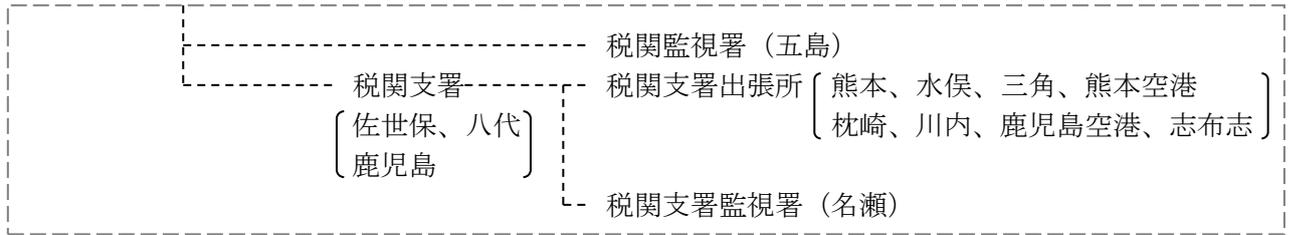
財務省組織規則別表第3に定める区域

税関出張所及び税関支署出張所

財務省組織規則第343条第10項に基づき税関長が定める区域

(組織)





(情報公開・個人情報保護開示請求窓口)

- 三池税関支署統括審査官 TEL 0944-52-2526 FAX 0944-52-2600
- 長崎税関総務部総務課 TEL 095-828-8615 FAX 095-825-7128

(相談・案内窓口)

- 三池税関支署統括審査官 TEL 0944-52-2526 FAX 0944-52-2600
- 税関手続に関する相談 (長崎税関業務部税関相談官)
TEL 095-828-8619 FAX 095-827-0580
- 税関見学、講演依頼、その他 (長崎税関総務部税関広報広聴官)
TEL 095-828-8606 FAX 095-828-8908
- 麻薬、けん銃などの密輸情報は税関へ (密輸 110 番)
TEL 0120-461-961
- 総合案内 (長崎税関総務部総務課) TEL 095-828-8611 FAX 095-825-7128

**財務総合政策研究所
北九州研修支所**

〒812-0013 福岡市博多区博多駅東 2-11-1 福岡合同庁舎本館（福岡財務支局内）
TEL 092-411-9046 FAX 092-477-2255
財務総合政策研究所ホームページ <http://www.mof.go.jp/pri/>

（設置根拠）

財務省組織令第 67 条第 2 項及び第 3 項、財務省組織規則第 56 条

（所掌事務）

福岡財務支局並びに福岡財務支局管内の財務事務所及び出張所に勤務する職員の研修に関する事務

（組織）

[(財務総合政策研究所)] ----- 北九州研修支所 ----- 幹事 ----- 研修課
(職員は福岡財務支局との兼務)

（情報公開・個人情報保護開示請求窓口）

大臣官房文書課情報公開・個人情報保護室 TEL 03-3581-4111

（相談・案内窓口）

北九州研修支所 TEL 092-411-9046 FAX 092-477-2255

〔国税庁〕

福岡国税局

〒812-8547 福岡市博多区博多駅東 2-11-1 福岡合同庁舎
TEL 092-411-0031(代表)

ホームページ <https://www.nta.go.jp/about/organization/fukuoka/index.htm>

(下部機関)

門司税務署	〒801-8601	北九州市門司区西海岸 1-3-10 門司港湾合同庁舎 TEL 093-321-5831
若松税務署	〒808-8606	北九州市若松区本町 1-14-12 若松港湾合同庁舎 TEL 093-761-2536
小倉税務署	〒803-8602	北九州市小倉北区大手町 13-17 TEL 093-583-1331
八幡税務署	〒805-8606	北九州市八幡東区平野 2-13-1 TEL 093-671-6531
博多税務署	〒812-8706	福岡市東区馬出 1-8-1 TEL 092-641-8131
香椎税務署	〒813-8681	福岡市東区千早 6-2-1 TEL 092-661-1031
福岡税務署	〒810-8689	福岡市中央区天神 4-8-28 TEL 092-771-1151
西福岡税務署	〒814-8602	福岡市早良区百道 1-5-22 TEL 092-843-6211
大牟田税務署	〒836-8686	大牟田市不知火町 1-3-16 TEL 0944-52-3245
久留米税務署	〒830-8688	久留米市諏訪野町 2401-10 TEL 0942-32-4461
直方税務署	〒822-8666	直方市殿町 9-10 TEL 0949-22-0880
飯塚税務署	〒820-8603	飯塚市芳雄町 13-6 飯塚合同庁舎 TEL 0948-22-6710
田川税務署	〒825-0016	田川市新町 11-55 TEL 0947-44-0430
甘木税務署	〒838-0061	朝倉市菩提寺 565-1 TEL 0946-22-2720
八女税務署	〒834-0031	八女市本町 510 TEL 0943-23-5191
大川税務署	〒831-8686	大川市大字榎津 325-1 TEL 0944-87-2125
行橋税務署	〒824-8611	行橋市門樋町 1-1 TEL 0930-23-0580
筑紫税務署	〒818-8666	筑紫野市針摺西 1-1-8 TEL 092-923-1400

(設置根拠)

国税局	財務省設置法第 23 条、財務省組織令第 96 条
税務署	財務省設置法第 24 条、財務省組織規則第 544 条及び別表第 9

(所掌事務)

<国税局>

国税庁の所掌事務のうち次に掲げる事務を分掌する。

- (1) 内国税の賦課及び徴収に関すること。
- (2) 酒税の保全並びに酒類業の発達、改善及び調整に関すること（酒税の保全並びに酒類業の発達、改善及び調整に関する制度の企画及び立案を除く。）。
- (3) 醸造技術の研究及び開発並びに酒類の品質及び安全性の確保に関すること。
- (4) 国税局の所掌事務に係る国際協力に関すること。
- (5) 税理士制度の運営に関すること。
- (6) 印紙の模造の取締りを行うこと。
- (7) 酒類に係る資源の有効な利用の確保に関すること。
- (8) 上記(1)～(7)に掲げるもののほか、法律（法律に基づく命令を含む。）に基づき、国税局に属させられた事務

<税務署>

国税局の所掌事務のうち次に掲げる事務を分掌する。

- (1) 内国税の賦課及び徴収に関すること。
- (2) 税理士制度の運営に関すること。
- (3) 酒税の保全並びに酒類業の発達、改善及び調整に関すること（酒税の保全並びに酒類業の発達、改善及び調整に関する制度の企画及び立案を除く。）。
- (4) 酒類に係る資源の有効な利用の確保に関すること。
- (5) 印紙の模造の取締りを行うこと。
- (6) 税務署の所掌事務に係る国際協力に関すること。
- (7) 上記(1)～(6)に掲げるもののほか、法律（法律に基づく命令を含む。）に基づき、税務署に属させられた事務

(管轄区域)

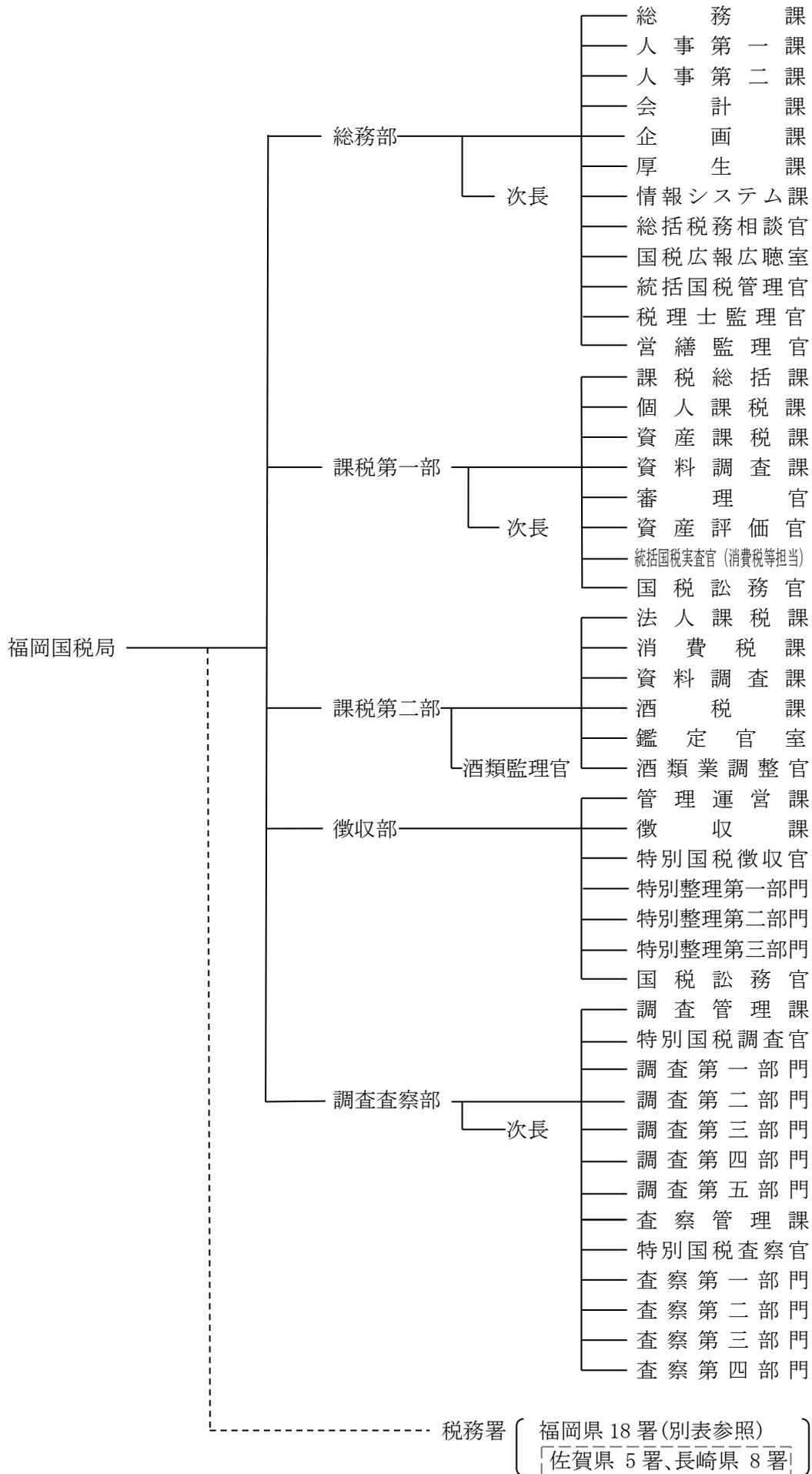
○国税局

福岡県、佐賀県、長崎県

○税務署

財務省組織規則別表第9

(組織)



(別表)

組織の種類別税務署名

福岡	博多	小倉	久留米
副署長 特別国税調査(徴収)官 総務課 税務広報広聴官 管理運営部門 徴収部門 個人課税部門 審理専門官(個人) 資産課税部門 審理専門官(資産) 法人課税部門 国際税務専門官(源泉) 消費税専門官 審理専門官(法人) 特別調査情報官	副署長 特別国税調査(徴収)官 総務課 管理運営部門 徴収部門 個人課税部門 情報技術専門官(個人) 国際税務専門官(個人) 特別記帳指導官 資産課税部門 評価専門官 法人課税部門 情報技術専門官(法人) 国際税務専門官(法人) 消費税専門官 審理専門官(法人) 審理専門官(源泉) 酒類指導官	副署長 特別国税調査(徴収)官 総務課 税務広報広聴官 管理運営部門 徴収部門 個人課税部門 審理専門官(個人) 資産課税部門 審理専門官(資産) 評価専門官 法人課税部門 審理専門官(法人)	副署長 特別国税調査(徴収)官 総務課 税務広報広聴官 管理運営部門 徴収部門 個人課税部門 審理専門官(個人) 資産課税部門 法人課税部門 審理専門官(法人) 酒類指導官
香椎、西福岡	八幡、筑紫	若松、田川、行橋	飯塚
副署長 特別国税調査(徴収)官 総務課 管理運営部門 徴収部門 個人課税部門 資産課税部門 法人課税部門	副署長 特別国税調査(徴収)官 総務課 徴収部門 個人課税部門 資産課税部門 法人課税部門	総務課 管理運営・徴収部門 個人課税部門 法人課税部門	総務課 徴収部門 個人課税部門 法人課税部門
門司、大牟田、直方、甘木、八女	大川		
総務課 個人課税部門 法人課税部門	総務課 調査部門		

(情報公開・個人情報保護開示請求窓口)

○国税局

福岡国税局総務部総務課

TEL 092-411-0031 (代)

○税務署

各税務署総務課

(相談・案内窓口)

○一般的な税務相談

福岡国税局税務相談室 最寄りの税務署に電話をかけ、音声案内に従って「1」を選択
(電話相談センター) 又は国税専用ダイヤル(ナビダイヤル) TEL 0570-00-5901

○個別的な税務相談、税務署からの照会に関する問合せ及び税金の納付相談

各税務署 最寄りの税務署に電話をかけ、音声案内に従って「2」を選択

(注) 税務署での相談は、電話での事前予約が必要

○国税局や税務署の仕事に対する苦情や困りごとについての相談

福岡国税局(納税者支援調整官) TEL 092-411-0031 (代)

○インボイス制度及び消費税の軽減税率制度についての一般的な相談等

インボイスコールセンター(インボイス制度電話相談センター)

TEL 0120-205-553

税務大学校福岡研修所

〒812-0013 福岡市博多区博多駅東 2-11-1 福岡合同庁舎

TEL 092-411-0031(代) (福岡国税局内)

ホームページ <https://www.nta.go.jp/about/organization/ntc/index.htm>

(設置根拠)

財務省組織令第95条第3項及び第4項、財務省組織規則第438条

(所掌事務)

福岡国税局及びその管轄区域の税務署の職員に対する研修の実施に関する事務

(組織)

[(税務大学校)] ----- 福岡研修所 —— 幹事

(情報公開・個人情報保護開示請求窓口)

税務大学校福岡研修所総務係 TEL 092-411-0031 (代)

福岡国税不服審判所

〒812-0013 福岡市博多区博多駅東 2-11-1 福岡合同庁舎

TEL 092-411-5401

ホームページ <https://www.kfs.go.jp/>

(設置根拠)

財務省設置法第 22 条、国税通則法第 78 条、国税不服審判所組織令第 3 条、
国税不服審判所組織規則第 1 条及び別表

(所掌事務)

国税に関する法律に基づく処分についての審査請求に対する裁決

(管轄区域)

福岡県、佐賀県、長崎県

(組織)

[(国税不服審判所)]----- 福岡国税不服審判所

(情報公開・個人情報保護開示請求窓口)

福岡国税不服審判所管理課 TEL 092-411-5401

(相談・案内窓口)

福岡国税不服審判所管理課 TEL 092-411-5401

〔国税庁長官官房総務課監督評価官室〕

国税庁福岡派遣監督評価官 〒812-0013 福岡市博多区博多駅東 2-11-1 福岡合同庁舎
TEL 092-411-0031(代)(福岡国税局内)

(設置根拠)

財務省組織規則第 405 条第 1 項

(所掌事務)

- (1) 国税庁の所掌事務の監察（実績の評価に関する事務を除く。）に関すること。
- (2) 実績の評価に関する事務の実施に関すること。

(組織)

〔(国税庁長官官房総務課監督評価官室)〕----- 国税庁福岡派遣監督評価官

(情報公開・個人情報保護開示請求窓口)

国税庁長官官房総務課情報公開・個人情報保護室 TEL 03-3581-4161(代)

〔国税庁長官官房国税庁監察官〕

福岡派遣国税庁監察官 〒812-0013 福岡市博多区博多駅東 2-11-1 福岡合同庁舎
TEL 092-411-0031(代)(福岡国税局内)

(設置根拠)

財務省設置法第 26 条

(所掌事務)

国税庁の所属職員について職務上必要な監察、職務上関係のある犯罪に関する捜査及び必要な措置

(組織)

〔(国税庁長官官房国税庁監察官)〕----- 福岡派遣国税庁監察官

(情報公開・個人情報保護開示請求窓口)

国税庁長官官房総務課情報公開・個人情報保護室 TEL 03-3581-4161(代)

厚生労働省

九州厚生局

〒812-0011 福岡市博多区博多駅前 3-2-8 住友生命博多ビル 4階

総務課	TEL 092-707-1115	FAX 092-707-1116
企画調整課	TEL 092-707-1121	FAX 092-707-1116
年金指導課	TEL 092-707-1132	FAX 092-707-1136
年金調整課	TEL 092-707-1133	FAX 092-707-1136
管理課	TEL 092-707-1122	FAX 092-707-1126
医療課	TEL 092-707-1123	FAX 092-707-1126
調査課	TEL 092-707-1138	FAX 092-707-1126
指導監査課	TEL 092-707-1125	FAX 092-707-1127
社会保険審査官	TEL 092-707-1135	FAX 092-707-1136

〒812-0013 福岡市博多区博多駅東 2-10-35 博多プライムイースト 2階
年金審査課 TEL 092-473-7035 FAX 092-473-7040

〒812-0013 福岡市博多区博多駅東 2-10-7 福岡第二合同庁舎 2階
健康福祉課 TEL 092-432-6781 FAX 092-474-2244
地域包括ケア推進課 TEL 092-432-6784 FAX 092-474-2244
医事課 TEL 092-472-2366 FAX 092-472-2308
食品衛生課 TEL 092-432-6782 FAX 092-432-6785
保険年金課 TEL 092-432-6783 FAX 092-413-5208

〒812-0013 福岡市博多区博多駅東 2-10-7 福岡第2合同庁舎 1階
麻薬取締部 TEL 092-472-2331 FAX 092-472-2336

〒803-0813 北九州市小倉北区城内 5-1 小倉合同庁舎 6階
麻薬取締部小倉分室 TEL 093-591-3561 FAX 093-591-3516

ホームページ <https://kouseikyoku.mhlw.go.jp/kyushu/index.html>

パンフレット <https://kouseikyoku.mhlw.go.jp/kyushu/kikaku/000193493.pdf>

(設置根拠)

厚生労働省設置法第 17 条、第 18 条、厚生労働省組織令第 152 条

(所掌事務)

- (1) 国家試験（医師、歯科医師、保健師、助産師、看護師及び薬剤師等）に関すること。
- (2) 九州地方社会保険医療協議会の運営に関すること。
- (3) 日本年金機構が行う滞納処分等の認可事務に関すること。
- (4) 年金委員の委嘱・解嘱及び国民年金事務取扱交付金の交付関係事務に関すること。
- (5) 国民年金及び厚生年金の記録の訂正請求に関すること。
- (6) 社会保険診療報酬支払基金審査委員会事務局の監督、国民健康保険及び後期高齢者医療に係る保険者等に対する助言・指導並びに特定医療法人及び公益法人等が行う医療保健業の証明等に関すること。
- (7) 特定機能病院に対する立入検査等に関すること。
- (8) 保険医療機関・保険薬局の指定、保険医・保険薬剤師、指定訪問看護事業者その他医療保険事業の療養担当者に対する監督に関すること。
- (9) 健康保険法、厚生年金保険法、国民年金法等に基づき、厚生労働大臣、日本年金機構及び全国健康保険協会等が行った決定（処分）に対する審査請求の対応に関すること。
- (10) 補助金等（社会福祉施設等施設整備費国庫補助金、原爆被爆者援護対策費、就学前教育・保育施設等整備交付金等）の交付に関すること。
- (11) 臨床研修病院等の指定に係る審査と指導及び適正な臨床研修の実施体制の確保、医療観察法による指定医療機関又は指定通院医療機関の選定と指定及び指導等、地方裁判所の入院決定に基づく決定の執行及び入院又は通院の決定を受けた者の医療に関する業務、医療の安全に関する取組の普及及び啓発、再生医療等を提供する医療機関・細胞培養加工施設・認定再生医療等委員会の監督、看護師の特定行為研修の指定研修機関の指定に係る審査と指導及び適正な看護師の特定行為研修の実施体制

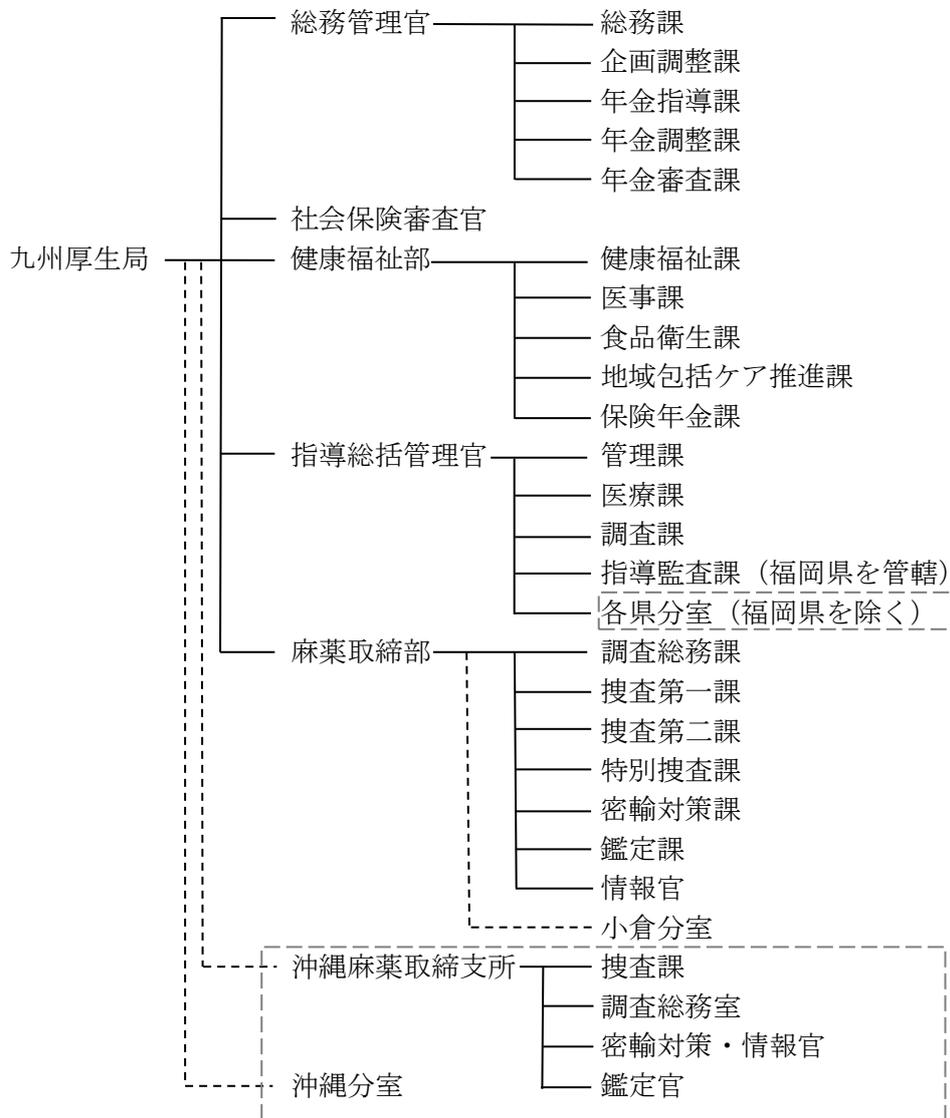
の確保、並びに地域医療構想の実施状況の把握及び推進のための助言・支援業務に関すること。

- (12) 食品衛生法の規定に基づく登録検査機関の登録・監督、食中毒に係る調整事務等並びに農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律に基づく食肉・水産食品等の輸出施設等の指導・監督等に関すること。
- (13) 地域包括ケアシステムの構築の支援に関すること。
- (14) 全国健康保険協会支部、健康保険組合、確定給付企業年金事業及び確定拠出年金事業（事業主に係るものに限る。）等の監督等に関すること。
- (15) 麻薬及び向精神薬取締法、大麻取締法、あへん法、覚醒剤取締法、国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例に関する法律等に規定する取締、許認可、中毒者対策等

(管轄区域)

福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県

(組織)



(情報公開・個人情報保護開示請求窓口)

九州厚生局総務課 TEL 092-707-1115 FAX 092-707-1116

(相談・案内窓口)

○総合案内 総務課 TEL 092-707-1115 FAX 092-707-1116
 ○「麻薬・覚醒剤」相談電話 麻薬取締部 TEL 092-431-0999
 小倉分室 TEL 093-591-3561

福岡労働局

〒812-0013 福岡市博多区博多駅東 2-11-1 福岡合同庁舎新館	
総務部総務課	TEL 092-411-4861
労働保険徴収課 [徴収関係]	TEL 092-434-9831~2
労働保険徴収課 [適用関係]	TEL 092-434-9833~6
労働基準部監督課	TEL 092-411-4862
安全課	TEL 092-411-4865
健康課	TEL 092-411-4798
賃金室	TEL 092-411-4578
労災補償課	TEL 092-411-4799
労災補償課分室	TEL 092-433-7225
(分室住所 〒812-0013 福岡市博多区博多駅東 2-6-26 安川産業ビル 10 階)	
職業安定部職業安定課	TEL 092-434-9801~4
訓練課	TEL 092-434-9805
職業対策課	TEL 092-434-9806~7
福岡助成金センター	TEL 092-411-4701~2
需給調整事業課	TEL 092-434-9711
(福岡助成金センターと需給調整事業課は、福岡合同庁舎本館 1 階)	
雇用環境・均等部企画課	TEL 092-411-4763
指導課	TEL 092-411-4894
ホームページ	https://jsite.mhlw.go.jp/fukuoka-roudoukyoku/

(下部機関)

○労働基準監督署

福岡中央労働基準監督署	〒810-8605 福岡市中央区長浜 2-1-1
	TEL 092-761-5607 (方面) TEL 092-761-5608 (安衛)
	TEL 092-761-5604 (労災)
	TEL 092-761-5600 (総合労働相談コーナー)
福岡東労働基準監督署	〒813-0016 福岡市東区香椎浜 1-3-26
	TEL 092-661-3770 (方面) TEL 092-687-5345 (安衛)
	TEL 092-687-5346 (労災)
	TEL 092-687-5342 (総合労働相談コーナー)
大牟田労働基準監督署	〒836-8502 大牟田市小浜町 24-13
	TEL 0944-53-3987
久留米労働基準監督署	〒830-0037 久留米市諏訪野町 2401
	TEL 0942-33-7251 (方面) TEL 0942-90-0234 (安衛)
	TEL 0942-90-0235 (労災)
	TEL 0942-90-0231 (総合労働相談コーナー)
飯塚労働基準監督署	〒820-0018 飯塚市芳雄町 13-6 飯塚合同庁舎 4 階
	TEL 0948-22-3200
北九州西労働基準監督署	〒806-8540 北九州市八幡西区岸の浦 1-5-10 八幡労働総合庁舎 3 階
	TEL 093-622-6550 (方面) TEL 093-285-3790 (安衛)
	TEL 093-285-3791 (労災)
	TEL 093-285-3799 (総合労働相談コーナー)
北九州東労働基準監督署	〒803-0814 北九州市小倉北区大手町 13-26 小倉第 2 合同庁舎 5 階
	TEL 093-561-0881 (方面) TEL 093-288-5611 (安衛)
	TEL 093-288-5612 (労災)
	TEL 093-288-5608 (総合労働相談コーナー)
門司支署	〒800-0004 北九州市門司区北川町 1-18
	TEL 093-381-5361

田川労働基準監督署	〒825-0013	田川市中央町 4-12 TEL 0947-42-0380
直方労働基準監督署	〒822-0017	直方市殿町 9-17 TEL 0949-22-0544
行橋労働基準監督署	〒824-0005	行橋市中央 1-12-35 TEL 0930-23-0454
八女労働基準監督署	〒834-0047	八女市稲富 132 TEL 0943-23-2121

○公共職業安定所

福岡中央公共職業安定所	〒810-8609	福岡市中央区赤坂 1-6-19 TEL 092-712-8609
赤坂駅前庁舎	〒810-0041	福岡市中央区大名 2-4-22 新日本ビル 2階 TEL 092-712-8609
飯塚公共職業安定所	〒820-8540	飯塚市芳雄町 12-1 TEL 0948-24-8609
大牟田公共職業安定所	〒836-0047	大牟田市大正町 6-2-3 TEL 0944-53-1551
八幡公共職業安定所	〒806-8509	北九州市八幡西区岸の浦 1-5-10 八幡労働総合庁舎 1,2階 TEL 093-622-5566
黒崎駅前庁舎	〒806-0021	北九州市八幡西区黒崎 3-15-3 コムシティ 6階 TEL 093-622-5566
若松出張所	〒808-0034	北九州市若松区本町 1-14-12 TEL 093-771-5055
戸畑分庁舎	〒804-0067	北九州市戸畑区汐井町 1-6 ウェルとばた 8階 TEL 093-871-1331
久留米公共職業安定所	〒830-8505	久留米市諏訪野町 2401 TEL 0942-35-8609
大川出張所	〒831-0041	大川市大字小保 614-6 TEL 0944-86-8609
小倉公共職業安定所	〒802-8507	北九州市小倉北区萩崎町 1-11 TEL 093-941-8609
門司出張所	〒800-0004	北九州市門司区北川町 1-18 TEL 093-381-8609
港湾労働課	〒801-0853	北九州市門司区東港町 6-49 TEL 093-321-0064
直方公共職業安定所	〒822-0002	直方市頓野 3334-5 TEL 0949-22-8609
田川公共職業安定所	〒826-8609	田川市弓削田 184-1 TEL 0947-44-8609
行橋公共職業安定所	〒824-0031	行橋市西宮市 5-2-47 TEL 0930-25-8609
豊前出張所	〒828-0021	豊前市大字八屋 322-70 TEL 0979-82-8609
福岡東公共職業安定所	〒813-8609	福岡市東区千早 6-1-1 TEL 092-672-8609
八女公共職業安定所	〒834-0023	八女市馬場 514-3 TEL 0943-23-6188
朝倉公共職業安定所	〒838-0061	朝倉市菩提寺 480-3 TEL 0946-22-8609

福岡南公共職業安定所

〒816-8577 春日市春日公園 3-2
TEL 092-513-8609

福岡西公共職業安定所

〒819-8552 福岡市西区姪浜駅南 3-8-10
TEL 092-881-8609

(設置根拠)

福岡労働局	厚生労働省設置法第 17 条、第 21 条、厚生労働省組織令第 156 条
労働基準監督署	厚生労働省設置法第 22 条、厚生労働省組織規則第 789 条
公共職業安定所	厚生労働省設置法第 23 条、第 24 条、厚生労働省組織規則第 792 条

(所掌事務)

<労働局>

監督計画の樹立及び監察の実施、監督指導業務の企画調整、労働災害防止対策の推進、最低賃金・最低工賃の決定、労働保険の適用及び労働保険料の徴収、労働者派遣事業等の指導監督、助成金・奨励金に関する業務、高齢者・障害者・外国人・若者・非正規雇用の労働者・パートタイム労働者等の雇用対策、雇用管理指導援助業務、公共職業訓練・求職者支援訓練、男女雇用機会均等対策の推進業務、男女雇用機会均等の確保及び育児・介護休業制度の定着推進業務等

<労働基準監督署>

労働基準関係法令及び労働安全衛生関係法令に関する監督指導・司法事件の処理、機械設備の安全衛生面の検査、労災保険の給付及び社会復帰促進事業、労働保険の適用・徴収等

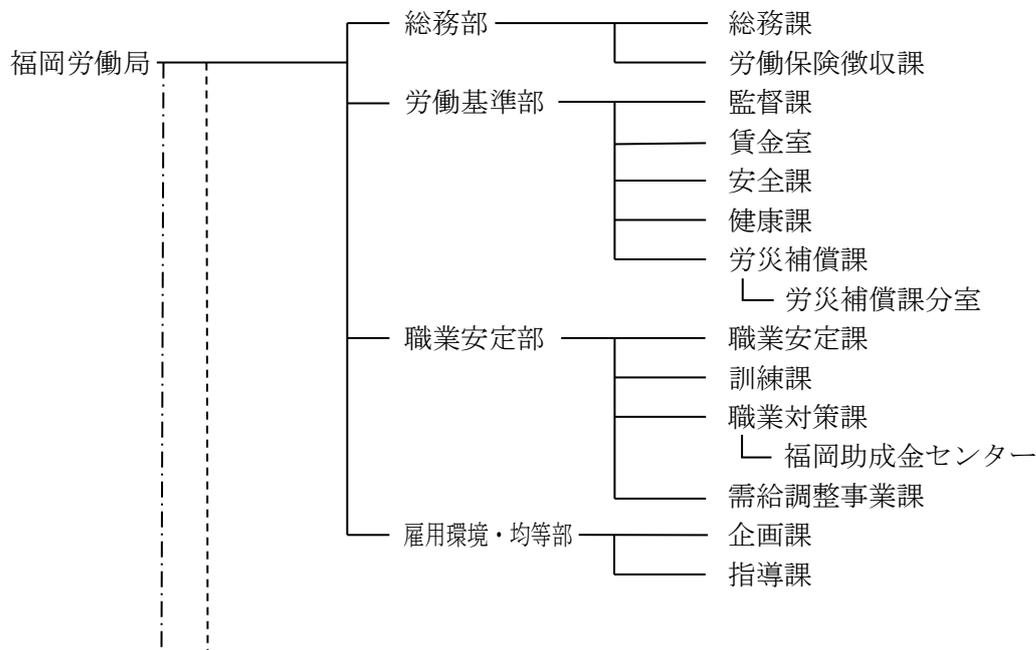
<公共職業安定所>

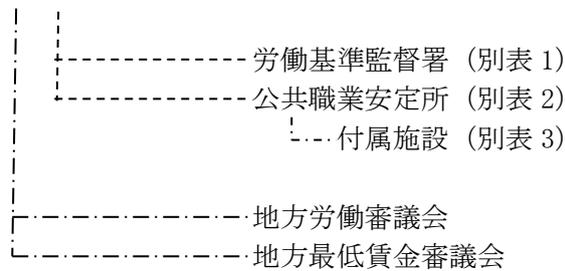
職業相談、職業指導、職業紹介、雇用管理指導、公共訓練・求職者支援訓練、雇用保険の適用・給付等

(管轄区域)

労働局	福岡県
労働基準監督署	労働基準法施行規則に定める区域
公共職業安定所	職業安定法施行規則に定める区域

(組織)





(別表 1)

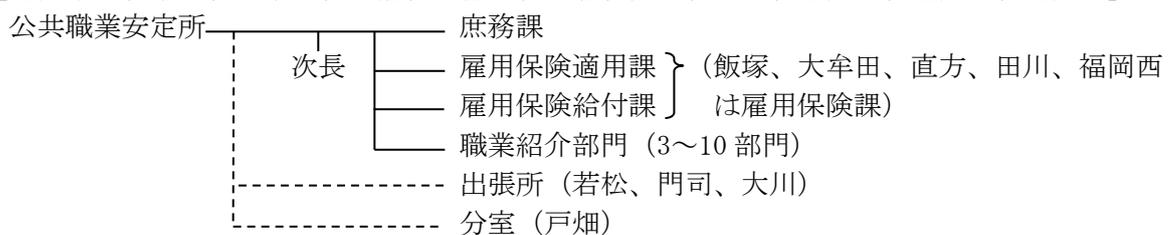
○労働基準監督署

区分	5 方面制署	4 方面制署	3 方面制署	3 課制署	2 課制署
監督署名	福岡中央	北九州西	福岡東、北九州東、久留米	大牟田、飯塚、行橋	田川、直方、八女、門司支署
課等	方面 (5) 安全衛生課 業務課 労災第一課 労災第二課	方面 (4) 安全衛生課 業務課 労災第一課 労災第二課	方面 (3) 安全衛生課 (福岡東のみ) 業務課 労災課	監督課 安全衛生課 労災課	監督・安衛課 労災課

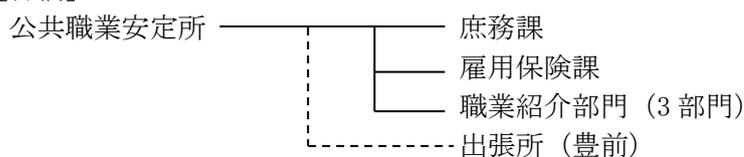
(別表 2)

○公共職業安定所

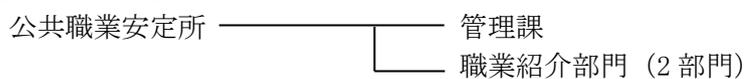
[福岡中央、飯塚、大牟田、八幡、久留米、小倉、直方、田川、福岡東、福岡南、福岡西]



[行橋]



[八女、朝倉]



(別表 3)

○付属施設

施設名	所在地	電話番号
マザーズハローワーク天神	〒810-0001 福岡市中央区天神 1-4-2 エルガーラ 12 階	092-725-8609
マザーズハローワーク北九州	〒802-0001 北九州市小倉北区浅野 3-8-1 AIM ビル 2 階	093-522-8609
ハローワーク飯塚マザーズコーナー	〒820-8540 飯塚市芳雄町 12-1	0948-24-8620
ハローワーク大牟田マザーズコーナー	〒836-0047 大牟田市大正町 6-2-3	0944-69-0013
ハローワーク久留米マザーズコーナー	〒830-0033 久留米市天神町 8 番地 リバール 5 階	0942-31-9177
ハローワーク八幡マザーズコーナー	〒806-8509 北九州市八幡西区岸の浦 1-5-10	093-622-5566
ハローワーク直方マザーズコーナー	〒822-0002 直方市頓野 3334-5	0949-22-8609
ハローワーク田川マザーズコーナー	〒826-8609 田川市弓削田 184-1	0947-44-8609
ハローワーク行橋マザーズコーナー	〒824-0031 行橋市西宮市 5-2-47	0930-25-8609
ハローワーク福岡東マザーズコーナー	〒813-8609 福岡市東区千早 6-1-1	092-672-8609
ハローワーク福岡南マザーズコーナー	〒816-8577 春日市春日公園 3-2	092-513-8609
ハローワーク福岡西マザーズコーナー	〒819-8552 福岡市西区姪浜駅南 3-8-10	092-881-8609
福岡外国人雇用サービスセンター	〒810-0001 福岡市中央区天神 1-4-2 エルガーラ 12 階	092-716-8608
福岡新卒応援ハローワーク	〒810-0001 福岡市中央区天神 1-4-2 エルガーラ 12 階	092-714-1556
北九州新卒応援ハローワーク小倉	〒802-0001 北九州市小倉北区浅野 3-8-1 AIM ビル 2 階	093-512-0304
北九州新卒応援ハローワーク八幡	〒806-8509 北九州市八幡西区岸の浦 1-5-10	093-622-6690
ハローワーク飯塚新卒応援コーナー	〒820-8540 飯塚市芳雄町 12-1	0948-24-8643
ハローワーク大牟田新卒応援コーナー	〒836-0047 大牟田市大正町 6-2-3	0944-53-1551
ハローワーク久留米新卒応援コーナー	〒830-8505 久留米市諏訪野町 2401	0942-90-0012
ハローワーク田川新卒応援コーナー	〒826-8609 田川市弓削田 184-1	0947-44-8609
ハローワークプラザ福岡	〒810-0001 福岡市中央区天神 1-4-2 エルガーラ 12 階	092-716-8609
福岡わかものハローワーク	〒810-0001 福岡市中央区天神 1-4-2 エルガーラ 12 階	092-726-5700
福岡県中高年就職支援センター	〒812-0013 福岡市博多区博多駅東 1-1-33 はかた近代ビル 5 階	092-433-9211
シニア・ハローワーク戸畑	〒804-0067 北九州市戸畑区汐井町 1-6 ウェルとばた 8 階	093-871-1338
シティハローワーク・ウェルとばた	〒804-0067 北九州市戸畑区汐井町 1-6 ウェルとばた 8 階	093-871-1331
シティハローワークはかた	〒812-0011 福岡市博多区博多駅前 2-9-28 福岡商工会議所 1 階	092-292-7980

施設名	所在地	電話番号
シティハローワークみなみ	〒815-0083 福岡市南区高宮 3-3-1 福岡市男女共同参画推進センター「アミカス」1階	092-791-2121
久留米市ジョブプラザ	〒830-0022 久留米市城南町 15-3 久留米市役所 2階	0942-30-9041

○付属施設くふるさとハローワーク>

小郡市ふるさとハローワーク	〒838-0142 小郡市大板井 279-1 小郡市体育館 1階	0942-23-8425
柳川市ふるさとハローワーク	〒832-0828 柳川市三橋町正行 431 柳川市役所三橋庁舎内	0944-74-1288
宗像市ふるさとハローワーク	〒811-3436 宗像市東郷 1-1-1 宗像市役所内	0940-36-1150
糸島市ふるさとハローワーク	〒819-1116 糸島市前原中央 2-14-14 旧糸島地区自治会館	092-321-1610
筑紫野市ふるさとハローワーク	〒818-0068 筑紫野市石崎 1-1-4 筑紫野市役所別棟	092-919-5562

(情報公開・個人情報保護開示請求窓口)

福岡労働局総務部総務課

TEL 092-411-4861

(相談・案内窓口)

○総合労働相談に関すること

総合労働相談コーナー（指導課内）

TEL 092-411-4764

外国人労働者相談コーナー（監督課内）

TEL 092-411-4862

○労働保険料の納入等に関すること（労働保険徴収課）

TEL 092-434-9831

○労働保険の加入に関すること（労働保険徴収課）

TEL 092-434-9833

○労働災害の防止に関すること（安全課）

TEL 092-411-4865

○労働者の健康確保、作業環境の改善に関すること（健康課）

TEL 092-411-4798

○最低賃金等に関すること（賃金室）

TEL 092-411-4578

○労働者災害補償に関すること（労災補償課）

TEL 092-411-4799

○職業紹介に関すること（職業安定課）

TEL 092-434-9801

○雇用保険に関すること（職業安定課）

TEL 092-434-9801

○高齢者雇用、障害者雇用等に関すること（職業対策課）

TEL 092-434-9807

○雇用関係助成金に関すること（福岡助成金センター）

TEL 092-411-4701

○職業紹介事業、労働者派遣事業に関すること（需給調整事業課）

TEL 092-434-9711

○求職者支援制度、職業訓練等に関すること（訓練課）

TEL 092-434-9805

○働く女性・仕事と家庭の両立等に関すること（指導課）

TEL 092-411-4894

福岡検疫所

〒812-0031 福岡市博多区沖浜町 8-1 福岡港湾合同庁舎
総務課 TEL 092-291-4092 FAX 092 291-4096
検疫衛生課 TEL 092-291-4101 FAX 092-282-1004
食品監視課 TEL 092-271-5873 FAX 092-271-5876
検査課 TEL 092-291-4100 FAX 092-271-5876
ホームページ <https://www.forth.go.jp/keneki/fukuoka/>

(下部機関)

門司検疫所支所

〒801-0841 北九州市門司区西海岸1-3-10 門司港湾合同庁舎
庶務課 TEL 093-321-3058 FAX 093-332-4129
検疫衛生課 TEL 093-321-3056 FAX 093-321-5311
統括食品監視官 TEL 093-321-2611 FAX 093-332-4129

北九州空港出張所

〒800-0306 北九州市小倉南区空港北町6 北九州空港旅客ターミナルビル
(電話連絡は門司検疫所支所へ)

福岡空港検疫所支所

〒812-0851 福岡市博多区大字青木739 福岡空港国際線旅客ターミナルビル
庶務課 TEL 092-477-0215 FAX 092-477-0209
検疫衛生課 TEL 092-477-0207 FAX 092-477-0209
食品監視課 TEL 092-477-0208 FAX 092-477-0209

三池出張所

〒836-0061 大牟田市新港町1 三池港湾合同庁舎
(電話連絡は福岡検疫所へ)

(設置根拠)

厚生労働省設置法第 16 条第 1 項、第 3 項及び第 4 項、厚生労働省組織規則第 76 条

(所掌事務)

< 検疫所 >

診察、検査、隔離及び停留その他検疫並びに予防接種その他国民の健康上重大な影響を及ぼす感染症の予防。船舶及び航空機等の衛生状態の調査並びにねずみ族及び虫類の駆除、清掃及び消毒その他の衛生措置。販売の用に供し、又は営業上使用する食品、添加物、器具又は容器包装等の輸入に際しての検査及び指導。検疫感染症の病原体の検査、食品中の添加物の検査、衛生微生物学的試験検査、理化学的試験検査等

< 支所 >

診察、検査、隔離及び停留その他の検疫、予防接種その他の検疫感染症の予防、船舶及び航空機等の衛生状態の調査並びにねずみ族及び虫類の駆除、清掃及び消毒その他の衛生措置。販売の用に供し、又は営業上使用する食品、添加物、器具又は容器包装等の輸入に際しての検査及び指導

< 出張所 >

診察、検査、隔離及び停留その他の検疫、予防接種その他の検疫感染症の予防、船舶及び航空機等の衛生状態の調査並びにねずみ族及び虫類の駆除、清掃及び消毒その他の衛生措置

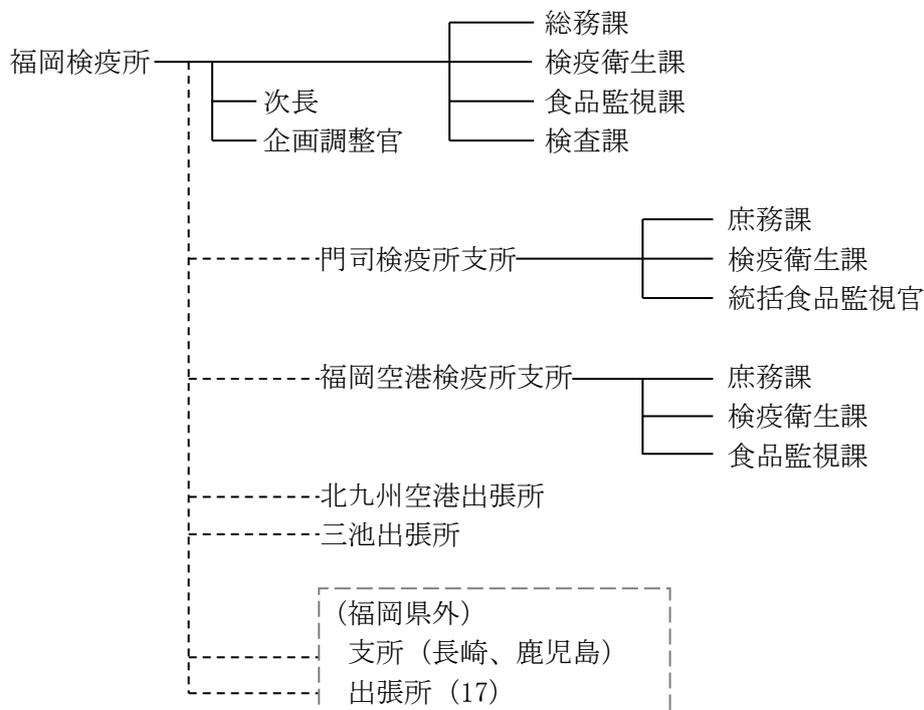
(受持検疫港及び検疫飛行場)

福岡検疫所	博多港
門司検疫所支所	関門港、荻田港
北九州空港出張所	北九州空港
福岡空港検疫所支所	福岡空港
三池出張所	三池港

(食品管轄区域)

福岡検疫所	福岡県(門司検疫所支所及び福岡空港検疫所支所の担当区域を除く。)、佐賀県、長崎県(長崎検疫所支所の担当区域を除く。)、熊本県、大分県
門司検疫所支所	福岡県(北九州市、直方市、飯塚市、田川市、嘉麻市、宮若市、行橋市、豊前市、中間市、遠賀郡、鞍手郡、嘉穂郡、田川郡、京都郡及び築上郡に限る。)
福岡空港検疫所支所	福岡県(福岡空港に限る。)

(組織)



(情報公開・個人情報保護開示請求窓口)

福岡検疫所総務課 TEL 092-291-4092 FAX 092-291-4096

(相談・案内窓口)

○健康相談

福岡検疫所 TEL 092-291-3585 FAX 092-282-1004

福岡空港検疫所支所 TEL 092-477-0210 FAX 092-477-0209

○総合案内

福岡検疫所総務課 TEL 092-291-4092 FAX 092-291-4096

国立障害者リハビリテーションセンター自立支援局

福岡視力障害センター

〒819-0165 福岡市西区今津 4820-1

TEL 092-806-1361 FAX 092-806-1365

ホームページ <http://www.rehab.go.jp/fukuoka/>

(設置根拠)

厚生労働省組織令第135条、第149条、厚生労働省組織規則第649条、第651条

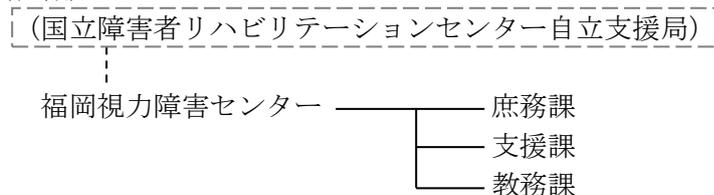
(所掌事務)

- (1) 日常生活又は社会生活上の支援、必要な情報の提供及び関係機関との連絡調整に関すること。
- (2) 主として夜間における生活等の相談に関すること。
- (3) 身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練に関すること。
- (4) 求職活動に関する支援及び職場の開拓並びに就職後における職場への定着のために必要な相談に関すること。
- (5) 理療に関する施術所の開設及び経営に関すること。
- (6) 理療教育に関すること。
- (7) 視覚障害者の職業に関する調査及び研究に関すること（研究所の所掌に属するものを除く。）。

(管轄区域)

全国

(組織)



(情報公開・個人情報保護開示請求窓口)

福岡視力障害センター庶務課 TEL 092-806-1361 FAX 092-806-1365

(相談・案内窓口)

- 施設利用・施設見学に関する問い合わせ、その他全般的な質問
庶務課 TEL 092-806-1361 メールアドレス：syomuka-f@mhlw.go.jp
- 理療教育・点字等に関することに関する問い合わせ
教務課 TEL 092-806-1361 メールアドレス：kyoumuka-f@mhlw.go.jp
- 利用相談全般・自立訓練の内容に関する問い合わせ
支援課 TEL 092-807-2844 メールアドレス：shienka-f@mhlw.go.jp

農林水産省

九州農政局 〒860-8527 熊本市西区春日 2-10-1 熊本地方合同庁舎
TEL 096-211-9111(代表)
ホームページ <http://www.maff.go.jp/kyusyu/index.html>

(組織)

地方参事官 (福岡県拠点) 〒812-0018 福岡市博多区住吉 3-17-21
TEL 092-281-8261

北部九州土地改良調査管理事務所 〒830-0062 久留米市荒木町白口 891-20
TEL 0942-27-2160

筑後川下流福岡農業水利事業建設所

〒832-0828 柳川市三橋町正行 431
TEL 0944-77-8225

筑後川中流支所 〒839-1401 うきは市浮羽町朝田 582-1
TEL 0943-74-6940

ホームページ <http://www.maff.go.jp/kyusyu/seibibu/kokuei/01/index.html>

(設置根拠)

九州農政局 農林水産省設置法第 17 条、第 18 条、農林水産省組織令第 91 条

地方参事官 (福岡県拠点) 農林水産省組織規則第 158 条

北部九州土地改良調査管理事務所 農林水産省設置法第 19 条、農林水産省組織規則第 282 条

筑後川下流福岡農業水利事業建設所 農林水産省設置法第 19 条、農林水産省組織規則第 282 条

筑後川中流支所 農林水産省設置法第 19 条、農林水産省組織規則第 282 条

(担当事務)

<九州農政局>

- (1) 農業協同組合、森林組合、漁業協同組合その他の農林水産業者の協同組織の発達に関する事。
- (2) 所掌事務に係る一般消費者の利益の保護に関する事。
- (3) 日本農林規格並びに食品表示法(平成 25 年法律第 70 号)第 4 条第 6 項に規定する食品表示基準(酒類に係るものを除く。)及び飲食料品以外の農林物資の品質に関する表示の基準に関する事(これらの基準の策定に関することを除く。)
- (4) 飲食料品(酒類を除く。)及び油脂の生産、流通及び消費の増進、改善及び調整に関する事。
- (5) 中央卸売市場の監督その他卸売市場に関する事。
- (6) 商品市場における取引及び商品投資の監督に関する事務のうち所掌に係るものに関する事。
- (7) 食品産業その他の所掌に係る事業の発達、改善及び調整に関する事。
- (8) 食品産業その他の所掌に係る事業における資源の有効な利用の確保に関する事。
- (9) 所掌事務に係る物資についての輸出に関する事務のうち所掌に係るものに関する事。
- (10) 農畜産物(蚕糸を含む。)の生産、流通及び消費の増進、改善及び調整に関する事。
- (11) 農林水産物の食品としての安全性の確保に関する事務のうち生産過程に係るものに関する事(食品衛生に関する事及び環境省の所掌に係る農薬の安全性の確保に関することを除く。)
- (12) 農作物の作付体系の合理化に関する事。
- (13) 家畜(家きん及び蜜蜂を含む。以下同じ。)の改良及び増殖並びに取引に関する事。
- (14) 農地の土壌の改良並びに汚染の防止及び除去に関する事。
- (15) 草地の整備に関する事。
- (16) 病虫害の防除及び家畜の衛生に関する事。
- (17) 獣医療に関する事。

- (18) 肥料、農機具、農薬、飼料その他の農畜産業専用物品（蚕糸業専用物品及び林業専用物品を含む。以下この号において同じ。）の生産、流通及び消費の増進、改善及び調整に関すること（経済産業省がその生産を所掌する農畜産業専用物品の生産に関するものを除く。）。
- (19) 中央競馬及び地方競馬の監督及び助成に関すること。
- (20) 農業経営の改善及び安定に関すること。
- (21) 農業を担うべき者の確保に関すること。
- (22) 農業労働に関すること。
- (23) 農業技術の改良及び発達並びに農業及び農林漁業従事者の生活に関する知識の普及交換に関すること。
- (24) 農地の権利移動その他農地関係の調整に関すること。
- (25) 農業構造の改善に関すること。
- (26) 農林水産業及び食品産業その他の所掌に係る事業の振興のための金融上の措置に関する助成に関すること。
- (27) 農業信用基金協会の業務の監督に関すること。
- (28) 農住組合の設立及び業務に関すること。
- (29) 農業振興地域整備計画その他農山漁村の総合的な振興計画の作成及び実施についての指導及び助成に関すること。
- (30) 中山間地域等における農業の生産条件に関する不利を補正するための支援に関すること。
- (31) 土地、水その他の資源の農業上の利用の確保に関すること。
- (32) 農地の転用に関すること。
- (33) 農業水利に関すること。
- (34) 交換分合の指導及び助成に関すること。
- (35) 土地改良事業（かんがい排水、区画整理、干拓、農地又はその保全若しくは利用上必要な施設若しくは農業用施設の災害復旧その他土地の農業上の利用を維持及び増進するのに必要な事業をいう。）に関すること。
- (36) 農地の保全に係る海岸の整備、利用、保全その他の管理に関すること。
- (37) 農地の保全に係る地すべり防止に関する事業に関すること並びに農地の保全に係るぼた山の崩壊の防止に関する事業の助成及び監督に関すること。
- (38) 農山漁村に滞在しつつ行う農林漁業の体験その他の農山漁村と都市との地域間交流に関すること。
- (39) 市民農園の整備の促進に関すること。
- (40) 主要食糧の生産、集荷、消費その他需給の調整に関すること。
- (41) 主要食糧の輸入に係る納付金の徴収に関すること。
- (42) 輸入飼料の買入れ、保管及び売渡しの実施に関すること。
- (43) 農産物検査法（昭和26年法律第144号）の規定による農産物の検査に関すること。
- (44) 水産物の流通改善に関すること。
- (45) 前各号に掲げるもののほか、法律（法律に基づく命令を含む。）に基づき農林水産省に属させられた事務
- (46) 農林水産業及びこれに従事する者に関する統計その他農林水産省の所掌事務に係る統計の作成及び提供並びにその作成に必要な調査に関すること。
- (47) 農林水産省の所掌事務に係る情報の収集、整理、分析及び提供に関すること。
- (48) 農林水産省の所掌事務に関する相談に関すること。

<地方参事官（福岡県拠点）>

福岡県における重要事項に関する事務

- (1) 現場と農政を結ぶ業務
- (2) 広域監視業務
- (3) 経営所得安定対策業務
- (4) 6次産業化等関連業務
- (5) 統計関連業務

<北部九州土地改良調査管理事務所>

国営の土地改良事業の実施に関する調査並びに国営の土地改良事業によって造成された施設並びに当該施設に係る土地、工作物その他の物件及び権利の管理に関する事務

<北部九州土地改良調査管理事務所筑後川下流福岡農業水利事業建設所>

国営の筑後川下流福岡国営施設機能保全事業に係る工事に伴う土地、工作物その他の物件及び権利の買収及び補償に関する事務並びに工事の施行に関する事務

<北部九州土地改良調査管理事務所筑後川中流支所>

国営の筑後川中流国営施設機能保全事業の実施に関する事務

(管轄区域)

九州農政局 福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県
 地方参事官（福岡県拠点） 福岡県

北部九州土地改良調査管理事務所 福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県

筑後川下流福岡農業水利事業建設所

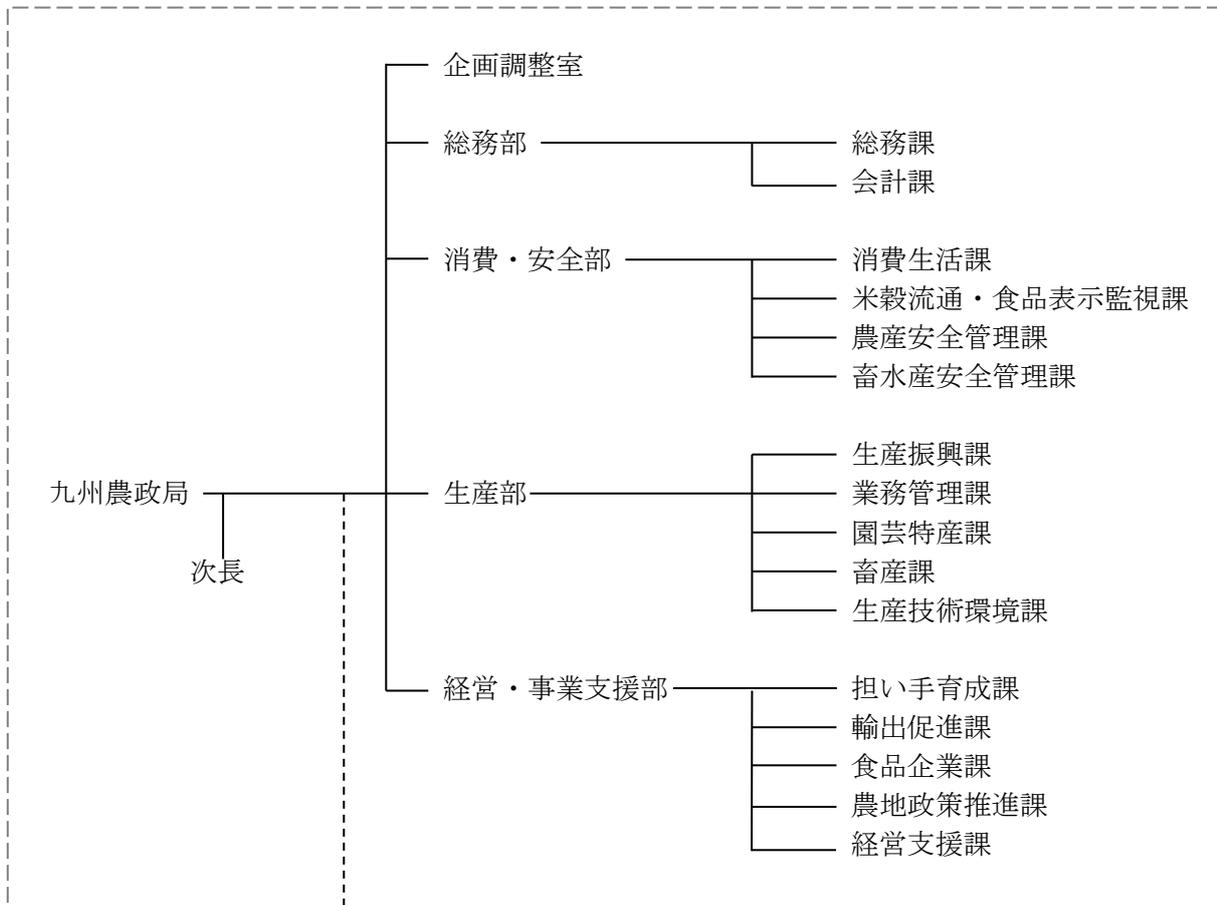
福岡県（大牟田市、久留米市、柳川市、八女市、筑後市、大川市、みやま市、大木町）

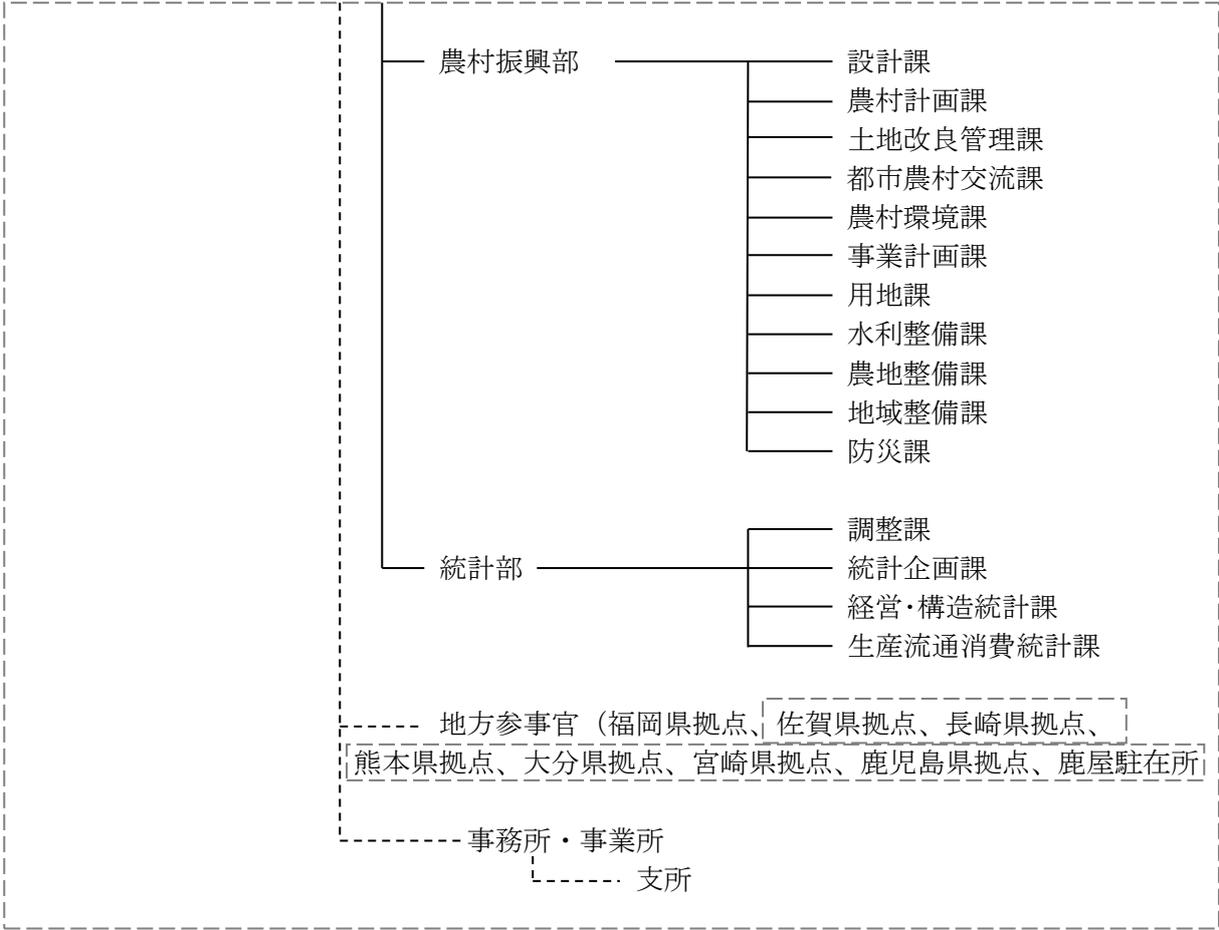
佐賀県（みやき町）

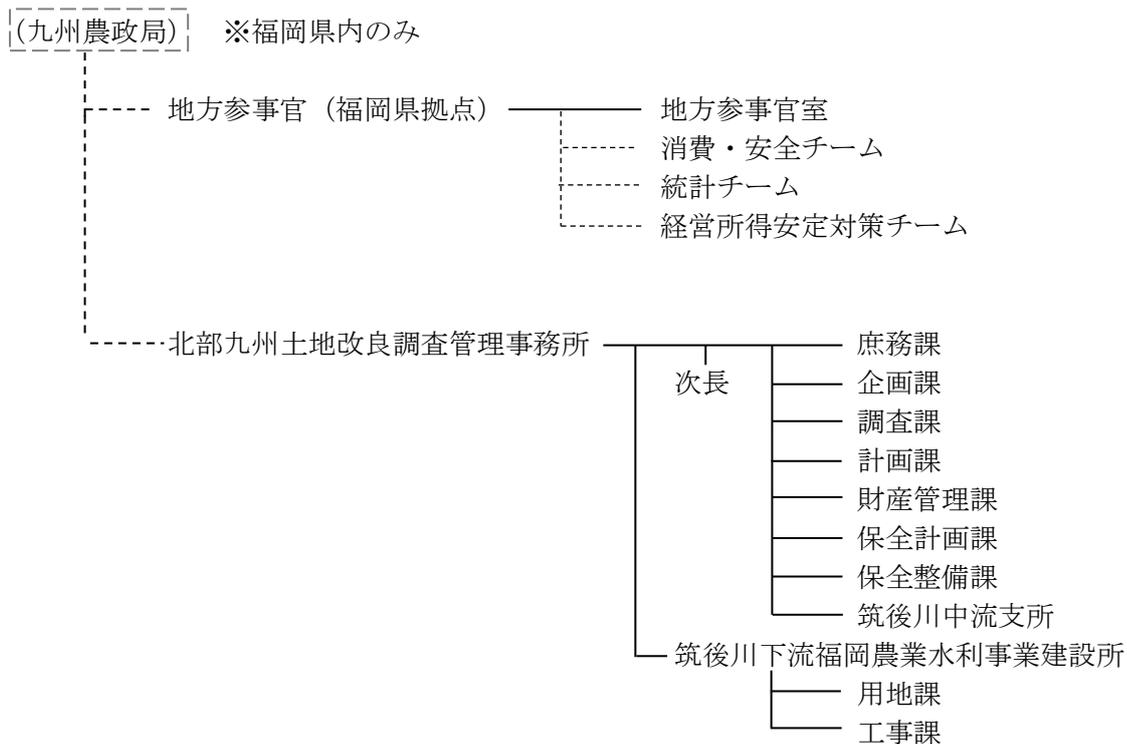
筑後川中流支所

福岡県（久留米市、小郡市、うきは市、朝倉市、大刀洗町）

(組織)







(情報公開・個人情報保護開示請求窓口)

九州農政局総務部総務課

TEL 096-211-9111 (内線 4027)

(相談・案内窓口)

<九州農政局>

○総合窓口 九州農政局企画調整室

TEL 096-211-9111 (内線 4122)

○消費者相談窓口 九州農政局消費生活課

TEL 096-211-8582

○食品表示 110 番 九州農政局米穀流通・食品表示監視課

TEL 0120-005-110

<地方参事官 (福岡県拠点) >

○農政全般に関する問合せ窓口

地方参事官ホットライン

TEL 092-281-8261

※このほか、九州農政局では、分野ごとに相談窓口を設置しています。

ホームページアドレス <http://www.maff.go.jp/kyusyu/soumu/soumu/soudanmado/soudanmado.html>

門司植物防疫所

〒801-0841 北九州市門司区西海岸 1-3-10 門司港湾合同庁舎

TEL 093-321-1404 FAX 093-332-5189

植物防疫所ホームページ <http://www.maff.go.jp/pps/>

(下部機関)

福岡支所

〒812-0031 福岡市博多区沖浜町 8-1 福岡港湾合同庁舎

TEL 092-291-1577 FAX 092-291-0482

(福岡空港)

〒812-0851 福岡市博多区大字青木 739 福岡空港国際線旅客ターミナルビル

TEL 092-477-7575 FAX 092-477-7576

(設置根拠)

植物防疫所 農林水産省設置法第 8 条、農林水産省組織規則第 65 条

支所・出張所 農林水産省設置法第 9 条、農林水産省組織規則第 97 条

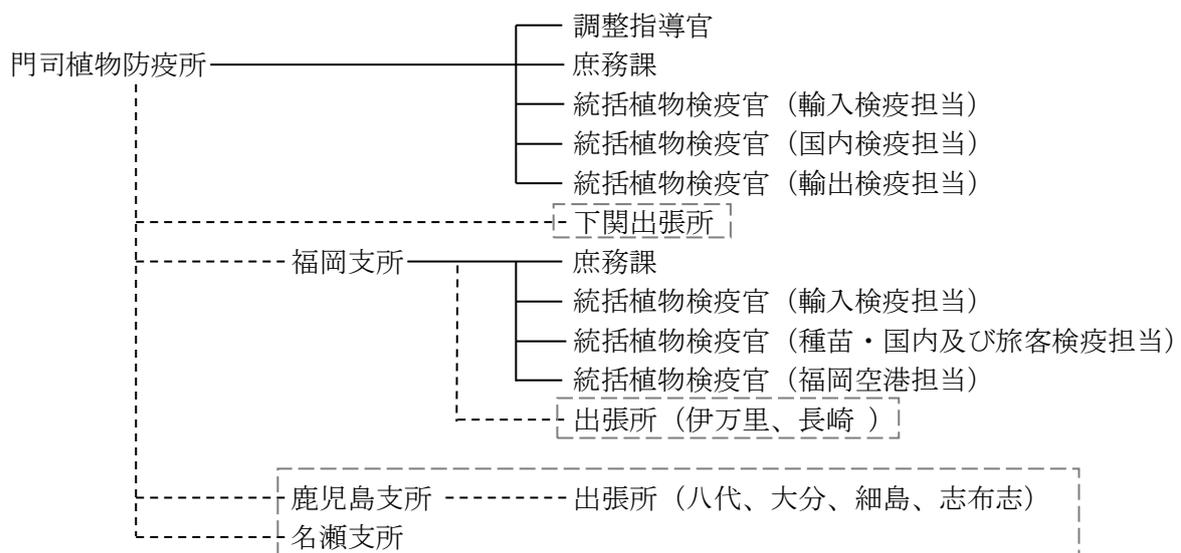
(所掌事務)

- (1) 輸入植物、病菌害虫が付着するおそれがある輸入物品又は輸入病菌害虫の検査及び取締り並びに病菌害虫の調査及び研究に関する事。
- (2) 輸出植物、病菌害虫が付着するおそれがある輸出物品の検査及び取締り並びに病菌害虫の調査及び研究に関する事。
- (3) 植物防疫法第 22 条第 1 項に規定する指定有害動植物の防除に必要な薬剤(薬剤として用いることができる物を含む。)及び防除器具の保管に関する事。
- (4) 指定種苗及び植物防疫法第 16 条の 2 第 1 項又は第 16 条の 3 第 1 項の規定により移動が制限され、又は禁止された植物等の検査及び取締りに関する事。

(管轄区域)

門司植物防疫所 福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、山口県下関市、山口県宇部市

(組織)



(情報公開・個人情報保護開示請求窓口)

門司植物防疫所庶務課

TEL 093-321-1404

FAX 093-332-5189

(相談・案内窓口)

○総合案内

門司植物防疫所庶務課

TEL 093-321-1404

FAX 093-332-5189

福岡支所庶務課

TEL 092-291-1577

FAX 092-291-0482

動物検疫所門司支所 〒801-0841 北九州市門司区西海岸 1-3-10 門司港湾合同庁舎
TEL 093-321-1116 FAX 093-332-5858
動物検疫所ホームページ <http://www.maff.go.jp/aqs/>

(下部機関)

博多出張所 〒812-0031 福岡市博多区沖浜町 8-1 福岡港湾合同庁舎
TEL 092-262-5285 FAX 092-262-5283

福岡空港出張所 〒812-0851 福岡市博多区大字青木 739 福岡空港国際線旅客ターミナルビル
TEL 092-477-0080 FAX 092-477-7580

(設置根拠)

農林水産省設置法第 11 条、農林水産省組織規則第 124 条

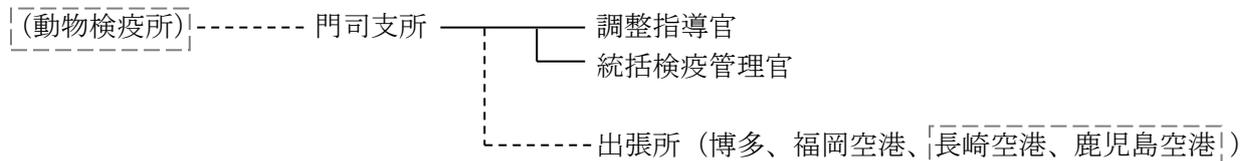
(所掌事務)

- (1) 家畜伝染病予防法の規定による輸出入動物その他の物に対する輸出入検査その他の措置
- (2) 輸出入動物に対する狂犬病予防法の規定に基づく検査
- (3) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の規定による輸入動物に対する検査及びこれに基づく措置
- (4) 輸出入動物の健康検査
- (5) 動物用生物学的製剤及び予防用器具の保管、配布、譲与及び貸付け
- (6) 委託を受けて動物その他の物に対する検査又は消毒を行うこと。

(管轄区域)

福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、山口県

(組織)



(情報公開・個人情報保護開示請求窓口)

動物検疫所総務部庶務課 TEL 045-751-5921 FAX 045-753-3910

(相談・案内窓口)

動物検疫所門司支所 TEL 093-321-1116 FAX 093-332-5858

〔林野庁〕

九州森林管理局

〒860-0081 熊本市西区京町本丁 2-7

TEL 096-328-3500(代表)

ホームページ <http://www.rinya.maff.go.jp/kyusyu/index.html>

福岡森林管理署

〒814-0006 福岡市早良区百道 1-16-29

TEL 092-843-2100 FAX 092-851-5904

ホームページ <http://www.rinya.maff.go.jp/kyusyu/fukuoka/index.html>

(下部機関)

直方森林事務所 〒822-0002 直方市大字頓野 3952-2 TEL 0949-26-4041 FAX 0949-26-4042

若宮森林事務所 〒822-0002 直方市大字頓野 3952-2 TEL 0949-26-4100 FAX 0949-26-4042

新宮森林事務所 〒811-0112 糟屋郡新宮町下府 7-1-14 TEL 092-962-0049 (FAX 兼用)

太宰府森林事務所 〒818-0125 太宰府市五条 1-15-3 TEL 092-922-4040 (FAX 兼用)

早良森林事務所 〒814-0006 福岡市早良区百道 1-16-29 TEL 092-843-0385 (FAX 兼用)

彦山森林事務所 〒824-0602 田川郡添田町大字添田 1319-2 TEL 0947-82-0185 (FAX 兼用)

小石原森林事務所 〒838-1601 朝倉郡東峰村大字小石原 941-8
TEL 0946-74-2202 (FAX 兼用)

矢部森林事務所 (仮事務所) 〒834-0073 八女市立花町下辺春 1312-1
TEL 0943-37-0101 (FAX 兼用)

合河森林事務所 〒828-0074 豊前市大字下河内 356-1 TEL 0979-88-2015 (FAX 兼用)

(設置根拠)

森林管理局

農林水産省設置法第 26 条

森林管理署

農林水産省設置法第 28 条第 1 項及び第 2 項、農林水産省組織規則第 505 条

森林事務所

農林水産省組織規則第 584 条、森林官、首席森林官、地域総括森林官、治山技術官等の勤務場所に関する訓令

(所掌事務)

<森林管理局>

- (1) 管理経営計画の樹立その他の国有林野の管理経営を行うこと。
- (2) 民有林野の造林及び森林の経営の指導並びに森林治水事業の実施に関すること。
- (3) 林野の保全に係る地すべり防止に関する事業の実施に関すること。

<森林管理署>

- (1) 国有林野の造林、林道の開設及び改良その他の森林の整備を行うこと。
- (2) 国有林野の森林病虫害の駆除及び予防その他の森林の保護を行うこと。
- (3) 国有林野の産物及び製品の生産及び処分を行うこと。
- (4) 国有林野を活用すること。
- (5) 国有林野その他森林管理局所属の国有財産の管理及び処分を行うこと。
- (6) 森林及び林業に関する知識の普及を行うこと。
- (7) 民有林野の造林及び森林の経営の指導を実施すること。
- (8) 国有林野と一体として整備及び保全を行うことが相当と認められる民有林野の整備及び保全を行うこと。
- (9) 森林治水事業を実施すること。
- (10) 林野の保全に係る地すべり防止に関する事業を実施すること。

<森林事務所>

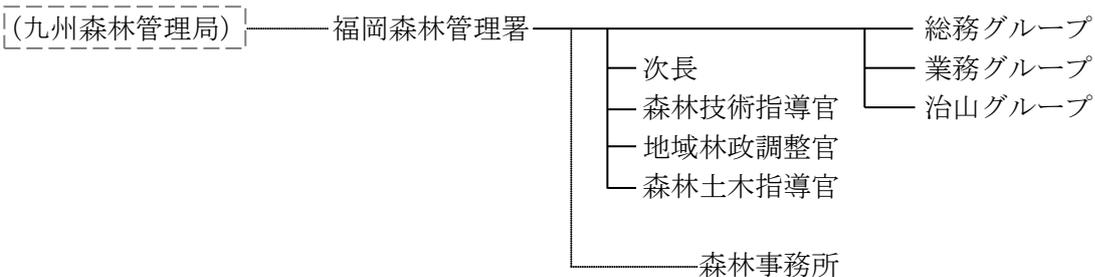
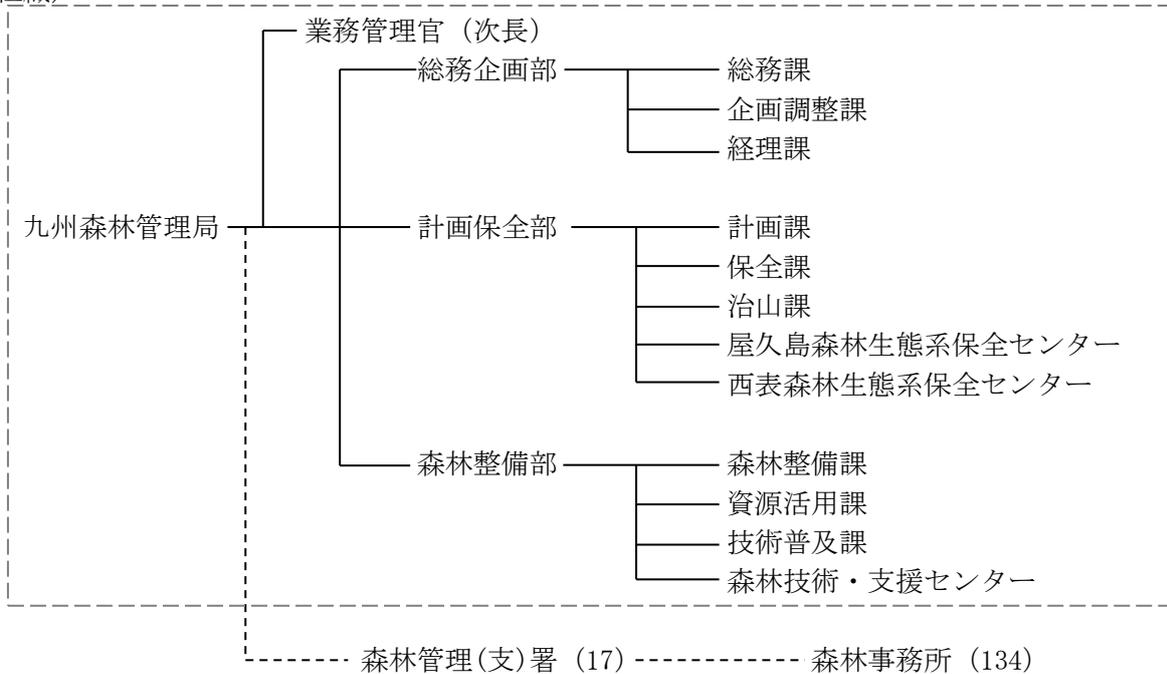
- (1) 標識類の巡検、巡視及び国庫帰属森林の境界の明示に関すること。
- (2) 造林事業、製品事業及び林道事業の実施に関すること。
- (3) 造林事業、製品事業及び林道事業用資材、機械その他の施設の保全に関すること。

- (4) 産物の収穫に関する調査の実施に関すること。
- (5) 森林及び林業に関する知識の普及に関すること。
- (6) 民有林野の造林及び森林の経営の指導に関すること。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、森林管理署長等が特に命じた事項の処理に関すること。

(管轄区域)

九州森林管理局	福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県
福岡森林管理署	福岡県

(組織)



(情報公開・個人情報保護開示請求窓口)

九州森林管理局総務企画部総務課 TEL 096-328-3600

(相談・案内窓口)

○九州森林管理局総務企画部総務課	TEL 096-328-3500(代表)	
○福岡森林管理署総務グループ	TEL 092-843-2100	FAX 092-851-5904

〔水産庁〕

九州漁業調整事務所

〒812-0031 福岡市博多区沖浜町 8-1 福岡港湾合同庁舎 5 階

TEL 092-273-2000 FAX 092-262-1930

ホームページ <http://www.jfa.maff.go.jp/kyusyu/>

(設置根拠)

農林水産省設置法第 34 条、農林水産省組織令第 146 条

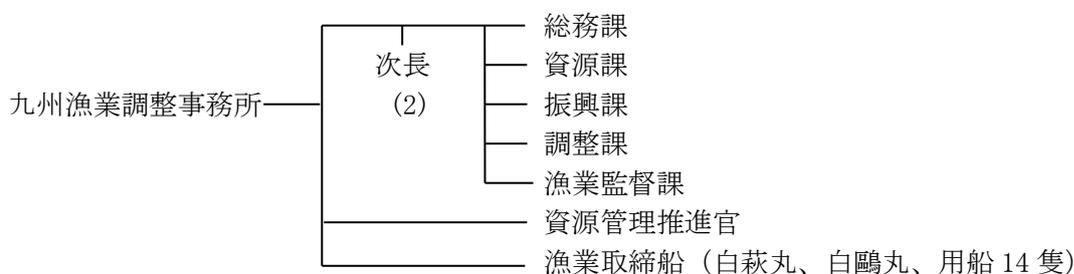
(所掌事務)

- (1) 漁業の取締りその他漁業の監督に関すること。
- (2) 大臣許可漁業（基地式捕鯨業、母船式捕鯨業及びかつお・まぐろ漁業を除く。）の許可に関すること。
- (3) 外国人漁業の規制に関する法律の規定に基づく外国漁船の寄港の許可に関すること。
- (4) 漁船の検査に関すること。
- (5) 海洋生物資源の保存及び管理に関すること。
- (6) 水産資源の回復についての企画及び連絡調整に関すること。
- (7) 漁業法第 183 条の規定による漁業の免許に関すること、沿岸・沖合における漁業の指導その他漁業調整に関すること、沿岸漁業の振興及び漁場の保全の指導に関すること、日本海・九州西広域漁業調整委員会に関すること（九州漁業調整事務所の管轄区域のみに係るものに限る。）、玄海及び有明海に関する水産関係資料の収集及び整理並びに玄海及び有明海の水産に関する調査に関すること並びに内水面漁業に関すること。

(管轄区域)

山口県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県及び鹿児島県の地先海面（瀬戸内海の海面を除く。）及び内水面

(組織)



(情報公開・個人情報保護開示請求窓口)

九州漁業調整事務所総務課 TEL 092-273-2000 FAX 092-262-1930

(相談・案内窓口)

九州漁業調整事務所総務課 TEL 092-273-2000 FAX 092-262-1930

経済産業省

九州経済産業局

〒812-8546 福岡市博多区博多駅東 2-11-1 福岡合同庁舎本館
 TEL 092-482-5405 (総務課) FAX 092-482-5960 (総務課)
 ホームページ <https://www.kyushu.meti.go.jp/>

(設置根拠)

経済産業省設置法第9条、第10条、経済産業省組織令第102条

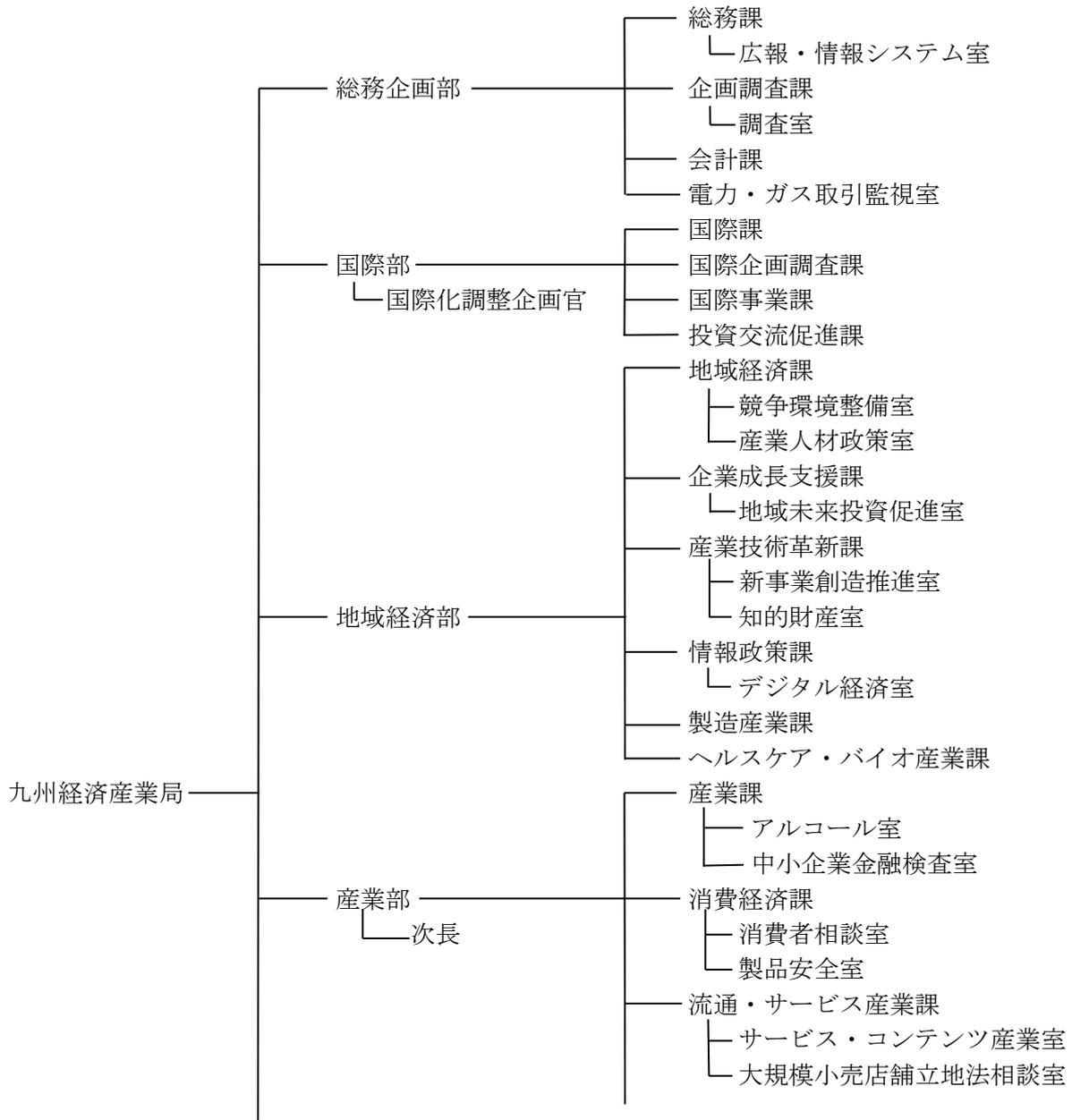
(所掌事務)

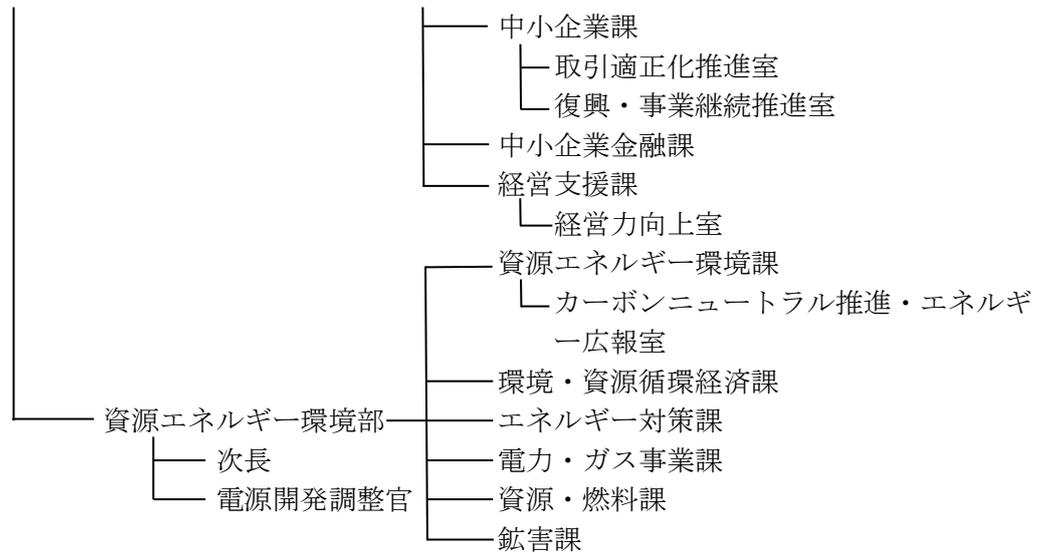
民間の経済活力の向上、経済産業の振興及び外国との経済交流の促進並びに鉱物資源及びエネルギーの安定的かつ効率的な供給の確保を通じ地域経済の発展と豊かな国民生活の実現を図ること。

(管轄区域)

福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県

(組織)





(情報公開・個人情報保護開示請求窓口)

総務課広報・情報システム室

TEL 092-451-8605

FAX 092-482-5952

(相談・案内窓口)

- 中小企業相談窓口 中小企業課 TEL 092-482-5447
- 下請取引に関する相談窓口 取引適正化推進室 TEL 092-482-5450
- 中小企業特別相談窓口 中小企業課 TEL 092-482-5447
- 貿易相談窓口（輸出入規制等について） 国際課 TEL 092-482-5425
- 海外展開に関する相談窓口 国際課 TEL 092-482-5423
- 対日直接投資に関するお問い合わせ 投資交流促進課 TEL 092-482-5426
- 産学官連携相談窓口 産業技術革新課 TEL 092-482-5464
- 産業財産権（特許、実用新案、意匠、商標）等に関する施策相談窓口 知的財産室
TEL 092-482-5463
- 大規模小売店舗立地法相談 流通・サービス産業課 TEL 092-482-5455
- 消費者相談 消費者相談窓口 TEL 092-482-5458
- 電気用品等安全関係相談窓口 製品安全室 TEL 092-482-5523

九州産業保安監督部

〒812-0013 福岡市博多区博多駅東 2-11-1 福岡合同庁舎本館
TEL 092-482-5927 (管理課) FAX 092-471-7496 (管理課)
ホームページ <https://www.safety-kyushu.meti.go.jp/>

(設置根拠)

産業保安監督部 経済産業省設置法第 9 条、第 12 条、経済産業省組織令第 103 条の 2

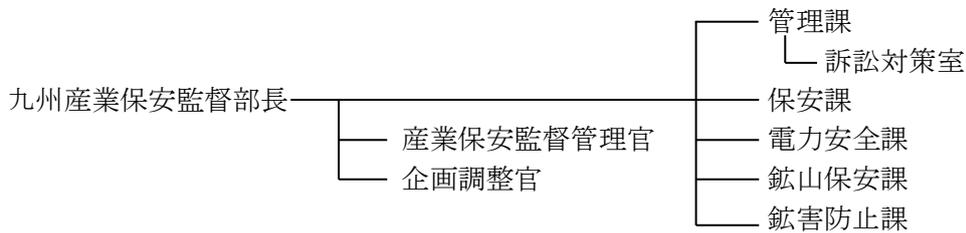
(所掌事務)

電力の保安（原子力に係るものを除く。）、都市ガスの保安、火薬類の保安、LP ガスの保安、高圧ガスの保安、石油コンビナートの保安及び鉱山の保安に関すること。

(管轄区域)

福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県

(組織)



(情報公開・個人情報保護開示請求窓口)

管理課 TEL 092-482-5926 FAX 092-471-7496

(相談・案内窓口)

管理課 TEL 092-482-5927 FAX 092-471-7496

国土交通省

九州地方整備局 〒812-0013 福岡市博多区博多駅東 2-10-7 福岡第二合同庁舎
TEL 092-471-6331(代表) FAX 092-476-3457
ホームページ <https://www.qsr.mlit.go.jp/>

(下部機関)

○河川関係

筑後川河川事務所

〒830-8567 久留米市高野 1-2-1
TEL 0942-33-9131 FAX (0942) 35-0186
ホームページ <https://www.qsr.mlit.go.jp/chikugo/>

久留米出張所

〒830-0002 久留米市高野 1-2-27
TEL 0942-32-7082 FAX 0942-33-5658

大川出張所

〒831-0005 大川市大字向島 2631-2
TEL 0944-86-2516 FAX 0944-86-2713

片ノ瀬出張所

〒839-1225 久留米市田主丸町菅原 2461-5
TEL 0943-72-3204 FAX 0943-72-3676

吉井出張所

〒839-1307 うきは市吉井町橋田 316-3
TEL 0943-75-2300 FAX 0943-75-2699

矢部川出張所

〒835-0025 みやま市瀬高町上庄字松土居 470
TEL 0944-63-2520 FAX 0944-63-2567

遠賀川河川事務所

〒822-0013 直方市溝堀 1-1-1
TEL 0949-22-1830 FAX 0949-23-3452
ホームページ <https://www.qsr.mlit.go.jp/onga/>

飯塚出張所

〒820-0002 飯塚市川島 729-1
TEL 0948-22-1410 FAX 0948-22-1427

田川出張所

〒825-0017 田川市寿町 7-54
TEL 0947-44-0568 FAX 0947-44-0596

中間出張所

〒809-0001 中間市大字垣生 1991-1
TEL 093-245-0154 FAX 093-245-0160

宮田出張所

〒823-0003 宮若市本城 422-6
TEL 0949-32-0364 FAX 0949-32-9548

直方出張所

〒822-0002 直方市大字頓野字正境 3330-1
TEL 0949-24-0083 FAX 0949-24-9822

河口堰管理支所

〒807-0001 遠賀郡水巻町大字猪熊 10-7-1
TEL 093-201-1675 FAX 093-201-1676

○道路関係

福岡国道事務所

〒813-0043 福岡市東区名島 3-24-10
TEL 092-681-4731 FAX 092-682-7760
ホームページ <https://www.qsr.mlit.go.jp/fukkoku/>

久留米維持出張所

〒830-0052 久留米市上津町字中尾山 2199-38
TEL 092-405-0482 FAX 0942-21-5606

福岡維持出張所

〒813-0041 福岡市東区水谷 2-55-11
TEL 092-405-0396 FAX 092-672-9040

福岡西維持出張所

〒819-0041 福岡市西区拾六町 4-64
TEL 092-405-0468 FAX 092-885-4190

北九州国道事務所

〒802-0803 北九州市小倉南区春ヶ丘 10-10
TEL 093-951-4331 FAX 093-951-4336
ホームページ <https://www.qsr.mlit.go.jp/kitakyu/>

八幡維持出張所	〒806-0049	北九州市八幡西区穴生 4-12-1 TEL 093-631-3338 FAX 093-631-3330
行橋維持出張所	〒824-0001	行橋市行事 4-3-9 TEL 0930-22-1129 FAX 0930-22-0051
筑豊維持出張所	〒820-0067	飯塚市大字川津 678 TEL 0948-22-7942 FAX 0948-21-0435
有明海沿岸国道事務所	〒832-0824	柳川市三橋町藤吉 495 TEL 0944-74-2930 FAX 0944-74-2932
	ホームページ	https://www.qsr.mlit.go.jp/arien/

○ダムその他関係

筑後川ダム統合管理事務所	〒830-0002	久留米市高野 1-2-2 TEL 0942-39-6651 FAX 0942-39-6655
	ホームページ	https://www.qsr.mlit.go.jp/toukan/
九州技術事務所	〒830-8570	久留米市高野 1-3-1 TEL 0942-32-8245 FAX 0942-32-8295
	ホームページ	https://www.qsr.mlit.go.jp/kyugi/
九州道路メンテナンスセンター	〒812-0013	福岡市博多区博多駅東 2-11-1 TEL 092-409-1508 FAX 092-482-5727
	ホームページ	https://www.qsr.mlit.go.jp/rd_mainte/
国営海の中道海浜公園事務所	〒811-0321	福岡市東区大字西戸崎 18-25 TEL 092-603-1112 FAX 092-603-2664
	ホームページ	http://www.qsr.mlit.go.jp/uminaka/

○港湾空港関係

北九州港湾・空港整備事務所	〒801-0841	北九州市門司区西海岸 1-4-40 TEL 093-321-4631
	ホームページ	https://www.pa.qsr.mlit.go.jp/kitakyusyu/
博多港湾・空港整備事務所	〒810-0074	福岡市中央区大手門 2-5-33 TEL 092-752-8600
	ホームページ	https://www.pa.qsr.mlit.go.jp/hakata/
苅田港湾事務所	〒800-0315	京都郡苅田町港町 28-2 TEL 093-436-0581
	ホームページ	https://www.pa.qsr.mlit.go.jp/kanda/
関門航路事務所	〒802-0001	北九州市小倉北区浅野 3-7-38 TEL 093-512-8091
	ホームページ	https://www.pa.qsr.mlit.go.jp/kanmon/

(設置根拠)

地方整備局	国土交通省設置法第 30 条、第 31 条、国土交通省組織令第 206 条
事務所	国土交通省設置法第 32 条、地方整備局組織規則第 140 条
出張所	地方整備局組織規則第 150 条

(所掌事務)

<地方整備局>

- (1) 国土計画その他の国土の利用、開発及び保全に関する総合的かつ基本的な政策に係る計画及び方針に関する調査及び調整その他当該計画及び方針の推進に関すること。
- (2) 社会資本の整合的かつ効率的な整備の推進（公共事業の入札及び契約の改善を含む。）に関すること。
- (3) 土地の使用及び収用に関すること。
- (4) 公有地の拡大の推進に関する法律の規定による土地の先買い及び土地開発公社に関する事務を行うこと。

- (5) 建設業（浄化槽工事業を含む。）の発達、改善及び調整並びに建設工事の請負契約の適正化に関すること。
- (6) 不動産業の発達、改善及び調整並びに不動産取引の円滑化及び適正化に関すること。
- (7) 宅地の供給、造成、改良及び管理に関すること。
- (8) 海洋汚染等（海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第3条第15号の2に規定する海洋汚染等をいう。）及び海上災害の防止に関すること（油保管施設等の油濁防止緊急措置手引書等に係るものに限る。）。
- (9) 首都圏その他の各大都市圏、東北地方その他の各地方及び北海道のそれぞれの整備及び開発に関する総合的な政策に係る計画及び方針に関する調査及び調整その他当該計画及び方針の推進に関すること。
- (10) 地価の公示に関すること。
- (11) 不動産の鑑定評価に関すること。
- (12) 国土調査に関すること。
- (13) 大都市の機能の改善に関する総合的な政策に係る計画及び方針に関する調査及び調整その他当該計画及び方針の推進に関すること。
- (14) 国土の総合的かつ体系的な利用、開発及び保全を図る観点からの、地方の振興に関する総合的な政策に係る計画及び方針に関する調査及び調整その他当該計画及び方針の推進に関すること。
- (15) 豪雪地帯（豪雪地帯対策特別措置法第2条第1項に規定する豪雪地帯をいう。）の雪害の防除及び振興に関する総合的な政策に係る計画及び方針に関する調査及び調整その他当該計画及び方針の推進に関すること。
- (16) 都市計画及び都市計画事業に関すること。
- (17) 土地区画整理事業、市街地再開発事業、民間都市開発事業その他市街地の整備改善に関すること。
- (18) 駐車場に関すること。
- (19) 都市開発資金の貸付けに関する法律の規定による資金の貸付けに関すること。
- (20) 都市公園その他の公共空地及び保勝地の整備及び管理（皇居外苑、新宿御苑及び京都御苑にあつては、これらの整備に限る。）に関すること。
- (21) 都市における緑地の保全及び緑化の推進に関すること。
- (22) 市民農園の整備の促進に関すること。
- (23) 古都（明日香村を含む。）における歴史的風土の保存に関する総合的な政策に係る計画及び方針に関する調査及び調整その他当該計画及び方針の推進に関すること。
- (24) 下水道に関すること。
- (25) 河川、水流及び水面の整備、利用、保全その他の管理に関すること。
- (26) 水資源の開発又は利用のための施設の整備及び管理に関すること。
- (27) 公有水面の埋立て及び干拓に関すること。
- (28) 運河に関すること。
- (29) 砂防に関すること。
- (30) 地すべり、ぼた山及び急傾斜地の崩壊並びに雪崩による災害の防止に関すること。
- (31) 海岸の整備、利用、保全その他の管理に関すること。
- (32) 水防に関すること。
- (33) 道路の整備、利用、保全その他の管理（これに関連する環境対策及び交通安全対策を含む。）に関すること。
- (34) 有料道路に関する事業に関すること。
- (35) 住宅（その附帯施設を含む。）の供給、建設、改良及び管理並びにその居住環境の整備に関すること。
- (36) 建築物（浄化槽を含む。）に関する基準に関すること（基準の設定に係るものを除く。）。
- (37) 建築士に関すること。
- (38) 建築物の質の向上その他建築の発達及び改善に関すること。
- (39) 港湾の整備、利用、保全及び管理に関すること。
- (40) 航路の整備、保全及び管理に関すること。
- (41) 国が行う海洋の汚染の防除に関する業務に関すること。
- (42) 官公庁施設の整備（官公庁施設の建設等に関する法律第10条第1項各号に掲げるものに限る。）

- 並びに指導及び監督に関すること。
- (43) 地方公共団体その他政令で定める公共的団体からの委託に基づき、建設工事又は建設工事の設計若しくは工事管理を行うこと。
 - (44) 所掌事務に係る一般消費者の利益の保護に関すること。
 - (45) 所掌事務に係る資源の有効な利用の確保に関すること。
 - (46) 建設技術に関する研究及び開発並びにこれらの助成並びに建設技術に関する指導及び普及に関すること。
 - (47) 測量業の発達、改善及び調整に関すること。
 - (48) 地価の調査に関すること。
 - (49) 流域における治水及び水利に関する施策に関する調査及び調整その他当該施策の推進に関すること。
 - (50) 空港等に関する国の直轄の土木施設の整備及び災害復旧に関すること。
 - (51) 以上に掲げるもののほか、法律（法律に基づく命令を含む。）に基づき国土交通省に属させられた事務

<筑後川河川事務所>

- (1) 筑後川（佐賀河川事務所の管轄区域を除く。）及び矢部川の改良工事、維持修繕その他の管理（筑後川ダム統合管理事務所の所掌に属するものを除く。）、洪水予報、洪水特別警戒水位及び水防警報、その他の水防に関する事務
- (2) 筑後川流域の砂防工事
- (3) 福岡県有明海沿岸及び佐賀県有明海沿岸の海岸の保全に関する調査

<遠賀川河川事務所>

遠賀川の改良工事、維持修繕その他の管理、洪水予報、洪水特別警戒水位及び水防警報、その他の水防に関する事務

<福岡国道事務所>

- (1) 一般国道 3 号、201 号、202 号、208 号、209 号及び 210 号の改築及び修繕工事、維持その他の管理（九州道路メンテナンスセンターの所掌に属するものを除く。）
- (2) 一般国道 497 号の新設工事
- (3) 福岡県の地域道路の保全（除雪を含む。）に係る調整、指導及び監督

<北九州国道事務所>

- (1) 一般国道 2 号、3 号、10 号及び 201 号の改築及び修繕工事、維持その他の管理（九州道路メンテナンスセンターの所掌に属するものを除く。）
- (2) 福岡県の地域道路の保全（除雪を含む。）に係る調整、指導及び監督

<有明海沿岸国道事務所>

- (1) 一般国道 208 号の改築及び修繕工事、維持その他の管理（九州道路メンテナンスセンターの所掌に属するものを除く。）

<筑後川ダム統合管理事務所>

- (1) 筑後川上流ダム群（筑後川松原ダム、津江川下釜ダム、赤石川大山ダム、佐田川寺内ダム及び小石原川小石原川ダム）、筑後大堰及び佐賀導水路の操作その他の管理の調整
- (2) 筑後川松原ダム及び津江川下釜ダムの維持及び管理
- (3) 筑後川松原ダム及び津江川下釜ダムに係る河川の管理

<九州技術事務所>

- (1) 土木工事の施工技術の改善に関する調査及び試験施工（九州道路メンテナンスセンターの所掌に属するものを除く。）

- (2) 建設機械類の改良に関する調査及び試験並びに試作及び修理
- (3) 土木工事用材料及び水質等の調査及び試験(九州道路メンテナンスセンターの所掌に属するものを除く。)
- (4) 土木技術に関する情報の収集及び管理(九州道路メンテナンスセンターの所掌に属するものを除く。)
- (5) 建設機械に関する職員の研修及びその他の職員の研修(研修計画の企画及び立案並びに九州道路メンテナンスセンターの所掌に属するものを除く。)
- (6) 公共土木施設の応急復旧に係る建設機械及び資機材の運用に関する調整
- (7) 地域道路の保全(除雪を含む。)に係る特定事項についての調整、指導及び監督(九州道路メンテナンスセンターの所掌に属するものを除く。)

<九州道路メンテナンスセンター>

- (1) 直轄国道等の修繕工事、維持その他の管理(高度な技術を要するものに限る。)
- (2) 土木工事の施工技術の改善のうち、道路の保全(除雪を含む。)に係る特定事項についての調査及び試験施工
- (3) 土木工事用材料のうち、道路の保全(除雪を含む。)に係る特定事項についての調査及び試験
- (4) 土木技術のうち、道路の保全(除雪を含む。)に係る特定事項についての情報の収集及び管理
- (5) 道路の保全(除雪を含む。)に係る特定事項についての職員の研修(研修計画の企画及び立案を除く。)
- (6) 地域道路の構造の保全(除雪を含む。)に関するトンネル、橋その他の道路を構成する施設若しくは工作物又は道路の附属物に係る特定事項についての調整、指導及び監督

<国営海の中道海浜公園事務所>

- (1) 海の中道海浜公園及び国営吉野ヶ里歴史公園の整備及び維持その他の管理
- (2) 福岡県玄界灘沿岸及び豊前豊後沿岸の海岸の保全に関する調査

<北九州港湾・空港整備事務所>

- (1) 北九州港の整備、利用、保全及び管理
- (2) 海洋の汚染の防除に関する業務
- (3) 北九州空港に関する国の直轄の土木施設の整備及び災害復旧
- (4) 海洋汚染等防止及び海上災害の防止に関する法律の規定による油保管施設等の油濁防止緊急措置手引書等に関すること。

<博多港湾・空港整備事務所>

- (1) 博多港、三池港の整備、利用、保全及び管理
- (2) 海洋の汚染の防除に関する業務
- (3) 福岡空港に関する国の直轄の土木施設の整備及び災害復旧
- (4) 海洋汚染等防止及び海上災害の防止に関する法律の規定による油保管施設等の油濁防止緊急措置手引書等に関すること。

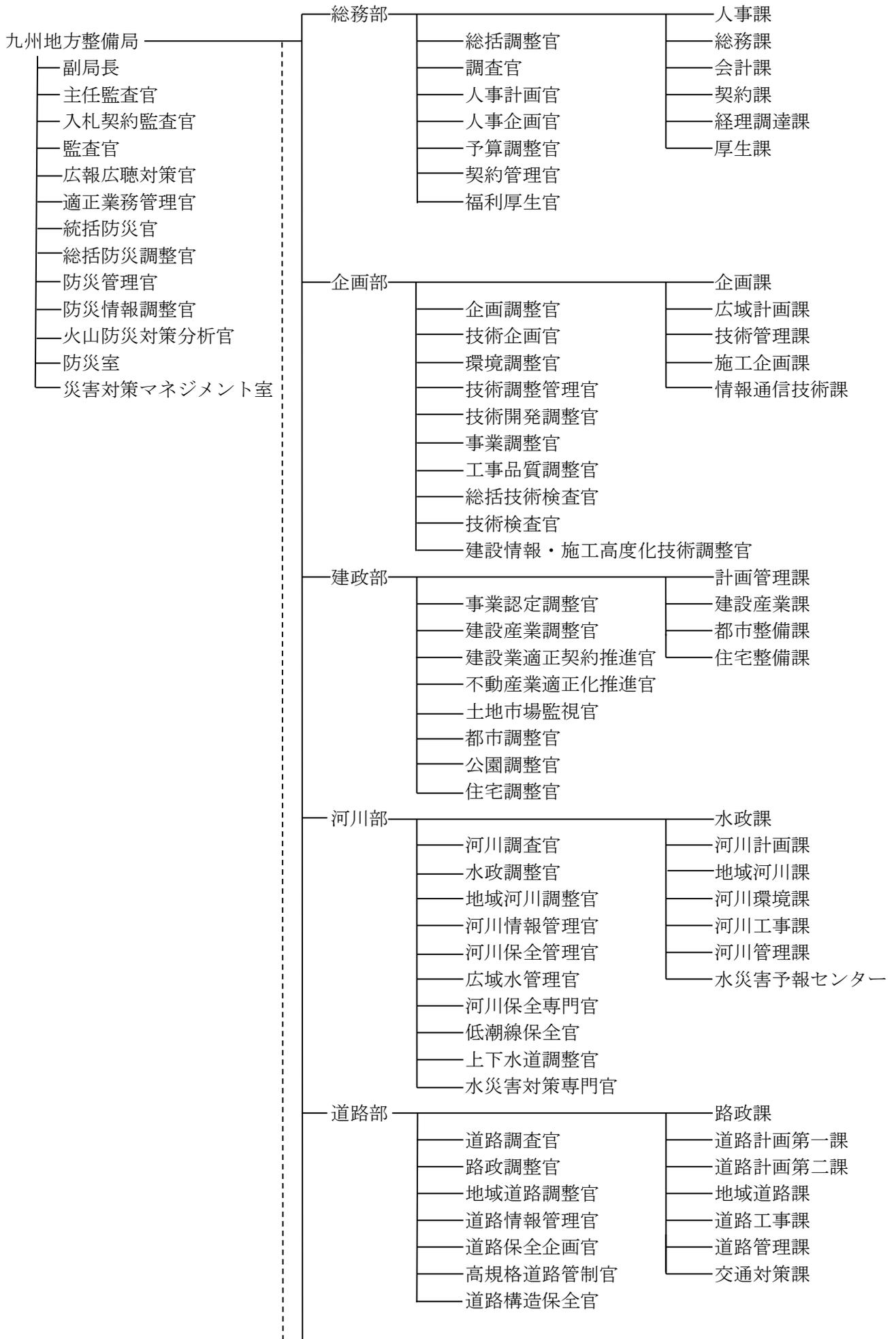
<苅田港湾事務所>

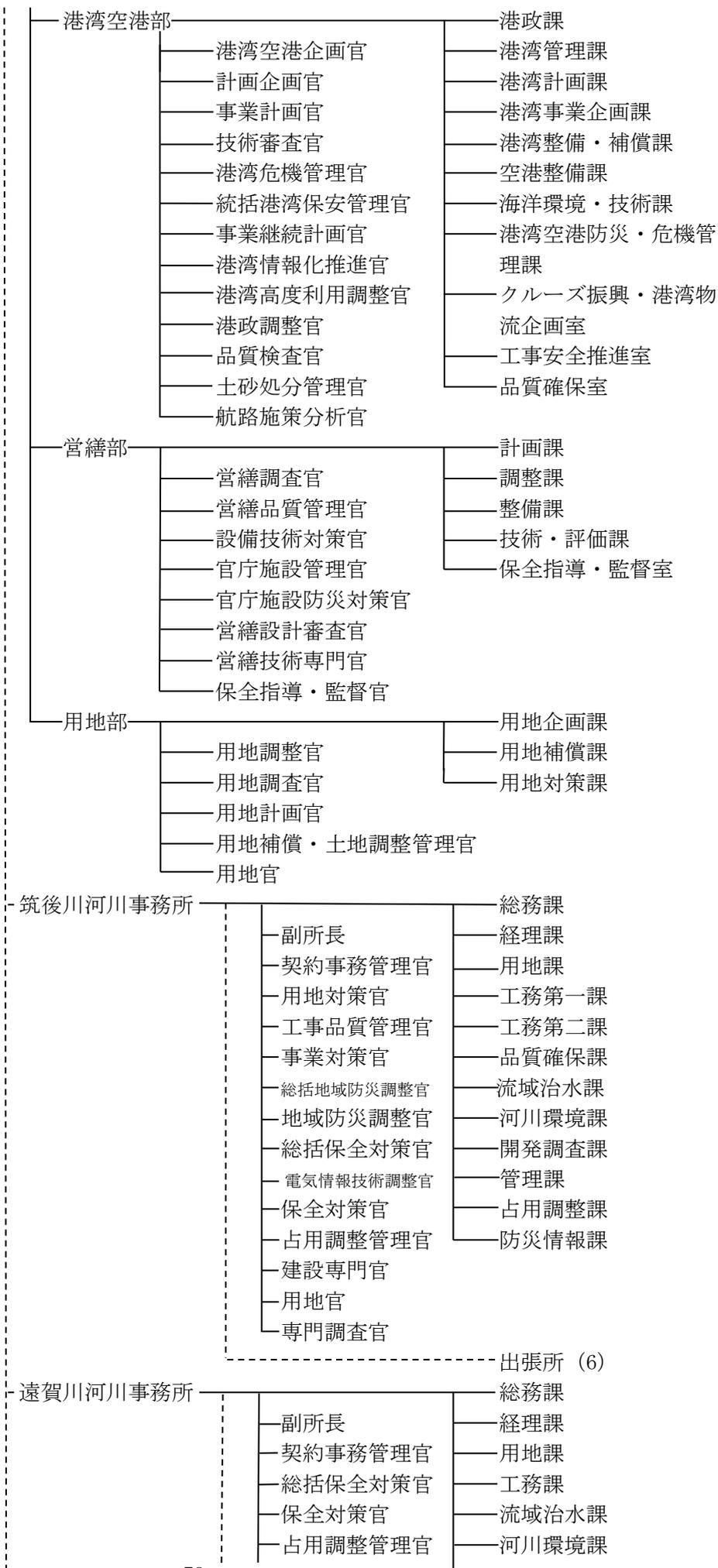
- (1) 苅田港の整備、利用、保全及び管理
- (2) 海洋の汚染の防除に関する業務
- (3) 海洋汚染等防止及び海上災害の防止に関する法律の規定による油保管施設等の油濁防止緊急措置手引書等に関すること。

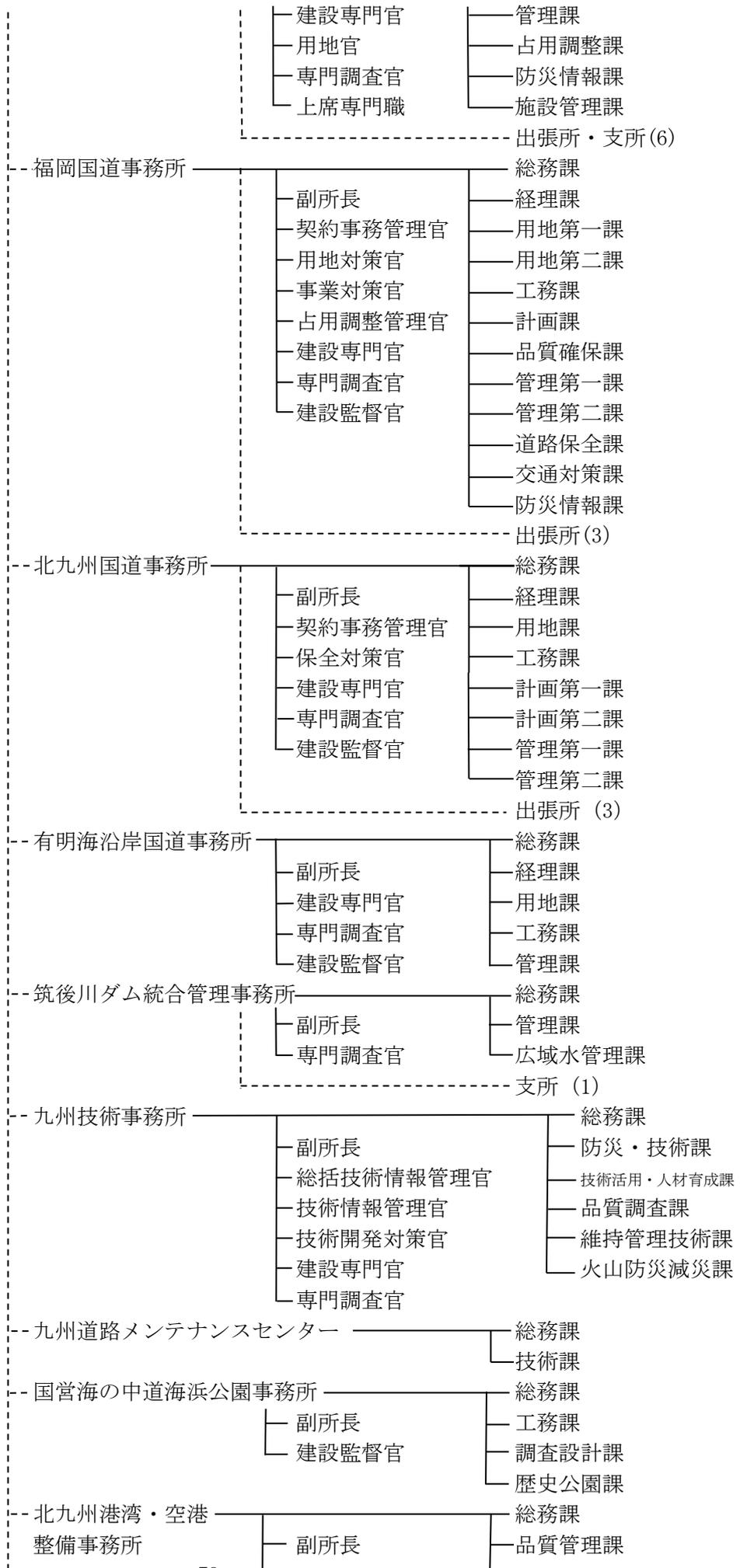
<関門航路事務所>

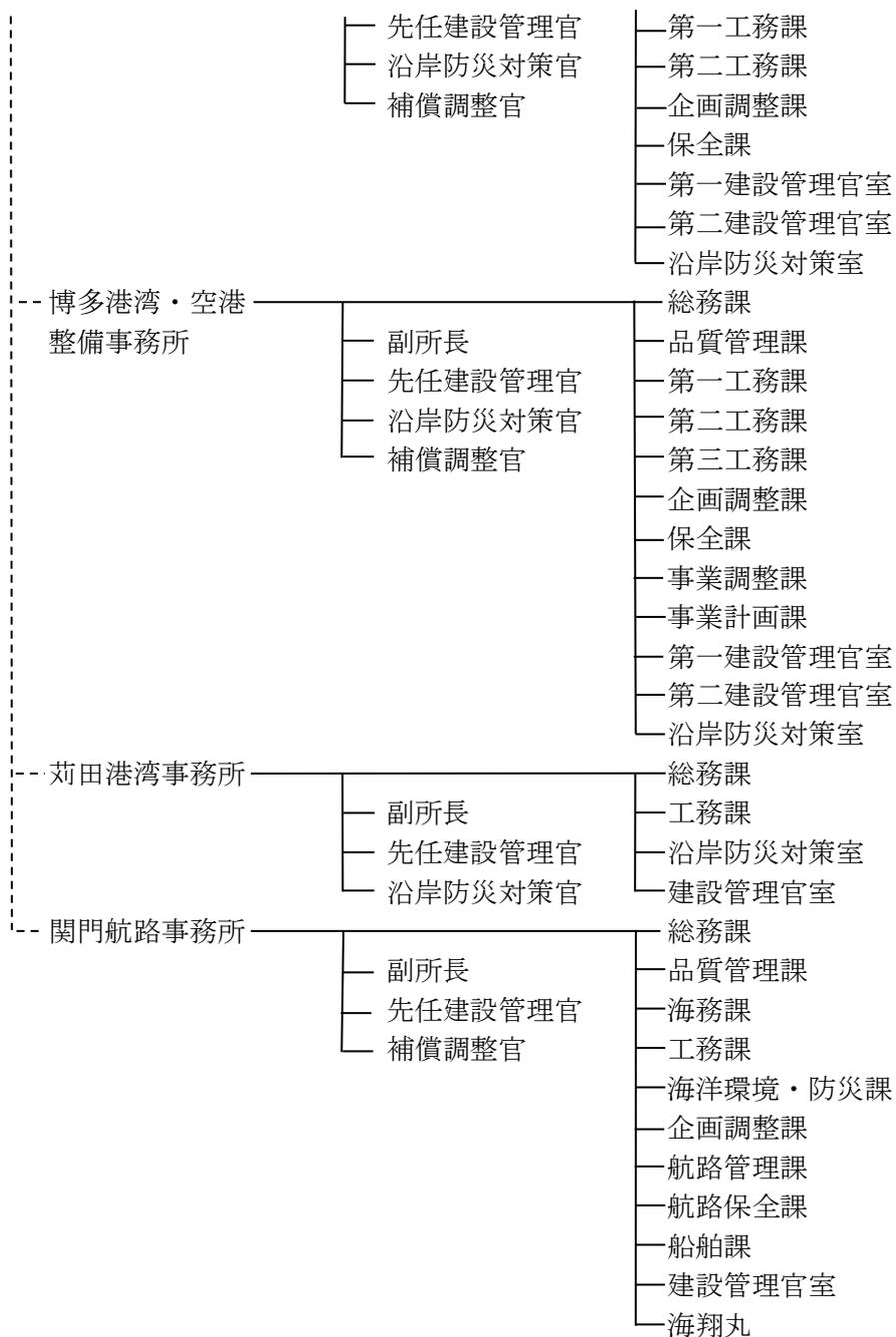
- (1) 関門航路の整備、保全及び管理
- (2) 海洋の汚染の防除に関する業務

(組織)









(情報公開・個人情報保護開示請求窓口)

九州地方整備局総務部総務課広報係

TEL 092-471-6331 (内線 2386)

(相談・案内窓口)

○道の相談室

TEL 092-672-5614 FAX 092-476-3514

○海とみなとの相談窓口

TEL 0120-497-370

○駆け込みホットライン (建設業法違反通報窓口)

TEL 0570-018-240 FAX 0570-018-241

○不動産相談電話

TEL 092-476-3561

○総合案内 九州地方整備局総務課

TEL 092-471-6331 FAX 092-476-3457

九州運輸局 〒812-0013 福岡市博多区博多駅東2-11-1 福岡合同庁舎新館
TEL 092-472-2371
ホームページ <http://www.tb.mlit.go.jp/kyushu/>

(下部機関)

○陸上交通

福岡運輸支局（本庁舎） 〒813-8577 福岡市東区千早3-10-40
TEL 092-673-1190

北九州自動車検査登録事務所 〒800-0211 北九州市小倉南区新曾根4-1
TEL 050-5540-2079

久留米自動車検査登録事務所 〒830-0052 久留米市上津町2203-290
TEL 050-5540-2081

筑豊自動車検査登録事務所 〒820-0115 飯塚市仁保23-39
TEL 050-5540-2080

○海上交通

福岡運輸支局（門司港庁舎） 〒801-8585 北九州市門司区西海岸1-3-10 門司港湾合同庁舎6階
TEL 093-322-2700

若松海事事務所 〒808-0034 北九州市若松区本町1-14-12 若松港湾合同庁舎6階
TEL 093-751-8111

(設置根拠)

九州運輸局 国土交通省設置法第30条、35条、国土交通省組織令第212条
運輸支局 国土交通省設置法第37条、国土交通省組織令第216条
自動車検査登録事務所 国土交通省設置法第37条、地方運輸局組織規則第149条
海事事務所 国土交通省設置法第37条、地方運輸局組織規則第150条

(所掌事務)

- (1) 地方運輸局の所掌に係る地域の振興に係る施策に関し横断的な処理を要する事項に関すること。
- (2) 都市交通その他の地域的な交通に関する基本的な計画及び地域における交通調整に関すること(都市計画及び都市計画事業に関するものを除く。)
- (3) 倉庫業その他の保管事業の発達、改善及び調整に関すること。
- (4) 中心市街地の活性化に関する法律(平成10年法律第92号)第7条第10項第4号に規定する貨物運送効率化事業に関する計画の認定に関すること。
- (5) 流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律(平成17年法律第85号)第2条第2号に規定する流通業務総合効率化事業に関すること(港湾流通拠点地区に関するものを除く。)
- (6) 都市の低炭素化の促進に関する法律(平成24年法律第84号)第32条第1項に規定する貨物運送共同化実施計画の認定に関すること。
- (7) 貨物自動車ターミナルに関すること。
- (8) 交通事情に関する総合的な調査の実施及び情報の分析に関すること。
- (9) 地方交通審議会の庶務に関すること。
- (10) 観光地及び観光施設の改善その他の観光の振興に関すること。
- (11) 旅行業、旅行業者代理業その他の所掌に係る観光事業の発達、改善及び調整に関すること。
- (12) 全国通訳案内士及び地域通訳案内士に関すること。
- (13) ホテル及び旅館の登録に関すること。
- (14) 鉄道、軌道及び索道(以下「鉄道等」という。)の整備並びにこれらの整備及び運行に関連する環境対策に関すること(軌道法(大正10年法律第76条)第5条の規定による工事施行の認可、同法第7条の規定による工事の着手及び竣工の期間の指定並びに同法第8条の規定による工事の施行(以下「軌道の工事施行の認可等」という。)に関するものを除く。)
- (15) 鉄道等による運送及びこれらの事業の発達、改善及び調整に関すること。
- (16) 鉄道等の安全の確保に関すること(軌道の工事施行の認可等に関するものを除く。)
- (17) 鉄道等に関する事故及びこれらの事故の兆候の原因並びにこれらの事故に伴い発生した被害の原

- 因を究明するための調査に関すること（運輸安全委員会の所掌に属するものを除く。）。
- (18) 鉄道等の用に供する車両、信号保安装置その他の陸運機器（これらの部品を含む。以下「陸運機器等」という。）の製造、流通及び消費の増進、改善及び調整並びにこれらの陸運機器等の製造に関する事業の発達、改善及び調整に関すること。
 - (19) 貨物利用運送事業（船舶運航事業者の行う貨物の運送に係るものを除く。）の発達、改善及び調整に関すること。
 - (20) 道路運送及び道路運送事業の発達、改善及び調整並びに安全の確保に係る監査及びこれに基づく指導並びに当該監査の結果に基づく必要な処分に関すること。
 - (21) 自動車ターミナルに関すること。
 - (22) 自動車損害賠償責任保険及び自動車損害賠償責任共済に関すること。
 - (23) 政府の管掌する自動車損害賠償保障事業に関すること。
 - (24) 貨物利用運送事業、道路運送事業及びバスターミナル事業に関する業務の監査及びこれに基づく指導並びに自家用自動車の使用についての監査及びこれに基づく指導に関すること。
 - (25) 道路運送及び道路運送事業の安全の確保に係る監査及びこれに基づく指導に関すること。
 - (26) 前2号に規定する監査の結果に基づき必要な処分を行うこと。
 - (27) 自動車車庫に関すること。
 - (28) 自動車の登録及び自動車抵当に関すること。
 - (29) 道路運送及び道路運送車両の安全の確保、道路運送車両による公害の防止その他の道路運送車両に係る環境の保全（良好な環境の創出を含む。以下単に「環境の保全」という。）並びに道路運送車両の使用に関すること。
 - (30) 自動車の整備事業の発達、改善及び調整に関すること。
 - (31) 軽車両及び自動車用代燃装置の製造、流通及び消費の増進、改善及び調整並びにこれらの製造に関する事業の発達、改善及び調整に関すること。
 - (32) 道路運送車両並びにその使用及び整備に必要な機械器具及び物資の流通及び消費の増進、改善及び調整に関すること。
 - (33) 船舶運航事業者の行う貨物の運送に係る貨物利用運送事業の発達、改善及び調整に関すること。
 - (34) 水上運送及び水上運送事業の発達、改善及び調整に関すること。
 - (35) 港湾運送及び港湾運送事業の発達、改善及び調整に関すること。
 - (36) 海事代理士に関すること。
 - (37) 海事思想の普及及び宣伝に関すること。
 - (38) 造船に関する事業の発達、改善及び調整に関すること。
 - (39) 船舶、船舶用機関及び船舶用品の製造、修繕、流通及び消費の増進、改善及び調整に関すること。
 - (40) モーターボート競走に関すること。
 - (41) 船員の最低賃金及び福利厚生に関すること（労働条件の監査に関することを除く。）。
 - (42) 船員の失業対策及び船員の職業の紹介、職業の指導、職業の補導その他船員の労務の需給調整に関すること（監査に関することを除く。）。
 - (43) 船員の教育及び養成に関すること。
 - (44) 海洋汚染等（海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和45年法律第136号）第3条第15号の2に規定する海洋汚染等をいう。以下同じ。）及び海上災害の防止に関すること。
 - (45) 旅客定期航路事業（対外旅客定期航路事業を除く。）及び旅客不定期航路事業に関する許可及び認可に係る安全上の審査に関すること。
 - (46) 船舶運航事業の用に供する船舶の運航の管理に関する監査及び指導その他船舶運航事業に関する輸送の安全の確保に関する監督に関すること。
 - (47) 水上運送（水上運送事業によるものを含む。）に係るエネルギーの使用の合理化に関すること（船舶の施設に関するものに限る。）。
 - (48) タンカー油濁損害賠償保障契約、一般船舶等油濁損害賠償保障契約及び難破物除去損害賠償保障契約に関すること。
 - (49) 船舶のトン数の測度及び登録に関すること。
 - (50) 船舶の安全の確保並びに船舶による危険物その他の特殊貨物の運送及び貯蔵に関すること。
 - (51) 船員の労働条件、安全衛生その他の労働環境及び災害補償、船内規律並びに船員手帳に関すること。
 - (52) 船員の労務の需給調整に関する監査に関すること。

- (53) 海技士及び小型船舶操縦士の免許、船舶職員及び小型船舶操縦者の資格及び定員並びに水先に関すること。
- (54) 船舶の航行の安全の確保、船舶の乗組員の適正な労働環境及び療養補償の確保並びに海洋汚染等の防止に係る外国船舶の監督に関すること。
- (55) 運輸安全委員会の行う運輸安全委員会設置法（昭和48年法律第113号）第5条第5号及び第6号に規定する調査に対する援助に関すること。

(管轄区域)

<九州運輸局>

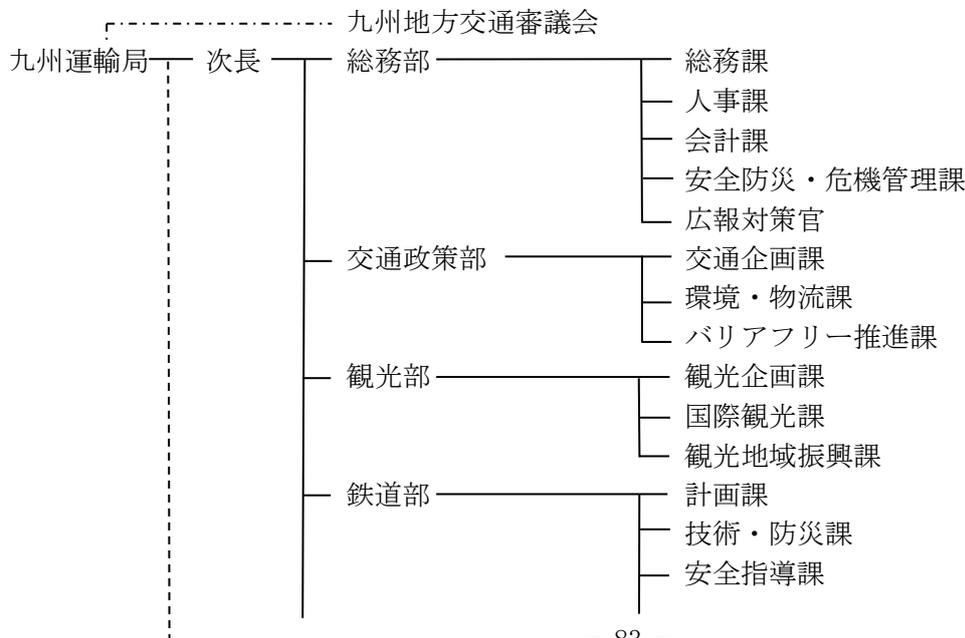
福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県

山口県のうち下関市、宇部市、長門市、山陽小野田市（海事関係に限る。）

<下部機関>

支局等名	事務別	管轄区域
福岡運輸支局 (本庁舎) (陸上交通関係)	一般行政事務	福岡県
	自動車の検査及び登録	福岡県内のうち、福岡市、春日市、大野城市、太宰府市、筑紫野市、宗像市、福津市、古賀市、糸島市、那珂川市、糟屋郡
福岡運輸支局 (門司港庁舎) (海上交通関係)	一般行政事務、運航業務監理、船舶登録測定、船舶検査及び外国船舶監督	福岡県内のうち、北九州市(門司区、小倉北区及び小倉南区に限る。)、行橋市、豊前市、飯塚市、田川市、嘉麻市、京都郡、築上郡、田川郡、嘉穂郡
	船員職業安定	福岡県内のうち、北九州市(門司区、小倉北区及び小倉南区に限る。)、行橋市、豊前市、田川市、京都郡、築上郡、田川郡
北九州自動車検査登録事務所	自動車の検査及び登録	北九州市、行橋市、豊前市、中間市、遠賀郡、京都郡、築上郡
久留米自動車検査登録事務所	自動車の検査及び登録	大牟田市、久留米市、柳川市、八女市、筑後市、大川市、小郡市、うきは市、朝倉市、みやま市、朝倉郡、三井郡、三潁郡、八女郡
筑豊自動車検査登録事務所	自動車の検査及び登録	直方市、飯塚市、田川市、宮若市、嘉麻市、鞍手郡、嘉穂郡、田川郡
若松海事事務所	一般行政事務、運航業務監理、船舶登録測定、船舶検査及び外国船舶監督	福岡県内のうち、北九州市(若松区、戸畑区、八幡東区、八幡西区)、直方市、中間市、宮若市、遠賀郡、鞍手郡
	船員職業安定	上記一般行政の区域のほか、飯塚市、宗像市、福津市、嘉麻市、嘉穂郡

(組織)



(情報公開・個人情報保護開示請求窓口)

九州運輸局総務部総務課

TEL 092-472-2351

(相談・案内窓口)

○メールでの意見・要望 バリアフリー推進課

<http://www.tb.mlit.go.jp/kyushu/mail/body.htm>

○交通消費者行政相談 バリアフリー推進課

TEL 092-472-2333

○自動車不具合情報ホットライン

TEL 0120-744-960

<https://renrakuda.mlit.go.jp/renrakuda/hotline.html>

○総合案内 総務課

TEL 092-472-2371

〔大阪航空局〕

福岡空港事務所

〒812-0005 福岡市博多区上臼井字屋敷 295
TEL 092-621-2221 FAX 092-621-3063

北九州空港事務所

〒800-0306 北九州市小倉南区空港北町 6
TEL 093-474-0204 FAX 093-473-4335

大阪航空局ホームページ <https://www.cab.mlit.go.jp/wcab>

(設置根拠)

国土交通省設置法第 39 条、地方航空局組織規則第 35 条、同第 36 条別表第 1

(所掌事務)

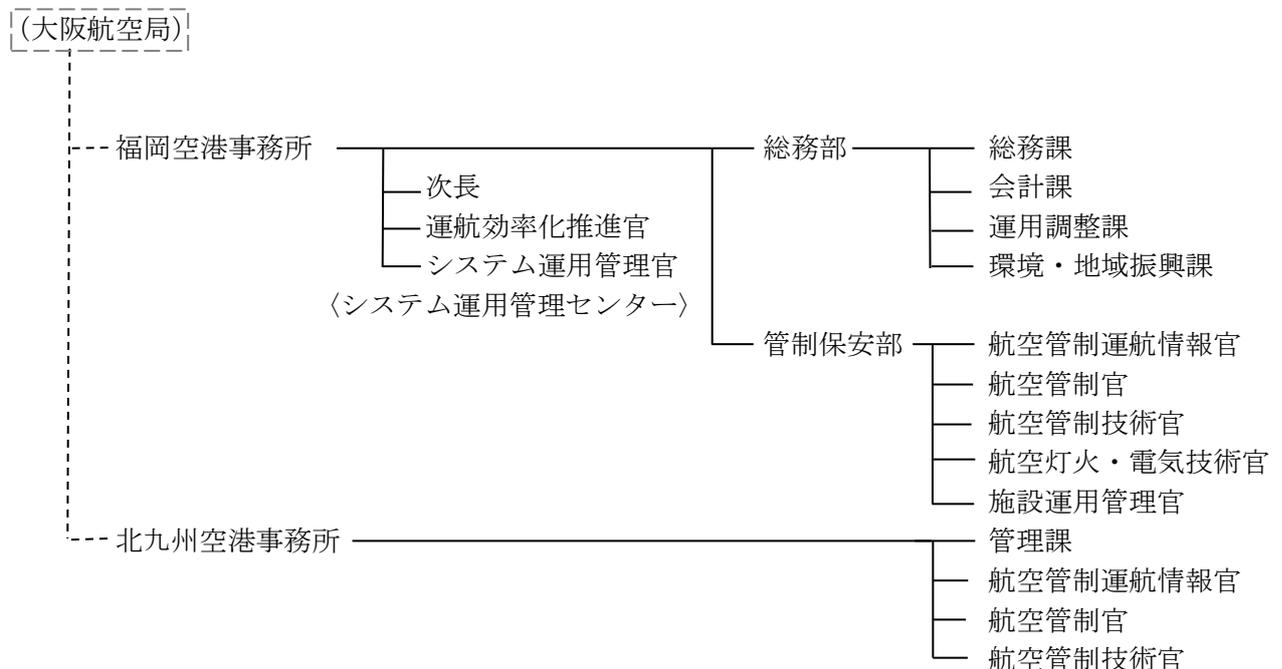
- (1) 航空に関する事業（航空機及びその装備品の生産（修理については、航空機製造事業者の行うものに限る。）に関する事業を除く。）の発達、改善及び調整に関すること。
- (2) 航空機の操縦の練習の許可に関すること。
- (3) 空港等の設置及び管理の監督に関すること（空港出張所及び空港・航空路監視レーダー事務所の所掌に属するものを除く。）。
- (4) 空港等の供用に関すること。
- (5) 空港等の周辺における航空機の航行により生ずる騒音等による障害に関すること。
- (6) 空港等内の秩序の維持に関すること。
- (7) 空港等及びその周辺における航空機に関する事故その他空港等における事故及び空港等における災害に関すること（次号に掲げるものを除く。）。
 - (7)の2 空港等における航空に関する危機管理に関すること。
 - (7)の3 土地の収用、買収、使用及び寄附に関すること。
- (8) 航空機の運航の監督に関すること。
- (9) 航空機の航行の方法に関すること。
- (10) 遭難航空機の捜索及び救助に関すること。
- (11) 航空情報（電話による航空路航空情報を除く。）に関すること（空港出張所の所掌に属するものを除く。）。
- (12) 航空交通管制のために必要な情報の処理を行うシステム（以下「管制情報処理システム」という。）による航空通信の実施に関すること。
- (13) 運輸安全委員会の行う運輸安全委員会設置法第 5 条第 1 号及び第 2 号に規定する調査に対する援助に関すること。
- (14) 電話による航空通信の実施に関すること（空港出張所の所掌に属するものを除く。）。
- (15) 航空路管制業務を行う機関と航空機との航空交通管制及び航空機の位置通報に関する連絡に関すること（空港出張所及び空港・航空路監視レーダー事務所の所掌に属するものを除く。）。
- (16) 着陸帯、誘導路、エプロン及びランプの運用に関すること。
- (17) 空港等の保安に関すること（土木施設、建築施設及び電気施設（航空保安無線施設、航空通信施設、レーダー及び管制情報処理システム施設を除く。）に関する保守に関するものを除く。）。
- (18) 飛行場管制業務、ターミナル・レーダー管制業務及び着陸誘導管制業務に関すること（空港出張所及び空港・航空路監視レーダー事務所の所掌に関するものを除く。）。
- (19) 航空法第 95 条 ただし書の規定による許可に関すること（空港出張所及び空港・航空路監視レーダー事務所の所掌に属するものを除く。）。
- (20) 航空通信施設、レーダー及び管制情報処理システム施設の工事及び保守に関すること（空港出張所及び空港・航空路監視レーダー事務所の所掌に属するものを除く。）。
- (21) 航空保安無線施設の工事、運用及び保守に関すること（空港出張所及び空港・航空路監視レーダー事務所の所掌に属するものを除く。）。
- (22) 航空保安無線施設の設置及び管理の監督に関すること。
- (23) 航空交通管制に用いる施設の作動状況の監視に関すること。
- (24) 空港等の施設に係る航空法の規定に基づく検査に関すること。
- (25) 土木施設に関する工事及び保守に関すること（空港等に関する国の直轄の土木施設の整備及び災害復旧に係るものを除く。）。
- (26) 建築施設に関する工事及び保守に関すること。

- (27) 航空灯火その他の電気施設（航空保安無線施設、航空通信施設、レーダー及び管制情報処理システム施設を除く。）に関する工事、運用及び保守に関すること。
- (28) 航空灯火の設置及び管理の監督に関すること。
- (29) 類似灯火の制限に関すること。
- (30) 昼間障害標識に関すること。
- (31) 空港事務所の所掌事務を遂行するために使用する機械施設の工事並びに機械施設及び車両の保守に関すること。
- (32) 電話による航空路航空情報に関すること（航空法施行規則（昭和27年運輸省令第56号）第242条の2第2項及び第3項の規定により航空交通管制部長が当該事務に係る権限を空港事務所長に委任した場合（以下「航空交通管制部長が空港事務所長に委任した場合」という。）に限る。）。
- (33) 進入管制業務に関すること（航空交通管制部長が空港事務所長に委任した場合に限る。）。
- (34) 航空路管制業務に関すること（航空交通管制部長が空港事務所長に委任した場合に限る。）。
- (35) 航空法第94条ただし書及び第94条の2第1項ただし書の規定による許可に関すること（航空交通管制部長が空港事務所長に委任した場合に限る。）。
- (36) 航空法第97条第1項の規定による承認に関すること（航空交通管制部長が空港事務所長に委任した場合に限る。）。
- (37) 航空法第97条第1項の規定による承認を与えた航空機の到着の通知に関すること（航空交通管制部長が空港事務所長に委任した場合に限る。）。
- (38) 航空機の位置通報に関すること（航空交通管制部長が空港事務所長に委任した場合に限る。）。

(管轄区域)

福岡空港事務所	福岡県（北九州空港事務所の管轄に属する区域を除く。）、佐賀県、長崎県のうち対馬市及び壱岐市
北九州空港事務所	山口県のうち下関市、宇部市、長門市、美弥市及び山陽小野田市、福岡県のうち北九州市、行橋市、豊前市、京都郡及び築上郡

(組織)



(情報公開・個人情報保護開示請求窓口)

大阪航空局総務部総務課 TEL 06-6937-2700 FAX 06-6937-2782

(相談・案内窓口)

○福岡空港事務所総務課 TEL 092-621-2221 FAX 092-621-3063
 ○北九州空港事務所管理課 TEL 093-474-0204 FAX 093-473-4335

福岡航空交通管制部

〒811-0204 福岡市東区大字奈多字小瀬抜 1302-17

TEL 092-607-7111 FAX 092-607-0474

国土交通省ホームページ <http://www.mlit.go.jp/koku/index.html>

(設置根拠)

国土交通省設置法第 40 条、国土交通省組織令第 219 条及び 220 条、航空交通管制部組織規則

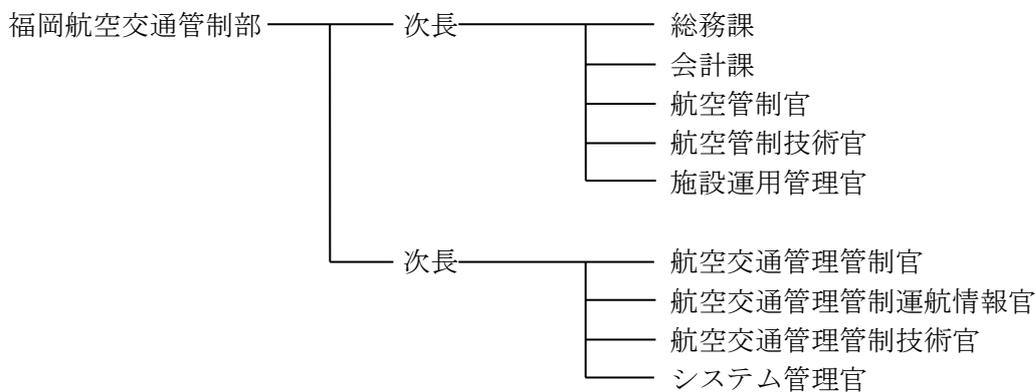
(所掌事務)

航空路、航空交通管制、飛行計画及び航空機の運航に関する情報の提供に関すること。

(管轄区域)

航空交通管制部組織規則第 1 条に定めるところによる（同条第 1 項の管轄区域は、中国・四国地方の一部、九州本島一円及びこれらの近海と西方海上）。

(組織)



(情報公開・個人情報保護開示請求窓口)

福岡航空交通管制部総務課 TEL 092-607-7111 FAX 092-607-0474

(相談・案内窓口)

福岡航空交通管制部総務課 TEL 092-607-7111 FAX 092-607-0474

[国土地理院]

九州地方測量部

〒812-0013 福岡市博多区博多駅東 2-11-1 福岡合同庁舎本館 5 階

TEL 092-411-7881 FAX 092-411-7882

ホームページ <https://www.gsi.go.jp/kyusyu/index.html>

(国土地理院本院) <https://www.gsi.go.jp/>

(設置根拠)

国土交通省設置法第 27 条及び第 28 条、国土地理院組織規則第 75 条

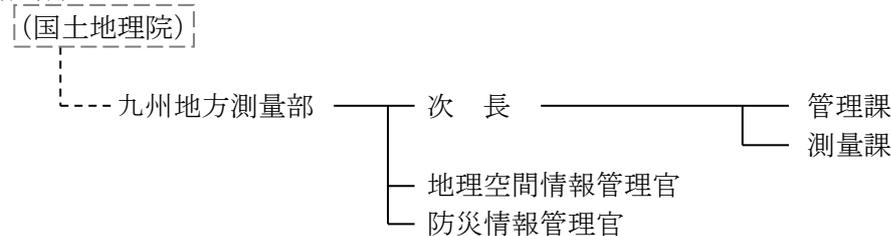
(所掌事務)

- (1) 管轄区域の各種測量の基礎となる基準点の整備及び測量標の維持管理
- (2) 電子国土基本図（地図情報）の整備
- (3) 公共測量に関する技術的助言、指導及び測量成果の審査
- (4) 基本測量、公共測量の測量成果及び測量記録の閲覧・交付等に関する事務
- (5) 地図・空中写真等の基本測量成果の複製及び使用の承認に関する事務
- (6) 測量士・測量士補試験の実施
- (7) 地理空間情報の収集、管理及び活用推進
- (8) 防災に関する情報の収集、管理及び提供

(管轄区域)

福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県

(組織)



(情報公開・個人情報保護開示請求窓口)

国土地理院総務部広報広聴室 TEL 029-864-1507 FAX 029-864-6441

(相談・案内窓口)

九州地方測量部管理課 TEL 092-411-7881 FAX 092-411-7882

〔海難審判所〕

門司地方海難審判所

〒801-0841 北九州市門司区西海岸 1-3-10 門司港湾合同庁舎 10 階

TEL 093-331-3721 FAX 093-280-0179

海難審判所ホームページ <https://www.mlit.go.jp/jmat/index.htm>

(設置根拠)

海難審判法第 11 条、海難審判所組織規則第 7 条

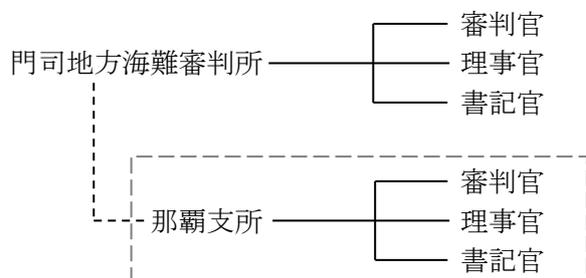
(所掌事務)

海難の調査及び審判（海難審判法施行規則第 5 条に定める重大な海難を除く。）

(管轄区域)

山口県（広島地方海難審判所の管轄区域を除く。）、福岡県（長崎地方海難審判所の管轄区域を除く。）、長崎県（対馬市及び壱岐市の区域に限る。）、大分県、宮崎県、鹿児島県（長崎地方海難審判所の管轄区域を除く。）、沖縄県及びこれらの接する領海並びに国外水域の一部

(組織)



(情報公開・個人情報保護開示請求窓口)

海難審判所総務課 TEL 03-6893-2400 FAX 03-6893-2406

(相談・案内窓口)

門司地方海難審判所 TEL 093-331-3721 FAX 093-280-0179

〔気象庁〕

福岡管区気象台

〒810-0052 福岡市中央区大濠 1-2-36
TEL 092-725-3601 FAX 092-714-7681
ホームページ <https://www.data.jma.go.jp/fukuoka/>

(下部機関)

福岡航空地方気象台

〒812-0005 福岡市博多区大字上臼井字屋敷 295
TEL 092-621-3945 FAX 092-621-3955

(設置根拠)

管区気象台 国土交通省設置法第 48 条、国土交通省組織令第 240 条
航空地方気象台 国土交通省設置法第 50 条第 1 項、気象庁組織規則第 119 条第 2 項

(所掌事務)

＜管区気象台＞

- (1) 気象、地象（地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る。）及び水象の予報及び警報並びに気象通信に関すること。
- (2) 気象、地象、地動及び水象並びにこれらに関連する輻射に関する観測並びに気象、地象及び水象に関する情報に関すること。
- (3) 気象測器その他の測器に関すること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、法律（法律に基づく命令を含む。）に基づき管区気象台に分掌させることとされた事務

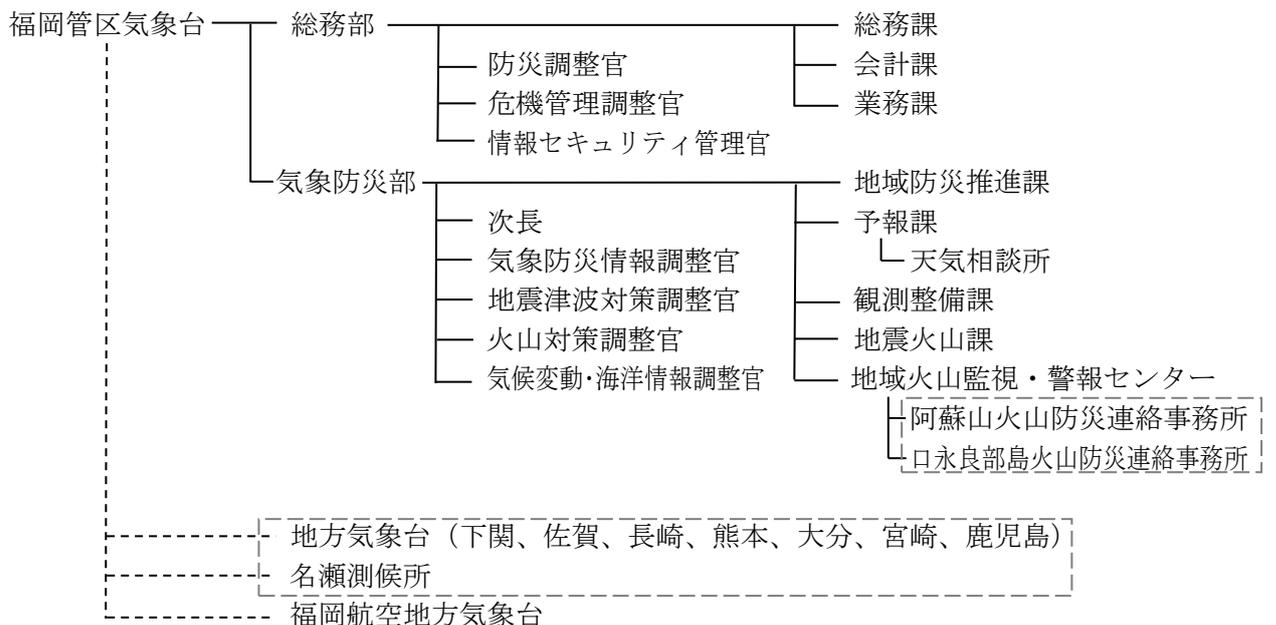
＜航空地方気象台＞

- (1) 航空機の利用に供するための気象、地象（地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る。）及び水象の予報及び警報に関すること。
- (2) 航空機の利用に供するための気象、地象及び水象の観測及びその成果の発表に関すること。
- (3) 前二号に掲げるもののほか、航空気象業務の実施に関すること。

(管轄区域)

福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、山口県

(組織)



(情報公開・個人情報保護開示請求窓口)

福岡管区气象台総務部総務課 TEL 092-725-3601 FAX 092-714-7681

(相談・案内窓口)

福岡管区气象台総務部業務課 TEL 092-725-3603 FAX 092-714-7681

福岡航空地方气象台業務管理官 TEL 092-621-3945 FAX 092-621-3955

〔運輸安全委員会〕

運輸安全委員会事務局門司事務所

〒801-0841 北九州市門司区西海岸 1-3-10 門司港湾合同庁舎 10 階
TEL 093-331-3707

運輸安全委員会ホームページ <http://www.mlit.go.jp/jtsb/index.html>

(設置根拠)

運輸安全委員会設置法第 3 条

(所掌事務)

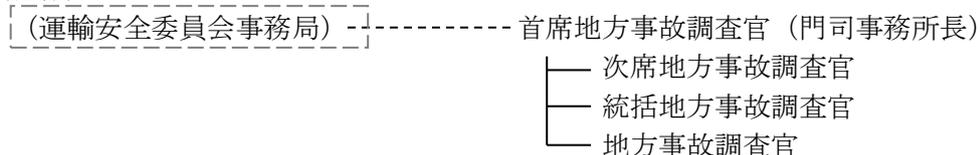
運輸安全委員会の所掌事務に関し、首席地方事故調査官の職務（国土交通省組織令第 243 条の 8）に係る次の業務を実施

- (1) 旅客の死亡を伴う船舶事故その他の国土交通省令で定める重大な船舶事故等以外の船舶事故等であつてその置かれた第 243 条の 2 第 2 項に規定する区域（注：管轄区域）において発生したものの原因を究明するための調査に関すること。
- (2) 旅客の死亡を伴う船舶事故その他の国土交通省令で定める重大な船舶事故以外の船舶事故であつてその置かれた第 243 条の 2 第 2 項に規定する区域（注：管轄区域）において発生したものに伴い発生した被害の原因を究明するための調査に関すること。
- (3) 事故発生後の初期の段階における事故等調査に関すること。

(管轄区域)

山口県（下松市、岩国市、光市、柳井市、周南市、大島郡、玖珂郡及び熊毛郡の区域を除く。）、福岡県（大牟田市、柳川市、大川市及びみやま市の区域を除く。）、長崎県（対馬市及び壱岐市の区域に限る。）、大分県、宮崎県、鹿児島県（阿久根市、出水市、出水郡、奄美市及び大島郡の区域を除く。）及びこれらの接する領海並びに国外水域の一部

(組織)



(情報公開・個人情報保護開示請求窓口)

運輸安全委員会事務局総務課広報室 TEL 03-5367-5025

(相談・案内窓口)

運輸安全委員会事務局門司事務所 TEL 093-331-3707

〔海上保安庁〕

第七管区海上保安本部

〒801-8507 北九州市門司区西海岸 1-3-10

TEL 093-321-2931 FAX 093-321-6038

ホームページ <https://www.kaiho.mlit.go.jp/07kanku/>

(下部機関)

門司海上保安部	〒801-0841	北九州市門司区西海岸 1-3-10	TEL 093-321-3215	FAX 093-321-3215
苅田海上保安署	〒800-0315	京都郡苅田町港町 27	TEL 093-436-3356	FAX 093-436-3356
小倉分室	〒803-0801	北九州市小倉北区西港町 103-2	TEL 093-571-6091	FAX 093-571-6091
若松海上保安部	〒808-0034	北九州市若松区本町 1-14-12	TEL 093-761-2497	FAX 093-761-2497
福岡海上保安部	〒812-0031	福岡市博多区沖浜町 8-1	TEL 092-281-5866	FAX 092-281-5866
三池海上保安部	〒836-0061	大牟田市新港町 1	TEL 0944-53-0521	FAX 0944-56-7339
関門海峡海上交通センター	〒800-0064	北九州市門司区松原 2-10-11	TEL 093-381-6699	FAX 093-381-6699
北九州航空基地	〒800-0305	京都郡苅田町空港南町 9 番	TEL 093-474-7006	FAX 093-474-7007

(設置根拠)

管区海上保安本部	海上保安庁法第 12 条、国土交通省組織令第 258 条
海上保安部	海上保安庁法第 13 条、海上保安庁組織規則第 118 条、第 119 条第 2 項
海上交通センター	海上保安庁組織規則第 119 条第 5 項
航空基地	海上保安庁組織規則第 119 条第 6 項

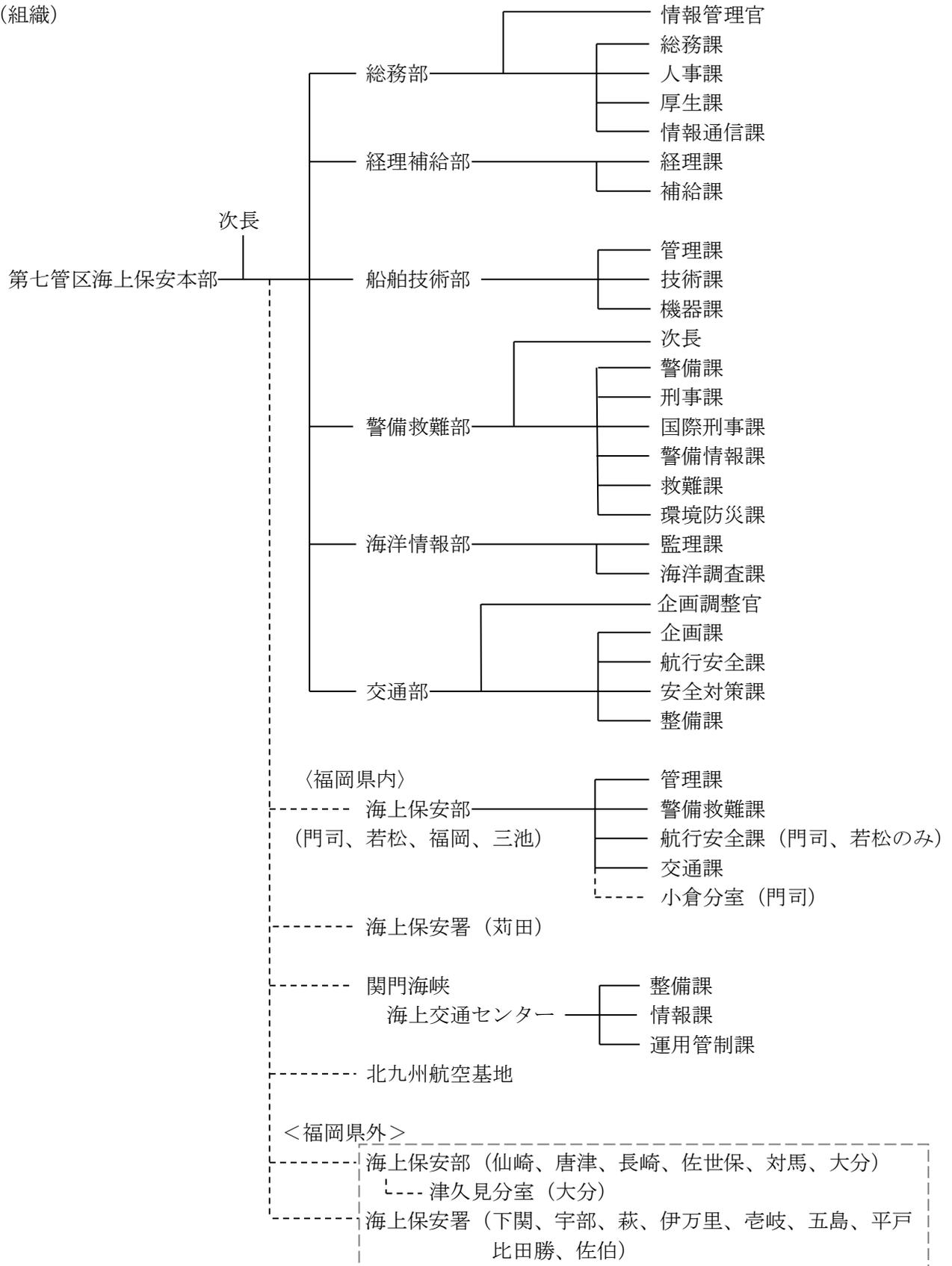
(所掌事務)

法令の海上における励行、海難救助、海洋汚染等の防止、海上における船舶の航行の秩序の維持、海上における犯罪の予防及び鎮圧、海上における犯人の捜査及び逮捕、海上における船舶交通に関する規制、水路、航路標識に関する事務その他海上の安全の確保に関する事務並びにこれらに附帯する事項に関する事務

(管轄区域)

管区海上保安本部	山口県（下関市、宇部市、萩市、長門市、美祢市、山陽小野田市及び阿武郡に限る。）、福岡県、佐賀県、長崎県及び大分県の区域並びにその沿岸水域
門司海上保安部	山口県のうち下関市、宇部市、美祢市及び山陽小野田市、福岡県のうち北九州市（門司区、小倉北区及び小倉南区に限る。）、直方市、飯塚市、田川市、行橋市、豊前市、宮若市、嘉麻市、鞍手郡、嘉穂郡、田川郡、京都郡及び築上郡
若松海上保安部	福岡県のうち北九州市（門司海上保安部の管轄区域を除く。）
福岡海上保安部	福岡県（門司海上保安部、若松海上保安部及び三池海上保安部の管轄区域を除く。）
三池海上保安部	福岡県のうち大牟田市、柳川市、八女市、筑後市、大川市、みやま市、三潴郡及び八女郡、佐賀県のうち鹿島市、小城市、杵島郡（白石町に限る。）及び藤津郡
保安署、分室	所属海上保安部の一部
海上交通センター	本部長の指定する海域
航空基地	管区海上保安本部と同じ。

(組織)



(情報公開・個人情報保護開示請求窓口)

第七管区海上保安本部総務部総務課 TEL 093-321-2931 FAX 093-321-6038

(相談・案内窓口)

第七管区海上保安本部総務部総務課 TEL 093-321-2931 FAX 093-321-6038

〔海上保安学校〕

門司分校

〒801-0802 北九州市門司区白野江 3-3-1

TEL 093-341-8131 FAX 093-341-8132

ホームページ <http://www.kaiho.mlit.go.jp/school/moji/>

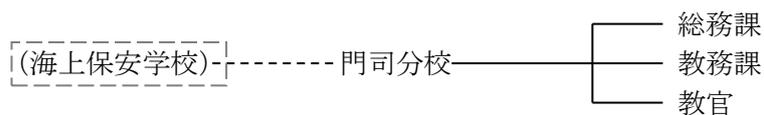
(設置根拠)

海上保安庁法第 33 条の 2、海上保安学校の名称、位置及び内部組織に関する庁令第 11 条

(所掌事務)

海上保安官としての必要な各種研修

(組織)



(情報公開・個人情報保護開示請求窓口)

海上保安学校事務部総務課 TEL・FAX 0773-62-3520

(相談・案内窓口)

海上保安学校門司分校総務課 TEL 093-341-8131 FAX 093-341-8132

環 境 省

九州地方環境事務所 〒860-0047 熊本県熊本市西区春日 2-10-1 熊本地方合同庁舎 B 棟 4 階
TEL 096-322-2400 FAX 096-322-2445
ホームページ <http://kyushu.env.go.jp/>

(下部機関)

福岡事務所 〒812-0013 福岡市博多区博多駅東 2-11-1 福岡合同庁舎本館 1 階
TEL 092-437-8851 FAX 092-481-6465

(設置根拠)

環境省設置法第 12 条、環境省組織令第 49 条、環境省組織規則第 26 条

(所掌事務)

- (1) 国土利用計画（国土利用計画法第 4 条に規定する計画をいう。）のうち同条に規定する全国計画の作成に関すること（環境の保全に関する基本的な政策に係るものに限る。）。
- (2) 特定有害廃棄物等（特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律に規定する特定有害廃棄物等をいう。）の輸出、輸入、運搬及び処分の規制に関すること（貿易管理に関するものを除く。）。
- (3) 環境基準（環境基本法第 16 条第 1 項に規定する基準をいう。）の設定に関すること。
- (4) 公害の防止のための規制に関すること。
- (5) 公害に係る健康被害の補償及び予防に関すること。
- (6) 公害の防止のための事業に要する費用の事業者負担に関する制度に関すること。
- (7) 自然環境が優れた状態を維持している地域における当該自然環境の保全に関すること。
- (8) 自然公園及び温泉の保護及び整備並びにこれらに関する事業の振興に関すること。
- (9) 景勝地及び休養地並びに公園（都市計画上の公園を除く。）の整備に関すること。
- (10) 野生動植物の種の保存、野生鳥獣の保護及び狩猟の適正化その他生物の多様性の確保に関すること。
- (11) 人の飼養に係る動物の愛護並びに当該動物による人の生命、身体及び財産に対する侵害の防止に関すること。
- (12) 自然環境の健全な利用のための活動の増進に関すること。
- (13) 廃棄物（廃棄物の処理及び清掃に関する法律に規定する廃棄物をいう。）の排出の抑制及び適正な処理（浄化槽によるし尿及び雑排水の処理を含む。）並びに清掃に関すること。
- (14) 原子炉の運転等（原子力損害の賠償に関する法律第 2 条第 1 項に規定する原子炉の運転等をいう。）に起因する事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関すること。
- (15) 石綿による健康被害の救済に関すること（他の府省の所掌に属するものを除く。）。
- (16) 前各号に掲げるもののほか、専ら環境の保全を目的とする事務及び事業に関すること。
- (17) 環境の保全の観点からの次に掲げる事務及び事業に関する基準、指針、方針、計画その他これらに類するものの策定並びに当該観点からのこれらの事務及び事業に関する規制その他これに類するもの（ホ、ヌ及びヲにあっては当該規制の実施、へにあっては当該整備に関する援助、チにあっては当該監視及び測定の実施、ルにあっては当該把握された化学物質の量の集計及びその結果の公表、ヨにあっては環境影響評価に関する審査）に関すること。
 - イ 温室効果ガス（大気を構成する気体であって、地表からの赤外線を吸収し、及びこれを放射する性質を有するものをいう。）の排出の抑制
 - ロ オゾン層の保護
 - ハ 海洋汚染の防止
 - ニ 工場における公害の防止のための組織の整備
 - ホ 工場立地の規制
 - へ 公害の防止のための施設及び設備の整備
 - ト 下水道その他の施設による排水の処理

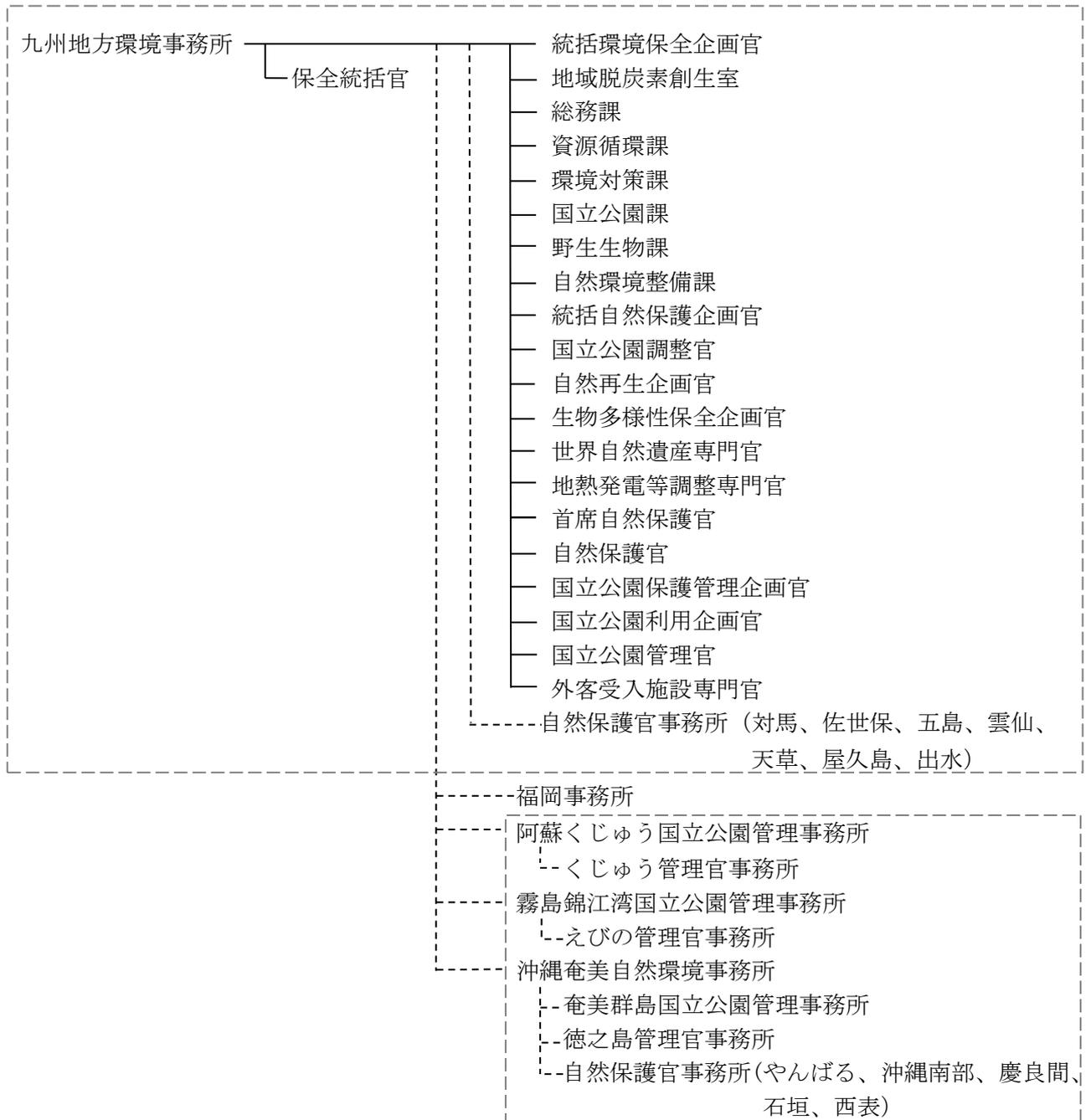
- チ 放射性物質に係る環境の状況の把握のための監視及び測定
- リ 森林及び緑地の保全
- ヌ 化学物質の審査及び製造、輸入、使用その他の取扱いの規制
- ル 事業活動に伴い事業所において環境に排出される化学物質の量及び事業活動に係る廃棄物の処理を事業所の外において行うことに伴い当該事業所の外に移動する化学物質の量の把握並びに化学物質の管理の改善の促進
- ヲ 農薬の登録及び使用の規制
- ワ 資源の再利用の促進
- カ 河川及び湖沼の保全
- ヨ 環境影響評価
- タ イからヨまでに掲げるもののほか、その目的及び機能の一部に環境の保全が含まれる事務及び事業

(18) 前各号に掲げるもののほか、法律（法律に基づく命令を含む。）に基づき環境省に属させられた事務

(管轄区域)

福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県

(組織)



(情報公開・個人情報保護開示請求窓口)

九州地方環境事務所総務課 TEL 096-322-2400 FAX 096-322-2445

(相談・案内窓口)

九州地方環境事務所総務課 TEL 096-322-2400 FAX 096-322-2445

防 衛 省

九州防衛局

〒812-0013 福岡市博多区博多駅東 2-10-7 福岡第二合同庁舎（4階、5階）
TEL 092-483-8811 FAX 092-474-3685
ホームページ <https://www.mod.go.jp/rdb/kyushu/>

(設置根拠)

地方防衛局 防衛省設置法第 31 条、防衛省組織令第 166 条

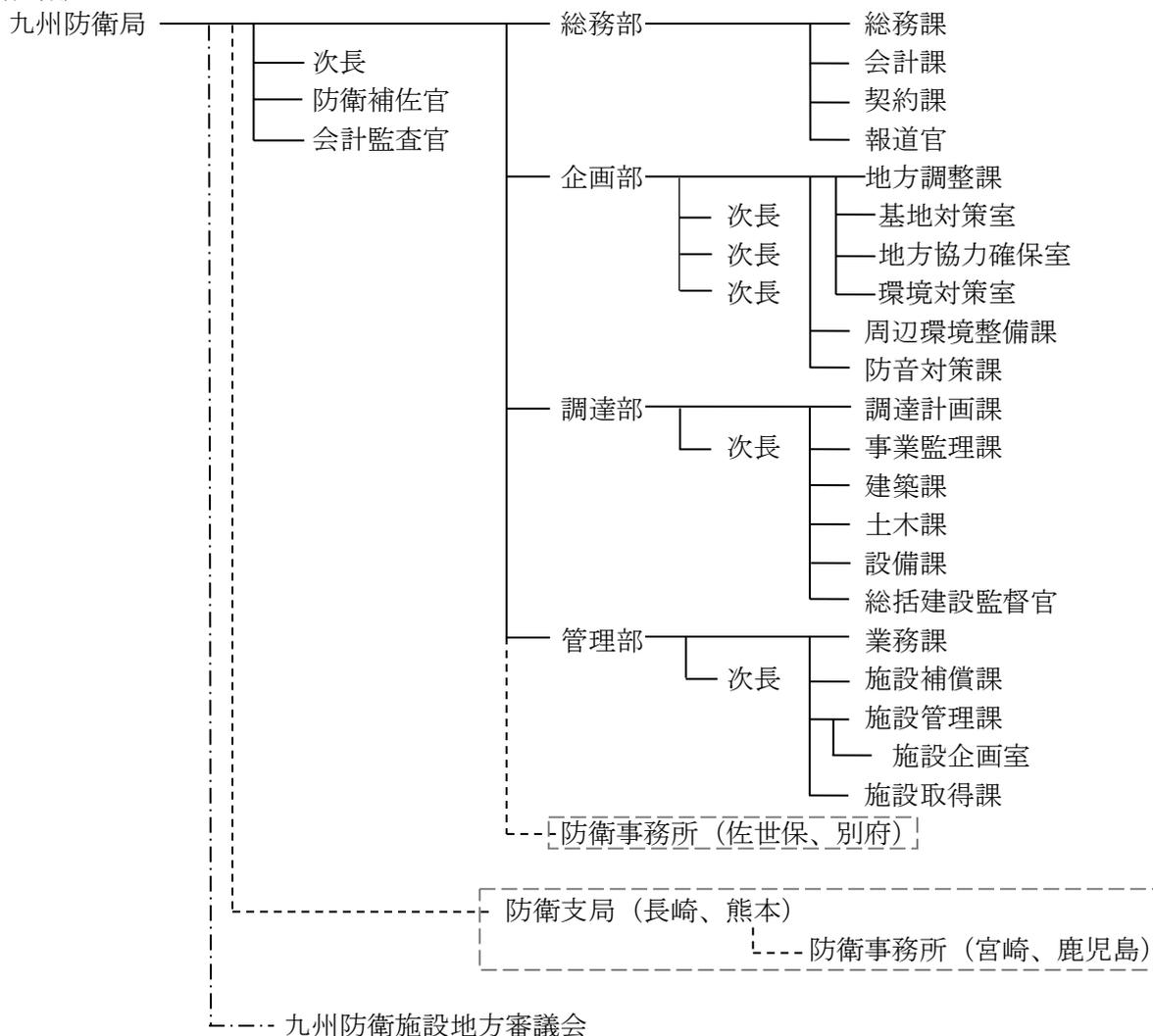
(所掌事務)

- (1) 地方公共団体及び地域住民の理解及び協力を確保するための事務
 - ・防衛及び警備、自衛隊の行動、自衛隊の組織、定員、編成、装備及び配置等について、これらを円滑かつ効果的に実施するための地方公共団体及び地域住民の理解及び協力の確保
- (2) 在日米軍及び自衛隊施設を取得し、その安定的な運用の確保を図るための事務
 - ・在日米軍及び自衛隊施設の取得・管理
 - ・建設工事
 - ・基地周辺対策
 - ・在日米軍人等による事件事故の損害賠償 等

(管轄区域)

福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県

(組織)



(情報公開・個人情報保護開示請求窓口)
九州防衛局総務部総務課情報公開窓口

TEL 092-483-8813 FAX 092-474-3685

(相談・案内窓口)
九州防衛局総務部報道官

TEL 092-483-8813 FAX 092-474-3685

陸上自衛隊**西部方面隊 (西部方面總監部)**

〒862-8710 熊本市東区東町 1-1-1 (健軍駐屯地)
 TEL 096-368-5111 (代表)
 ホームページ <http://www.mod.go.jp/gsdf/wae/index.html>

第4師団**司令部・司令部付隊**

〒816-8666 春日市大和町 5-12 (福岡駐屯地)
 TEL 092-591-1020

第40普通科連隊

〒802-8567 北九州市小倉南区北方 5-1-1 (小倉駐屯地)
 TEL 093-962-7681

第4後方支援連隊

〒816-8666 春日市大和町 5-12 (福岡駐屯地)
 TEL 092-591-1020

第4高射特科大隊

〒839-8504 久留米市国分町 100 (久留米駐屯地)
 TEL 0942-43-5391

第4通信大隊

〒816-8666 春日市大和町 5-12 (福岡駐屯地)
 TEL 092-591-1020

第4偵察戦闘大隊

同 上

第4特殊武器防護隊

同 上

第4音楽隊

同 上

第2高射特科団

〒820-8607 飯塚市大字津島 282 (飯塚駐屯地)
 TEL 0948-22-7651

第3高射特科群

同 上

第5施設団

〒838-0193 小郡市小郡 2277 (小郡駐屯地)
 TEL 0942-72-3161

第2施設群

〒820-8607 飯塚市大字津島 282 (飯塚駐屯地)
 TEL 0948-22-7651

第9施設群

〒838-0193 小郡市小郡 2277 (小郡駐屯地)
 TEL 0942-72-3161

第103施設器材隊

同 上

西部方面混成団

〒839-0863 久留米市国分町 100 (久留米駐屯地)
 TEL 0942-43-5391

第19普通科連隊

〒816-8666 春日市大和町 5-12 (福岡駐屯地)
 TEL 092-591-1020

(設置根拠)

方面總監部 防衛省設置法第27条、自衛隊法第10条

師 団 防衛省設置法第27条、自衛隊法第10条

自衛隊法施行令第6条、第7条 第10条、第12条の2

(所掌事務)

担当区域の警備

(警備区域)

方面隊 福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県

第4師団 福岡県、佐賀県、長崎県、大分県

九州補給処

〒842-0032 佐賀県神埼郡吉野ヶ里町立野7（目達原駐屯地）

TEL 0952-52-2161

ホームページ <https://www.mod.go.jp/gsdf/wae/info/nyusatu/dep/>**富野弾薬支処**

〒802-0036 北九州市小倉北区大字富野官有無番地（富野分屯地）

TEL 093-531-0484

(設置根拠)

補給処 防衛省設置法第27条、自衛隊法第24条、第26条、自衛隊法施行令第39条

支処 自衛隊法施行令第42条

(所掌事務)

<九州地区補給処>

需品、火器、弾薬、車両、航空機、化学器材、施設器材、通信器材及び衛生器材の調達、保管、補給及び整備を行うとともに、これらに関する調査研究を行う。

<富野弾薬支処>

九州地区補給処の所掌事務のうち、弾薬等の出納、保管、補給、整備及び検査を行う。

(組織)

九州補給処 ----- 富野弾薬支処

(情報公開・個人情報保護開示請求窓口)

九州防衛局総務部総務課情報公開窓口 TEL 092-483-8813 FAX 092-474-3685

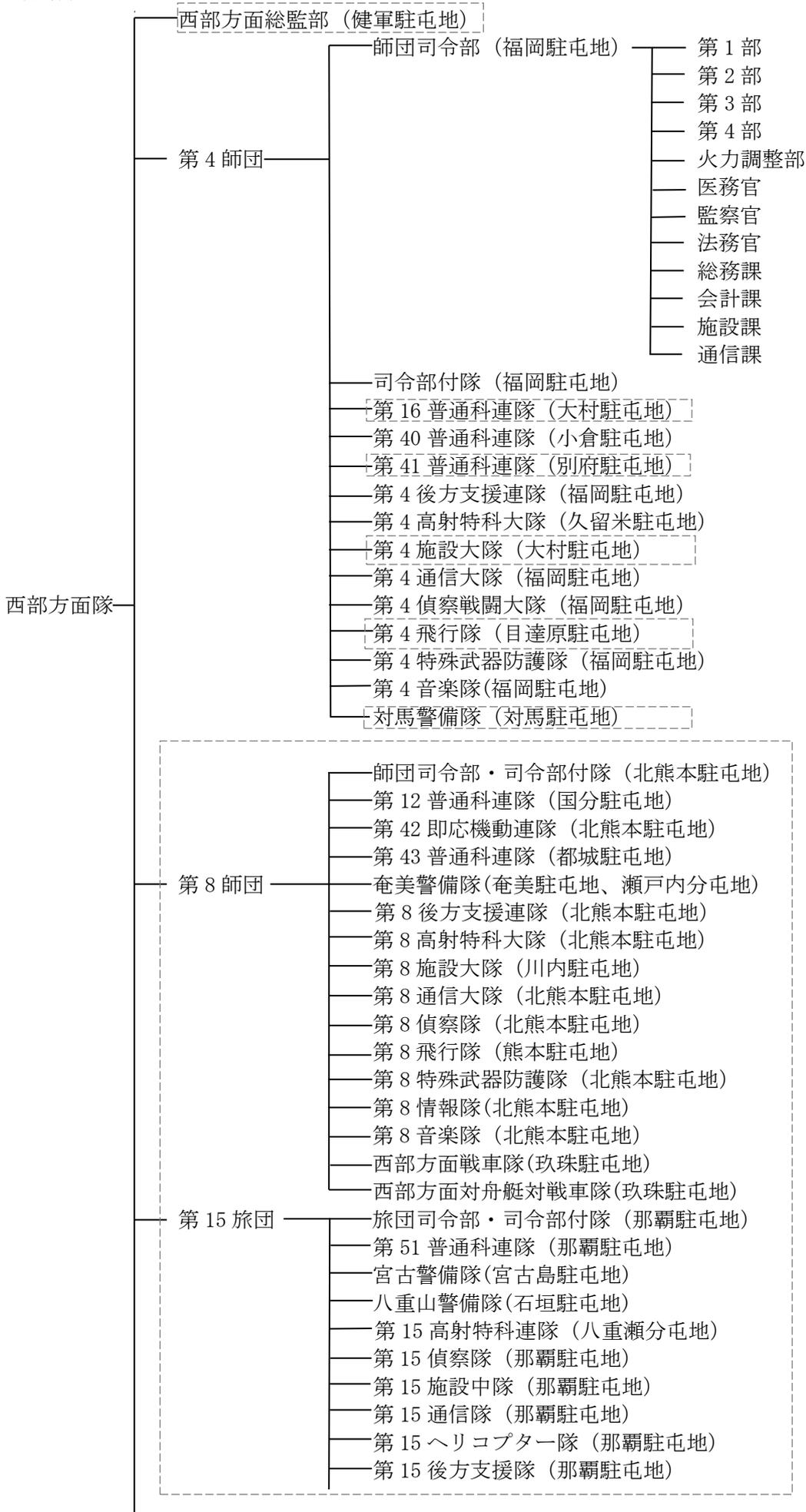
(相談・案内窓口)

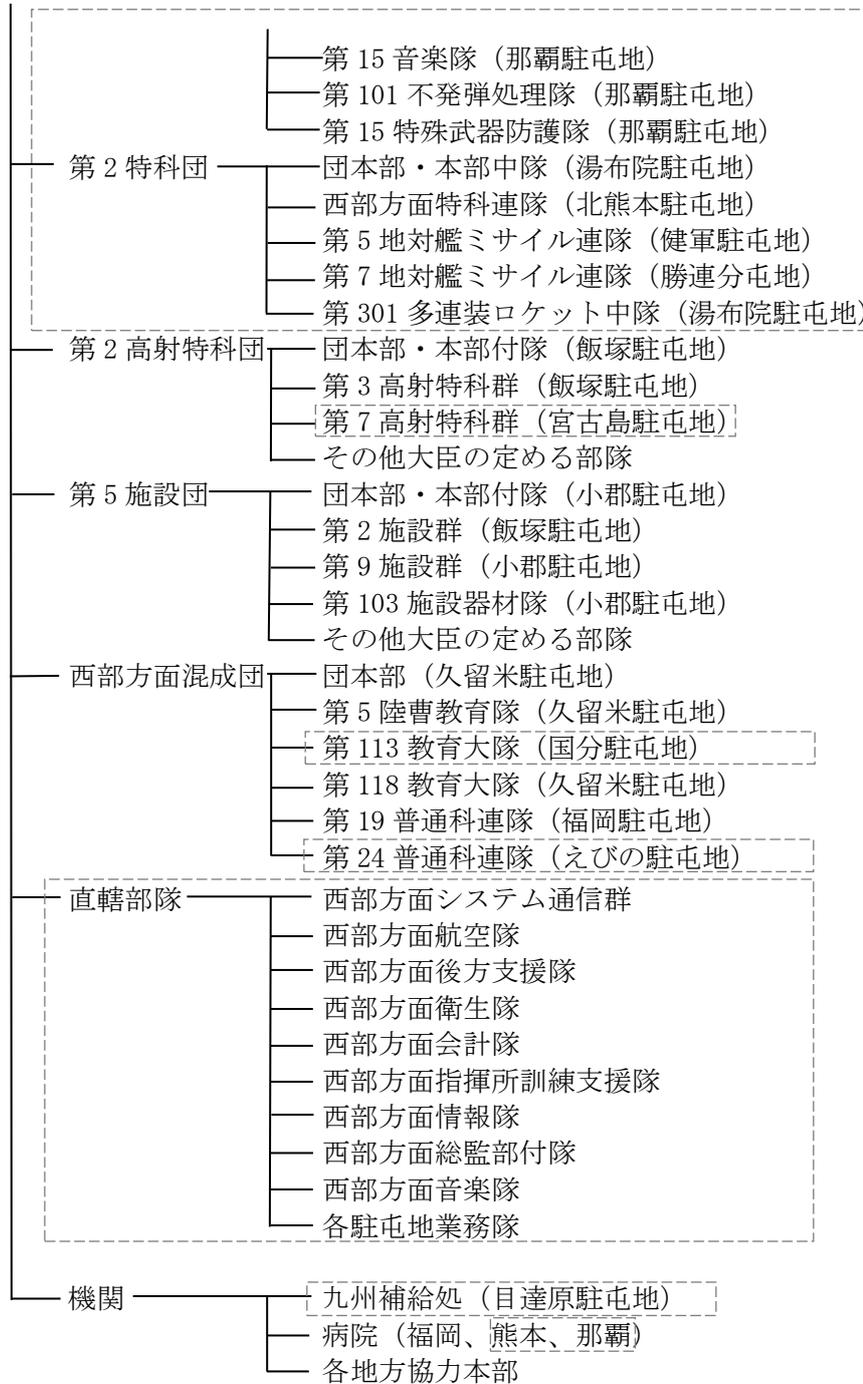
九州補給処富野弾薬支処 TEL 093-531-0484

【参考】駐屯地・分屯地（再掲）

福岡駐屯地	〒816-8666	春日市大和町5-12	TEL 092-591-1020
春日駐屯地	〒816-0826	春日市小倉東1-61	TEL 092-581-0431
小倉駐屯地	〒802-8567	北九州市小倉南区北方5-1-1	TEL 093-962-7681
飯塚駐屯地	〒820-8607	飯塚市大字津島282	TEL 0948-22-7651
小郡駐屯地	〒838-0193	小郡市小郡2277	TEL 0942-72-3161
久留米駐屯地	〒839-8504	久留米市国分町100	TEL 0942-43-5391
前川原駐屯地	〒839-8505	久留米市高良内町2728	TEL 0942-43-5215
富野分屯地	〒802-0036	北九州市小倉北区大字富野官有無番地	TEL 093-531-0484

(組織)





(情報公開・個人情報保護開示請求窓口)

九州防衛局総務部総務課情報公開窓口

TEL 092-483-8813

FAX 092-474-3685

(相談・案内窓口)

陸上自衛隊第4師団司令部総務課

TEL 092-591-1020

**陸上自衛隊学校
幹部候補生学校**

〒839-8505 久留米市高良内町 2728 (前川原駐屯地)
TEL 0942-43-5215
ホームページ <https://www.mod.go.jp/gsdf/ocsh/>

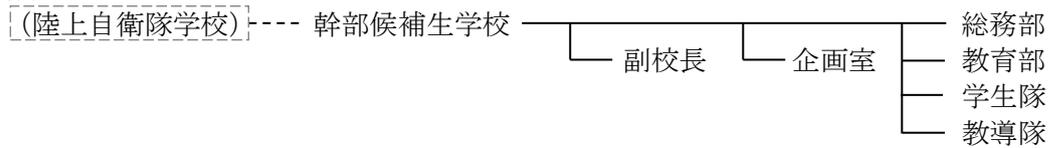
(設置根拠)

防衛省設置法第 27 条、自衛隊法第 24 条、第 25 条、自衛隊法施行令第 33 条の 2

(所掌事務)

陸上自衛隊の初級幹部としての職務を遂行するために必要な知識及び技能を修得させるための教育訓練を行う。

(組織)



(情報公開・個人情報保護開示請求窓口)

九州防衛局総務部総務課情報公開窓口 TEL 092-483-8813 FAX 092-474-3685

(相談・案内窓口)

陸上自衛隊学校幹部候補生学校総務部 TEL 0942-43-5215

(情報公開・個人情報保護開示請求窓口)
九州防衛局総務部総務課情報公開窓口

TEL 092-483-8813 FAX 092-474-3685

(相談・案内窓口)
西部航空方面隊司令部総務課

TEL 092-581-4031

(航空教育集团)
第13飛行教育団

〒807-0133 福岡県遠賀郡芦屋町大字芦屋1455-1 (芦屋基地)
TEL 093-223-0981

第3術科学校

同上
芦屋基地ホームページ <https://www.mod.go.jp/asdf/ashiya/>

(設置根拠)

飛行教育団 防衛省設置法第27条、自衛隊法第20条、第21条、自衛隊法施行令第28条の8
術科学校 防衛省設置法第27条、自衛隊法第24条、自衛隊法施行令第35条

(所掌事務)

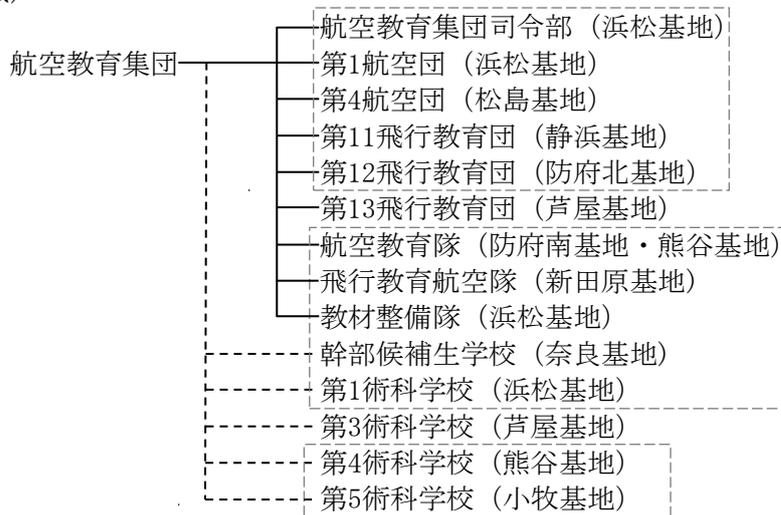
<第13飛行教育団>

学生に対して航空機の操縦者として必要な操縦等に関する知識及び技能を修得させるための教育訓練を実施。

<第3術科学校>

補給、輸送、調達、土木その他施設に関する業務等に必要な知識及び技能を修得させるための教育訓練並びに芦屋基地における基地業務を行う。

(組織)



(情報公開・個人情報保護開示請求窓口)

九州防衛局総務部総務課情報公開窓口 TEL 092-483-8813 FAX 092-474-3685

(相談・案内窓口)

第3術科学校総務課 TEL 093-223-0981

【参考】基地 (再掲)

築城基地	〒829-0151	福岡県築上郡築上町大字西八田	TEL 0930-56-1150
芦屋基地	〒807-0133	福岡県遠賀郡芦屋町大字芦屋1455-1	TEL 093-223-0981
春日基地	〒816-0804	春日市原町3-1-1	TEL 092-581-4031

〔陸・海・空 自衛隊の共同機関〕

自衛隊福岡病院

〒816-0826 春日市小倉東 1-61 (春日駐屯地)

TEL 092-581-0431

ホームページ <https://www.mod.go.jp/gsd/wae/kasuga/>

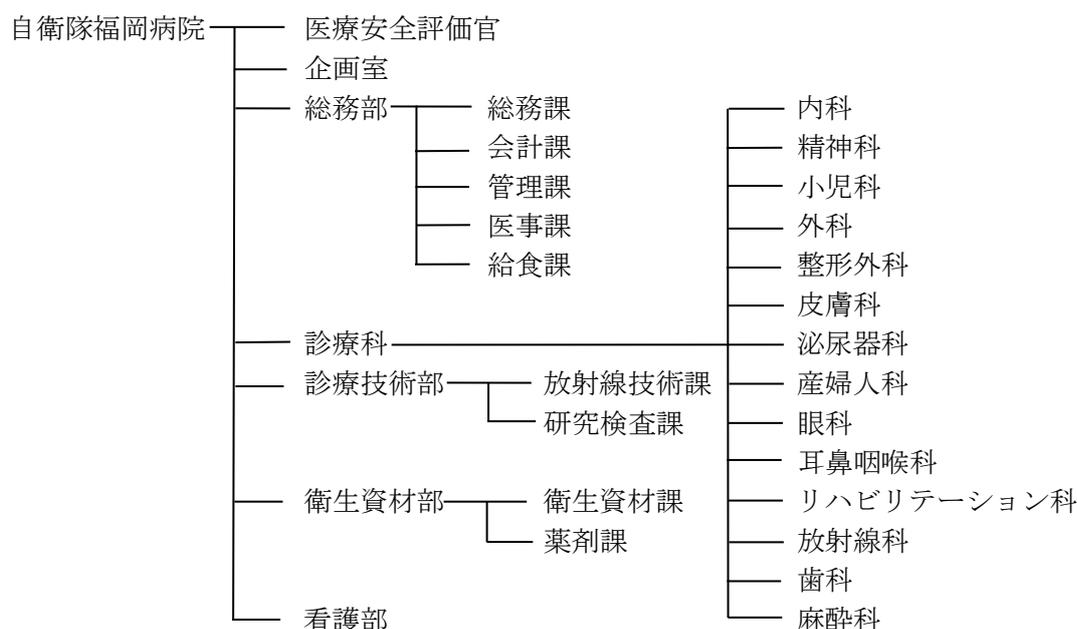
(設置根拠)

防衛省設置法第 27 条、自衛隊法第 24 条、自衛隊法施行令第 44 条

(所掌事務)

隊員、自衛隊法施行令第 46 条に規定する者(家族等)及びこれらの者以外の者の診療を行うとともに、診療に従事する隊員の当該専門技術に関する訓練及び医療その他の衛生に関する調査研究を行う。

(組織)



(情報公開・個人情報保護開示請求窓口)

九州防衛局総務部総務課情報公開窓口

TEL 092-483-8813

FAX 092-474-3685

(相談・案内窓口)

自衛隊福岡病院総務課

TEL 092-581-0431

FAX 092-581-0470

自衛隊福岡地方協力本部

〒812-0878 福岡市博多区竹丘町 1-12
TEL (092) 584-1881 FAX (092) 584-1885
ホームページ <https://www.mod.go.jp/pco/fukuoka/>

(設置根拠)

防衛省設置法第 27 条、自衛隊法第 24 条、自衛隊法施行令第 48 条

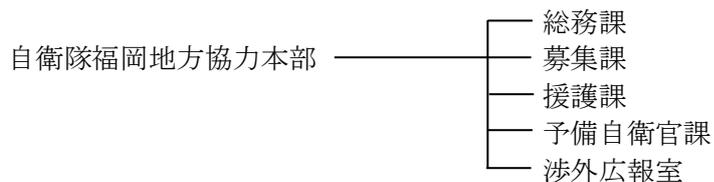
(所掌事務)

地方における渉外及び広報、自衛官及び自衛官候補生の募集その他防衛大臣の定める事務を行う。

(担当区域)

福岡県

(組織)



(情報公開・個人情報保護開示請求窓口)

九州防衛局総務部総務課情報公開窓口 TEL (092) 483-8813 FAX (092) 474-3685

(相談・案内窓口)

自衛隊福岡地方協力本部総務課 TEL (092) 584-1881 FAX (092) 584-1885

編集

総務省 九州管区行政評価局

〒812-0013

福岡市博多区博多駅東 2-11-1

福岡合同庁舎本館 8 階

TEL : 092-431-7081 (代表)

FAX : 092-431-7084